

情報通信技術利活用事業費補助金  
(東日本大震災復興特別会計)  
実施マニュアル

平成 27 年 3 月  
総務省  
情報流通行政局  
総合通信局

## 【 目 次 】

I 総論	1
1 情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計） 実施マニュアルの位置づけ	1
2 創設の背景	1
II 交付申請事務マニュアル	2
1 事務のフローチャート	2
2 支援対象地域	4
3 補助事業の内容	4
4 交付額	5
5 事業実施期間	5
6 補助対象範囲・経費	6
7 総合通信局長への権限委任	38
8 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け	39
9 交付申請書の作成と確認のポイントについて	40
10 書類の提出	47
III 交付決定	49
1 交付先の決定方法	49
2 追加資料の提出等	49
3 申請内容の確認・採択・修正	49
4 交付手続き	49
5 事業の実施	50
6 報告	50
IV 交付決定後について	51
1 契約について	51
2 計画変更等について	51
3 差金回収について	54
V 実績報告事務マニュアル	58
1 実績報告書の作成について	58
2 経理等について	60
VI 補助事業構築マニュアル	77
1 需要調査	77
2 運営体制の検討	77
3 庁内推進体制の整備	79
4 ランニングコストの負担に関する考え方	79
5 公設民営を採用する場合の留意点	79
6 個別事業における留意事項	80
付録：交付要綱様式記載例	84
Q & A	126
特定地方公共団体等交付要綱ひな形	154

## I 総論

### 1 情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）実施マニュアルの位置づけ

情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（以下「補助金」という。）の事務手続きについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、東日本大震災復興特別区域法（平成23年法律第122号。以下「復興特区法」という。）、総務省所管補助金等交付規則（平成12年總理府・郵政省・自治省令第6号）及び情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日總国政第95号、以下「交付要綱」という。）によるほか、このマニュアルを参照の上、実施するものとする。

なお、本マニュアルⅡ～V、VI6、Q&A、付録については、本マニュアルによるほか、復興街づくりICT基盤整備事業のうちデジタルテレビ中継局整備事業、共聴施設等整備事業に関し別に定めるマニュアル、「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりICT基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業）】実施マニュアル」、「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりICT基盤整備事業（共聴施設等整備事業）】実施マニュアル」をそれぞれ参照されたい。

### 2 創設の背景

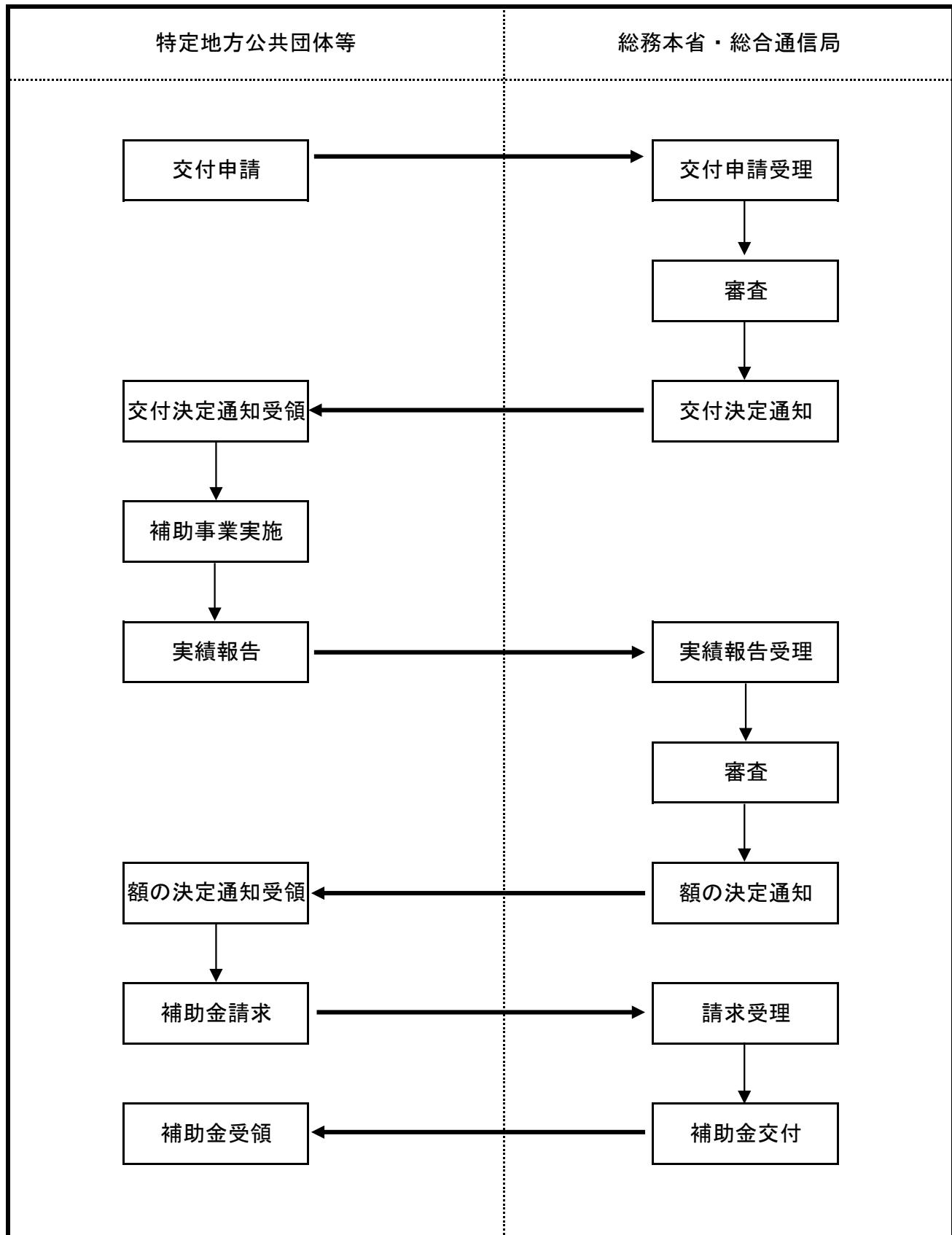
平成23年3月11日に発生した東日本大震災は、東日本各地に甚大な被害を与えたことから、国は、被災地域における社会経済の再生及び生活の再建と活力ある日本の再生のため、国の総力を挙げて、東日本大震災からの復旧、そして将来を見据えた復興への取組を進めていくことが必要である。

平成23年7月、東日本大震災復興対策本部は、東日本大震災復興基本法（平成23年法律第76号）第3条等に基づく、東日本大震災からの復興に向けた国による復興のための取組みの基本方針である「東日本大震災からの復興の基本方針」を策定した。同方針において、国は、市町村が能力を最大限発揮できるよう、財政、人材、ノウハウ等の面から必要な制度設計や支援を責任を持って実施することとされている。また、各府省一体となって総合的かつ計画的に実施する復興施策の1つとして、次世代の発展につながるよう、地方公共団体をはじめ幅広い分野へのクラウドサービスの導入推進など情報通信技術（ICT）の利活用促進を行うこととされている。

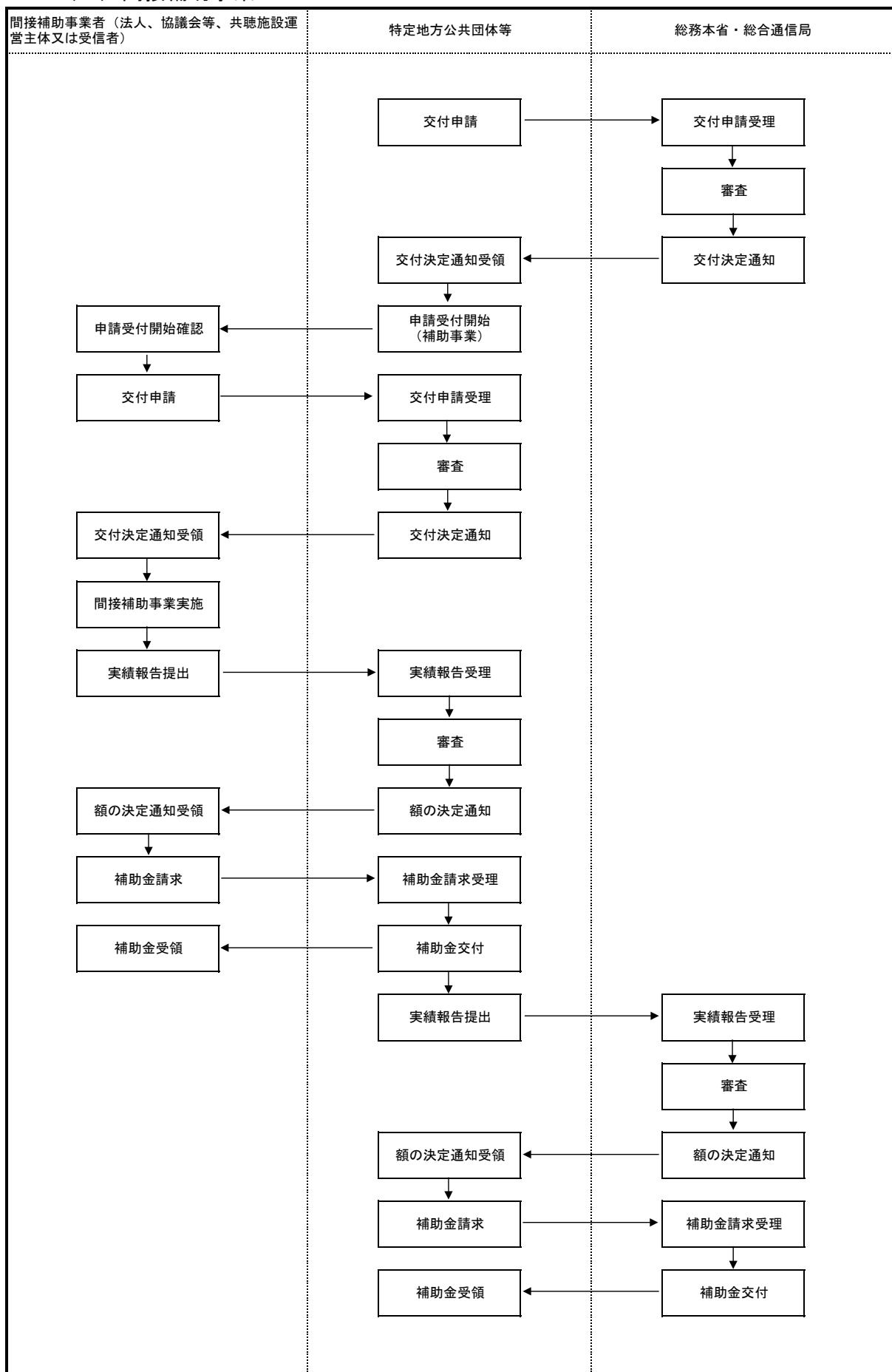
総務省は、「東日本大震災からの復興の基本方針」も踏まえ、東日本大震災で被災した地方公共団体が抱える課題について、当該地方公共団体がICTを活用して効率的・効果的に解決する取組に対して支援を行うことにより、被災地域の復興を促進するため、本補助金を創設した。

## II 交付申請事務マニュアル

### 1 事務のフローチャート (1) 直接補助事業



## (2) 間接補助事業



## 2 支援対象地域

東日本大震災による被害を受けた地方公共団体で、復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体（一部事務組合及び広域連合を含む。以下単に「特定地方公共団体」という。）又は連携主体（補助金に係る事務の処理をその代表となる地方公共団体に委任をして実施することを約した特定地方公共団体を含む複数の地方公共団体をいう。以下同じ。）（以下「特定地方公共団体等」という。）に対し支援を行う。ただし、対象地域については、補助事業の区分ごとに個別に条件が付されている場合がある。

「特定地方公共団体一覧」 11道県227市町村

北海道	鹿部町 八雲町 広尾町 浜中町
青森県	八戸市 三沢市 おいらせ町 階上町
岩手県	県内全市町村
宮城県	県内全市町村
福島県	県内全市町村
茨城県	水戸市 日立市 土浦市 古河市 石岡市 結城市 龍ヶ崎市 下妻市 常総市 常陸太田市 高萩市 北茨城市 笠間市 取手市 牛久市 つくば市 ひたちなか市 鹿嶋市 潮来市 常陸大宮市 那珂市 筑西市 坂東市 稲敷市 かすみがうら市 桜川市 神栖市 行方市 鉾田市 つくばみらい市 小美玉市 茨城町 大洗町 城里町 東海村 大子町 美浦村 阿見町 河内町 利根町
栃木県	宇都宮市 足利市 佐野市 小山市 真岡市 大田原市 矢板市 那須塩原市 さくら市 那須烏山市 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 高根沢町 那須町 那珂川町
埼玉県	久喜市
千葉県	千葉市 銚子市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 成田市 佐倉市 東金市 柏市 旭市 習志野市 八千代市 我孫子市 浦安市 印西市 富里市 匝瑳市 香取市 山武市 酒々井町 栄町 神崎町 多古町 東庄町 大網白里町 九十九里町 横芝光町 白子町
新潟県	十日町市 上越市 津南町
長野県	野沢温泉村 栄村

## 3 補助事業の内容

補助対象となる事業は、特定地方公共団体等が抱える課題を情報通信技術（ＩＣＴ）の利活用を通じて効率的・効果的に解決する取組を支援することにより、被災地域の復興を促進する以下の事業（以下「補助事業」という。）とする。

- (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業
- (2) I C T 地域のきずな再生・強化事業
- (3) 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業
- (4) 被災地域ブロードバンド基盤整備事業
- (5) スマートグリッド通信インタフェース導入事業
- (6) 災害に強い情報連携システム構築事業
  - ア 災害関連情報を一元的に管理し情報の共有化を図るための機能や、防災警報等地方公共団体から住民に提供すべき情報を、多様なメディアに一括配信する機能を有する情報通信環境を構築する事業
  - イ アの情報通信環境を構築するとともに、公衆通信網の状況に影響されずに災害関連情報の取得及び配信を可能とする、災害に強い重層的な無線ネットワークを構築する事業
- (7) 自治体クラウド導入事業
- (8) 復興街づくり I C T 基盤整備事業
  - ア デジタルテレビ中継局整備事業
  - イ 共聴施設等整備事業
  - ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業
  - エ ブロードバンド基盤整備事業
  - オ 公共施設等情報通信環境整備事業
  - カ 海岸局整備事業
- (9) 被災地域記録デジタル化推進事業
- (10) 被災地域テレワーク推進事業

#### 4 交付額

補助対象経費の総額の3分の1を交付する。

なお、交付下限額が100万円のため、1事業区分ごとに事業費300万円以上の事業を対象とする（復興街づくり I C T 基盤整備事業のうち共聴施設等整備事業を除く。）。

#### 5 事業実施期間

##### (1) 単年度事業

補助事業は単年度事業である。したがって、原則年度内に事業が完了していなくてはならない。この場合、補助事業の完了とは、単に工事が完了するだけでなく、整備された施設・設備が地域や住民等に対してサービス等を提供できる状態になっていることを言う。つまり、単年度で事業が完結していなくてはならない。

## (2) 年度内執行について

工事は交付申請書に記載した完了予定日までに、補助事業は当該事業年度内に終えることが必要である。翌年度繰越は原則認められない。ただし、天候不順等やむを得ない事情がある場合については、適正化法第7条第1項第5号及び交付要綱第10条に基づき当該年度内の執行が困難と見込まれることが分かった時点ですみやかに総務大臣に事故報告を提出し指示を受けること。

## 6 補助対象範囲・経費

### (1) 補助対象範囲の考え方

東日本大震災により被災した地方公共団体が抱える課題を効率的・効果的に解決する情報通信技術利活用事業の初期導入に係る以下の経費（ランニングコスト等を除く。）を補助の対象とする。

（補助対象範囲）

事業の区分	交付対象	内容
1. 東北地域 医療情報連携基盤構築事業	ア 特定地方公共団体等が行う事業	<p>設備費</p> <p>(1) 次に掲げる設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置</p> <p>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分歧装置等を含む）</p> <p>(ウ) 情報通信端末（遠隔医療相談システム、遠隔健康管理システムを含む）</p> <p>(エ) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(オ) A S P型電子カルテ</p> <p>(カ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</p> <p>(2) 電子計算機使用料</p> <p>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(4) その他事業を実施するために必要な経費</p>
	イ 法人又は協議会等が行う事業に対して、特定地方公共団体等が助成する事業	助成費

事業の区分	交付対象	内容
2. ICT地域のきずな再生・強化事業	設備費	<p>(1) 次に掲げる設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置</p> <p>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）</p> <p>(ウ) 情報通信端末</p> <p>(エ) 無線アクセス装置（衛星を含む）</p> <p>(オ) 送受信アンテナ</p> <p>(カ) 送受信機（予備送信機を含む）</p> <p>(キ) 構内伝送路</p> <p>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(ケ) 通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）</p> <p>(コ) 鉄塔</p> <p>(サ) センター・局舎施設</p> <p>(シ) 外構施設</p> <p>(ス) ヘッドエンド装置</p> <p>(セ) 取材用機器（予備装置・周辺機器を含む）</p> <p>(ソ) 監視・観測装置</p> <p>(タ) 編集装置</p> <p>(チ) 管理測定装置（監視機能を含む）</p> <p>(ツ) 管理測定表示装置</p> <p>(テ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</p> <p>(2) 電子計算機使用料</p> <p>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費</p> <p>(5) その他事業を実施するために必要な経費</p>
3. 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業	助成費	<p>次に掲げる経費を法人又は協議会等に対して助成するために必要な経費</p> <p>(1) 設備費</p> <p>次に掲げる設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 情報通信端末</p> <p>(イ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) 企画・開発費</p>

事業の区分	交付対象	内容
		<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(ア) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）      (イ) 電子計算機使用料      (ウ) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）      (エ) データ構築に係る費用      (オ) データセンターに係る費用      (カ) その他事業を実施するために必要な経費</p>
4. 被災地域ブロードバンド基盤整備事業	設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置      (イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）      (ウ) 無線アクセス装置      (エ) 構内伝送路      (オ) 電源設備（予備電源設備を含む）      (カ) 鉄塔      (キ) センター・局舎施設      (ク) 外構施設      (ケ) ヘッドエンド装置      (コ) 管理測定装置（監視機能含む）      (サ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
5. スマートグリッド通信インタフェース導入事業	ア 特定地方公共団体等が行う事業	<p>設備費</p> <p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）      (イ) 管理測定表示装置      (ウ) 情報通信端末      (エ) 伝送路設備      (オ) 電源設備（予備電源設備を含む）      (カ) 照明装置      (キ) センター・局舎施設</p> <p>(2) 附帯工事費</p>

事業の区分	交付対象	内容
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</li> <li>(2) 電子計算機使用料</li> <li>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</li> <li>(4) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul>
イ 法人又は協議会等が行う事業に対して、特定地方公共団体等が助成する事業	助成費	アに掲げる経費を法人又は協議会等に対して助成するために必要な経費
6. 災害に強い情報連携システム構築事業	設備費	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 送受信装置</li> <li>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置を含む）</li> <li>(ウ) 情報通信端末</li> <li>(エ) 無線アクセス装置</li> <li>(オ) 送受信アンテナ</li> <li>(カ) 送受信機（予備送信機を含む）</li> <li>(キ) 構内伝送路</li> <li>(ク) 電源設備（予備電源設備を含む）</li> <li>(ケ) 鉄塔</li> <li>(コ) センター・局舎施設</li> <li>(サ) 外構施設</li> <li>(シ) 編集装置</li> <li>(ス) 管理測定装置（監視機能含む）</li> <li>(セ) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul> </li> <li>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</li> <li>(3) (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</li> <li>(4) 附帯工事費</li> </ul>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</li> <li>(2) 電子計算機使用料</li> <li>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</li> <li>(4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費</li> </ul>

事業の区分	交付対象	内容
7. 自治体クラウド導入事業	設備費	<p>(5) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費            (ア) 送受信装置            (イ) 構内伝送路            (ウ) 電源設備（予備電源設備を含む）            (エ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）            (2) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）            (3) データ構築に係る費用            (4) 業務見直し等に関する計画の策定に要する経費            (5) システムの要件定義・要求仕様書等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費            (6) その他事業を実施するために必要な経費</p>
8. 復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（ア デジタルテレビ中継局整備事業及びイ 共聴施設等整備事業）	<p>ア 特定地方公共団体である市町村が行う事業</p>	<p>設備費</p> <p>(1) 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費            (ア) 鉄塔            (イ) 局舎            (ウ) 外構施設            (エ) 受電設備（電力引込み送電線を含む。）            (オ) 送受信アンテナ            (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。）            (キ) 伝送用専用線            (ク) ケーブル            (ケ) 中継増幅装置            (コ) 電源設備（予備電源設備を含む。）            (サ) 警報装置            (シ) 監視装置            (ス) 制御装置            (セ) 測定器</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、特定地方公共団体である市町村が負担するもの</p> <p>(4) 附帯工事費（共聴施設又は有線放送設備の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）</p> <p>用地取得費・道路費</p> <p>(1) 前号の施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費</p>

事業の区分	交付対象	内容
8. 復興街づくり I C T 基盤整備事業（イ 共聴施設等整備事業）	イ 法人、協議会等又は N H K 共聴設置主体が行う事業に對して、特定地方公共団体である市町村が助成する事業	<p>助成費</p> <p>(1) 放送の再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費            (ア) 鉄塔            (イ) 局舎            (ウ) 外構施設            (エ) 受電設備(電力引込み送電線を含む。)            (オ) 送受信アンテナ            (カ) 送受信機(予備送受信機を含む。)            (キ) 伝送用専用線            (ク) ケーブル            (ケ) 中継増幅装置            (コ) 電源設備(予備電源設備を含む。)            (サ) 警報装置            (シ) 監視装置            (ス) 制御装置            (セ) 測定器</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の改良に要する経費</p> <p>(3) 地上デジタルテレビ放送の再放送を視聴可能とするための共聴施設又は有線放送設備の改修により受信環境を整備する経費            (ア) 共聴施設又は有線放送設備の設置に要する経費のうち、受信者が負担するもの            (イ) 共聴施設又は有線放送設備を利用するための契約料            (ウ) 共聴施設又は有線放送設備に加入するための経費            (エ) 新たに設置される伝送路の整備に要する経費のうち、共聴施設又は有線放送設備を設置する法人、協議会等又はN H K 共聴設置主体が負担するもの</p> <p>(4) (1)から(3)までに掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。)</p> <p>(5) 附帯工事費(共聴施設又は有線放送設備の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料(平成28年3月末までの料金を上限とする。)を一括して支払う場合の経費を含む。)</p>
	ウ 受信者が行う事業に對して、特定地方公共団体である市町村が助成する事業	<p>助成費</p> <p>(1) 放送の受信に必要な受信アンテナ又は伝送路の設置に要する経費            (2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の改良に要する経費            (3) (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む。)</p>

事業の区分		交付対象	内容
8. 復興街づくり I C T 基盤整備事業 (ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業)		ア 特定地方公共団体等が行う事業	(4) 附帯工事費 (1) 無線通信又は再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) センター・局舎施設 (ウ) 外構施設 (エ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) ヘッドエンド装置 (ク) 伝送路設備 (ケ) 管理測定装置 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） (4) 附帯工事費（共聴施設の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）
	イ 法人又は協議会等が行う事業に対して、特定地方公共団体が助成する事業	助成費	(1) 無線通信又は再放送に必要な次の施設・設備の設置に要する経費 (ア) 鉄塔 (イ) センター・局舎施設 (ウ) 外構施設 (エ) 電源設備（予備電源設備を含む。） (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機（予備送受信機を含む。） (キ) ヘッドエンド装置 (ク) 伝送路設備 (ケ) 管理測定装置 (2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費 (3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む。） (4) 附帯工事費（共聴施設の設置又は改修することに伴い発生する電柱共架料（平成28年3月末までの料金を上限とする。）を一括して支払う場合の経費を含む。）
8. 復興街づくり I C T 基盤整備事業 (エ ブロードバンド基盤整備事業)		設備費	(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費 (ア) 送受信装置 (イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む） (ウ) 無線アクセス装置 (エ) 構内伝送路

事業の区分	交付対象	内容
		<p>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む）        (カ) 鉄塔        (キ) センター・局舎施設        (ク) 外構施設        (ケ) ヘッドエンド装置        (コ) 管理測定装置（監視機能含む）        (サ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
8.復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業  (オ 公共施設等情報通信環境基盤整備事業)	設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置        (イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）        (ウ) 情報通信端末        (エ) 無線アクセス装置（衛星を含む）        (オ) 送受信アンテナ        (カ) 送受信機（予備送信機を含む）        (キ) 構内伝送路        (ク) 電源設備（予備電源設備を含む）        (ケ) 鉄塔        (コ) センター・局舎施設        (サ) 外構施設        (シ) ヘッドエンド装置        (ス) 監視・観測装置        (セ) 管理測定装置（監視機能含む）        (ソ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）        (2) 電子計算機使用料        (3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）        (4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務</p>

事業の区分	交付対象	内容	
		<p>に要する経費</p> <p>(5) その他事業を実施するために必要な経費</p>	
8. 復興街づくり I C T 基盤整備事業 (カ) 海岸局整備事業)	<p>ア 特定地方公共団体等が行う事業</p>	<p>設備費</p> <p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置</p> <p>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）</p> <p>(ウ) 無線アクセス装置（衛星を含む）</p> <p>(エ) 構内伝送路</p> <p>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(カ) 鉄塔</p> <p>(キ) センター・局舎施設</p> <p>(ク) 外構施設</p> <p>(ケ) 監視・観測装置</p> <p>(コ) 管理測定装置（監視機能含む）</p> <p>(サ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1)に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>	
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</p> <p>(2) 電子計算機使用料</p> <p>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費</p> <p>(5) その他事業を実施するために必要な経費</p>	
	<p>イ 法人又は協議会等が行う事業に対して、特定地方公共団体等が助成する事業</p>	助成費	<p>アに掲げる経費を法人又は協議会等に対して助成するために必要な経費</p>
9. 被災地域記録デジタル化推進事業	設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置</p> <p>(イ) 構内伝送路</p> <p>(ウ) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(エ) センター・局舎施設</p> <p>(オ) 編集装置</p>	

事業の区分	交付対象	内容
		<p>(カ) デジタル化機器        (キ) その他事業を実施するために必要な経費        (2) 附帯工事費</p>
	企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）        (2) 電子計算機使用料        (3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）        (4) デジタルコンテンツ作成・加工に係る費用        (5) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費        (6) その他事業を実施するために必要な経費</p>
10. 被災地域テレワーク推進事業	ア 特定地方公共団体等が行う事業	<p>設備費</p> <p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置        (イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分歧装置等を含む）        (ウ) 無線アクセス装置（衛星を含む）        (エ) 構内伝送路        (オ) 電源設備（予備電源設備を含む）        (カ) 鉄塔        (キ) センター・局舎施設        (ク) 外構施設        (ケ) 管理測定装置（監視機能を含む）        (コ) テレワーク業務用機器        (サ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p> <p>企画・開発費</p> <p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）        (2) 電子計算機使用料        (3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）        (4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費        (5) その他事業を実施するために必要な経</p>

事業の区分		交付対象	内容
			費
	イ 法人又は 協議会等が 行う事業に 対して、特定 地方公共団 体等が助成 する事業	助成費	アに掲げる経費を法人又は協議会等に対して 助成するために必要な経費

## (2) 補助対象範囲・経費

### (ポイント)

- i 整備しようとする施設・設備が事業の目的達成に合致しているか。
  - ・余分なものを整備していないか確認すること。
  - ・個々の事業内容に鑑みて、その事業の目的の達成に必要でない施設・設備は、たとえ本項の①～②に該当するものであっても、補助の対象とはならない。(使用時期が未定、使用目的や効果が不明確 等)
- ii 整備した施設・設備が将来的に継続して使用が見込めるか。
  - ・市町村合併などを予定している場合には、新市町村等で整備された施設・設備が引き続き有効活用されることを確認すること。
  - ・I C T関連機器は技術革新が著しく、陳腐化も激しいため、十分な効果が発揮できなくなることのないように注意すること。
- iii 重複投資になっていないか。
  - ・遊休している施設・設備があるにも関わらず、同様の物を整備してしまうなど結果として重複投資とならないように注意すること。
- iv 既存のインフラを有効活用できているか。
  - ・既存の地域公共ネットワーク等を活用するなど、積極的に既存インフラを活用すること。
- v 用地取得費や附帯工事費は、補助事業の実施に必要最低限の費用であるかどうか。
  - ・補助金で整備しようとしている設備に関係のない用地の取得や工事（調査設計や工事）に係る費用が含まれていないように注意すること。
- vi 補助対象経費でないものが含まれていないか。
  - ・特定地方公共団体等が抱える課題を I C Tを活用して解決する上で必要となる経費であって、以下に明示がない場合には、補助事業者は総務省に対し協議することとし、その経緯を記録・保存するものとする。

### ① 設備費

#### 事業に必要な設備の設置等に要する経費

メニュー	内容及び設備例
送受信装置	伝送路設備又は構内伝送路を通じてデータや映像情報等を伝送するための装置（セキュリティ対策用装置を含む） <ul style="list-style-type: none"><li>○ルータ</li><li>○L 2／L 3スイッチ</li><li>○サーバ（WWW、メール、D N S、プロキシサーバ、ファイアウォール 等）</li></ul>

	○運用管理用 P C (制御装置等を含む)
伝送路設備	<p>センター・局舎施設から鉄塔までの間等、各種データや映像情報等を伝送するための線路設備</p> <p>○線路 (光ファイバケーブル、メタルケーブル、同軸ケーブル、固定無線アクセス装置、ノード、増幅器、引込み線、クロージャ、カプラ、保安器等)</p> <p>○中継装置 (海底中継装置を含む)</p> <p>○分岐装置／海底分岐装置 (スプリッタ等)</p>
情報通信端末	複数の者が利用することを念頭に補助事業者又は間接補助事業者が応急仮設住宅の集会所、公共施設等に設置する端末であって、補助事業又は間接補助事業により整備する情報通信システムと一体となって利用するもの (テレビ電話会議システム、サイネージ、P C、R F I Dリーダ、体組成等の生体情報の計測機器 (通信機能を有するもの) 等)
無線アクセス装置	各種データを、電波により送受信可能な形式に変換することにより、アンテナを経由して送受信を行うための送受信設備及びアンテナ設備から構成される装置 (アクセスポイント装置、加入者無線ターミナル装置、可搬型衛星通信システム装置、海岸局装置 等)
送受信アンテナ	映像等を、放送により送受信するためのアンテナ (受信アンテナ、送信アンテナ、アンテナ架、アンテナ支柱 等)
送受信機	映像等を、放送により送受信可能な形式に変換するための装置 (増幅器、フィルター、ギャップフィラー 等)
構内伝送路	<p>センター・局舎施設内等において整備する送受信装置等の各種データや映像情報等を伝送するために必要なケーブル、配管、ケーブルラック等</p> <p>○L A Nケーブル</p> <p>○構内光ケーブル</p> <p>○U T Pケーブル</p>
電源設備 (予備電源設備を含む)	<p>センター・局舎施設等において、各機器への電源を安定供給するための設備</p> <p>○受電設備 (受電盤、分電盤、電線引き込み送電線、P S柱)</p> <p>○電源設備 (必要十分な発電能力がある予備電源、耐電トランクス、整流器、無停電電源装置)</p>
鉄塔	送受信アンテナ等を設置する設備
センター・局舎施設	通信・放送・映像等の送受信、中継、編集、テレワーク等の拠点となる施設

	<p>○屋内設置型（施設内の一部に中継機器およびラック等を設置）</p> <p>○屋外設置型（屋外に専用ボックスや施設を設置）</p> <p>○鉄塔取り付け型（中継無線などの場合、無線機器を見通しのよい場所に設置）</p> <p>センター・局舎施設については、新設と改修による場合があり、新設の場合には、施設全体が支援対象となる単独建物と、支援対象外の施設との合築により整備される合築建物がある。</p> <p>○単独建物</p> <p>事業を実施するにあたり最低限必要な施設が支援対象となる。</p> <p>○合築建物</p> <p>他事業における局舎や役所等と「合築」する場合も支援対象となる。</p> <p>また、支援対象となる施設に係る工事項目は次のとおりである。</p> <p>○床上げ工事……電源、構内伝送路等の配線を収容可能とする 二重床化、仕上げ工事 等</p> <p>○空調設備工事…空調機の設置工事、配管工事 等</p> <p>○電気設備工事…電源の増設工事、配線工事等</p> <p>○躯体補強工事…床荷重増加に対応するための床下の梁 増強工事 等</p> <p>○内装工事……間仕切り工事（壁等の設置）、天井工事 等</p> <p>○撤去工事……配線の撤去工事、産廃処理費用 等</p>
外構施設	センター・局舎施設を建設する際に設置する柵、フェンス、擁壁、外部から引き込まれるケーブル配管、ハンドホール、排水設備、排水設備、舗装
ヘッドエンド装置	有線テレビジョン放送のために電磁波を增幅し、調整し、変換し、切替え又は混合して線路へ送出する装置であって、当該有線テレビジョン放送等の主たる送信の場所にあるもの及びこれに付加する装置（放送法施行規則第150条第3項）（前置增幅器、受信増幅器、チューナ、変調器、混合器、加入者管理システム等）
取材用機器	映像等を撮影するために必要な機器（ビデオカメラ、マイク、録音機器、照明、撮影機材周辺機器 等）

監視・観測装置	沿岸部・河口部等の危険箇所や観光地、景勝地等に設置するライブカメラ、放射線量等を自動的に計測し、配信することが可能な観測装置（常にネットワークに接続されたものに限る）等
編集装置	映像編集を行うための装置（映像編集・収録機器、音声編集・収録機器、ノンリニア編集器、自動送出装置、静止画送出装置等）
管理測定装置	映像や通信サービスを安定して加入者に提供するために設備を管理、測定する装置 ○ステータスモニタ ○ネットワーク監視装置 ○被制御装置（監視機能を含む） ○測定装置
A S P 型電子カルテ	インターネット等の通信回線を介して、ネットワーク型の電子カルテシステムを利用可能にするために必要なハードウェア及びその導入費用
管理測定表示装置	建物内、地域コミュニティ内等の電力を管理する制御装置 ○電力変換装置の挙動を制御する「エネルギーデータ収集・機器制御装置」 ○建物内の電力使用量等を管理する「建物内エネルギー管理制御装置」 ○地域コミュニティ内の電力エネルギーの流れを管理する「エネルギーマネジメントシステム」
通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）	発電・蓄電装置に付加し、交流・直流変換等を行うとともに、エネルギーデータや機器制御情報等を送受信する装置
照明装置	地域コミュニティ内の電力の使用状況等を踏まえて ON/OFF を切り替えることによる省エネ機能を持つ、通信機能付きの照明装置
デジタル化機器	紙、書籍、写真、画像、音声、映像等をデジタル化するための装置（デジタルカメラ、スキャナ、ビデオカメラ、マイク、録音・録画機器、デジタル化機材周辺機器、デジタル化・登録用 PC 等）
テレワーク業務用機器	テレワーク業務を実施するために必要な機器（スキャナ、Web カメラ、ヘッドセット、テレワーク用 PC 等）
附帯工事費	事業の工事全般に係る以下の経費 ○調査設計費（注）

	<p>決定後に実施する現場調査、詳細設計</p> <p>○施工・構築費（注）</p> <p>○改修補強費</p> <p>施設および電柱（自営柱、電力柱、NTT柱等）等の改修・補強に係る費用</p> <p>○諸経費（共通仮設費、現場管理費、一般管理費等）</p>
施設・設備を設置するため必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費	<p>センター・局舎施設、電柱等を整備する際に必要最低限の用地取得費及び道路の整備に要する経費</p> <p>○用地取得費（用地の購入費）</p> <p>○道路費（取り付け道路整備費）</p> <p>必ずしも最短の経路である必要はないが、局舎施設の整備に伴って必然的に発生する道路や、局舎以外に利用されない道路等、合理的な必要性を説明できる経路・距離であること。</p>
その他事業を実施するために必要な経費	データ放送用のコンテンツを簡易に作成することが可能なコンテンツ管理システム等、事業を実施するために必要となる設備

(注) 調査、設計、施工に付随して必要な電柱共架許可申請、道路・官公庁手続き・申請、自営柱・無停電電源柱用地交渉や旅費等の費用一切を含む。

## ②企画・開発費

### 事業を実施する上で必要となるシステムの企画・開発に要する経費

メニュー	内容及び具体例
プログラム開発に係る役務費	事業を実施する上で必要となるプログラム開発に係る役務費（既存のソフトウェアで同等の機能を持つプログラムが存在しない場合に限る）
電子計算機使用料	事業を実施する上で必要となるプログラム開発を行うための電子計算機の使用料
ソフトウェア購入費	事業を実施する上で必要となるソフトウェア購入費用（パッケージ購入費、ライセンス費 等）
データ構築に係る費用	事業を実施するために必要な既存のシステム上のデータをクラウド上で扱うことが可能な形式に変換し、移行を行うための費用
デジタルコンテンツ作成・加工に係る費用	事業を実施するために必要となる震災関連デジタルコンテンツの作成・加工を行うための費用
データセンターに係る費用	データセンターのサーバレンタル料

業務見直し等に関する計画の策定に要する経費	自治体クラウド導入に際し、業務見直し等に関する計画策定に要する経費
システムの要件定義・要求仕様書等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費	事業を実施するために必要なシステムの要件定義・要求仕様書等のシステム整備に伴い必要な事務経費
その他事業を実施するために必要な経費	開発したプログラムテスト費用、セキュリティ対策等に係る費用、ネットワーク配信機能を利用するための契約料
大臣が別に定める施設・設備	上記附帯施設を設置する際、必要となる経費（交付要綱補足事項別紙参照）

※ デジタルテレビ中継局整備事業、共聴施設等整備事業に係る補助対象範囲・経費については、それぞれ別に定める「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくり I C T 基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業）】実施マニュアル」、「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくり I C T 基盤整備事業（共聴施設等整備事業）】実施マニュアル」を参照されたい。

### （3）補助対象とならない経費等

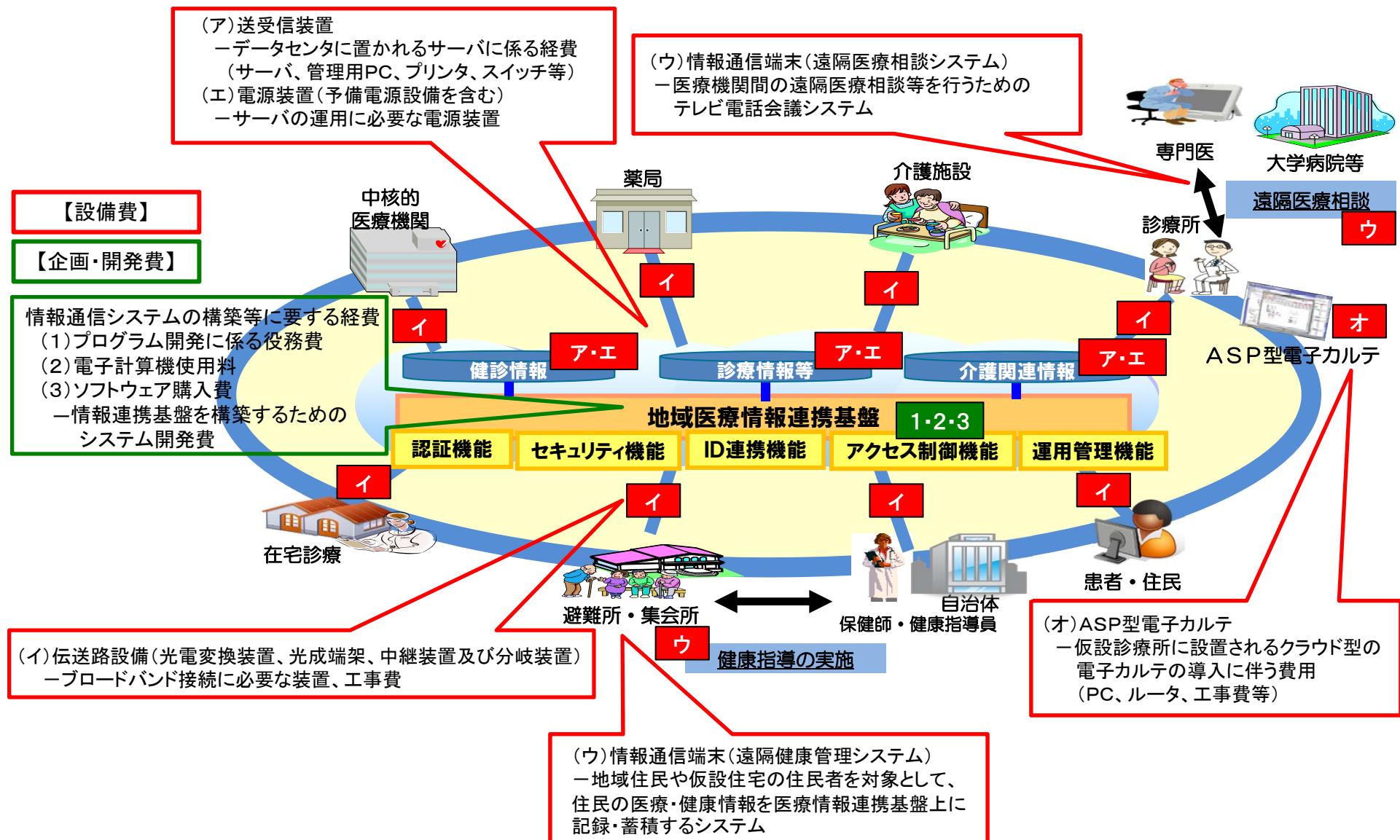
交付要綱で補助対象とされる費用であっても、実施する事業の目的に沿わないもの。	
交付要綱で補助対象とされる費用であっても、使用目的や効果が不明確なもの。	
事業完了後の翌年度内において供用されない施設	
交付決定前に実施した工事費用等	事前着工とは、交付決定日より前に締結された契約及び工事着工をいう。（交付決定日前に締結された契約とは、契約日又は仮契約日が交付決定日前のことを指す。）
ランニングコスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○共架費（電柱使用料）</li> <li>○光ファイバケーブル、各種機器等の保守・維持管理費・修繕費用</li> <li>○光ファイバケーブル等の共架や F W A 機器設置のための電柱使用料、支障移転費用</li> <li>○管路使用料</li> <li>○コロケーション（通信事業者等の局内に通信機器を設置する）費用</li> <li>○電波利用料</li> <li>○海底ケーブル等敷設に伴う漁業補償費（障害対応等、作業時</li> </ul>

	<p>の漁業補償等)</p> <p>○番組ソフト制作費</p> <p>○地方公共団体が住民に対してブロードバンドを提供する場合の提供エリア外のインターネット接続事業者との接続に係る費用 等</p>
--	--

# 補助対象経費のイメージ

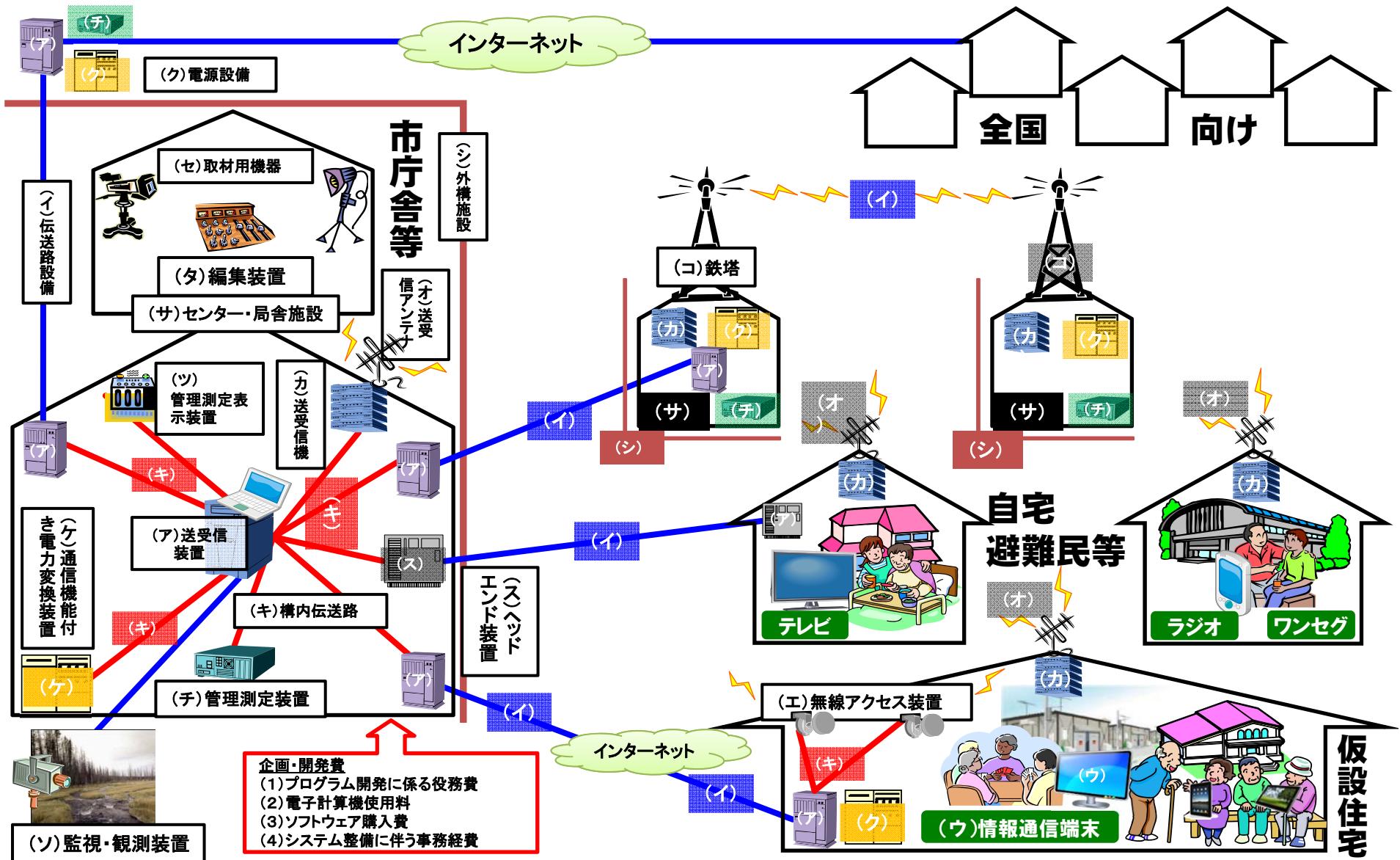
II 6-別紙

## (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業



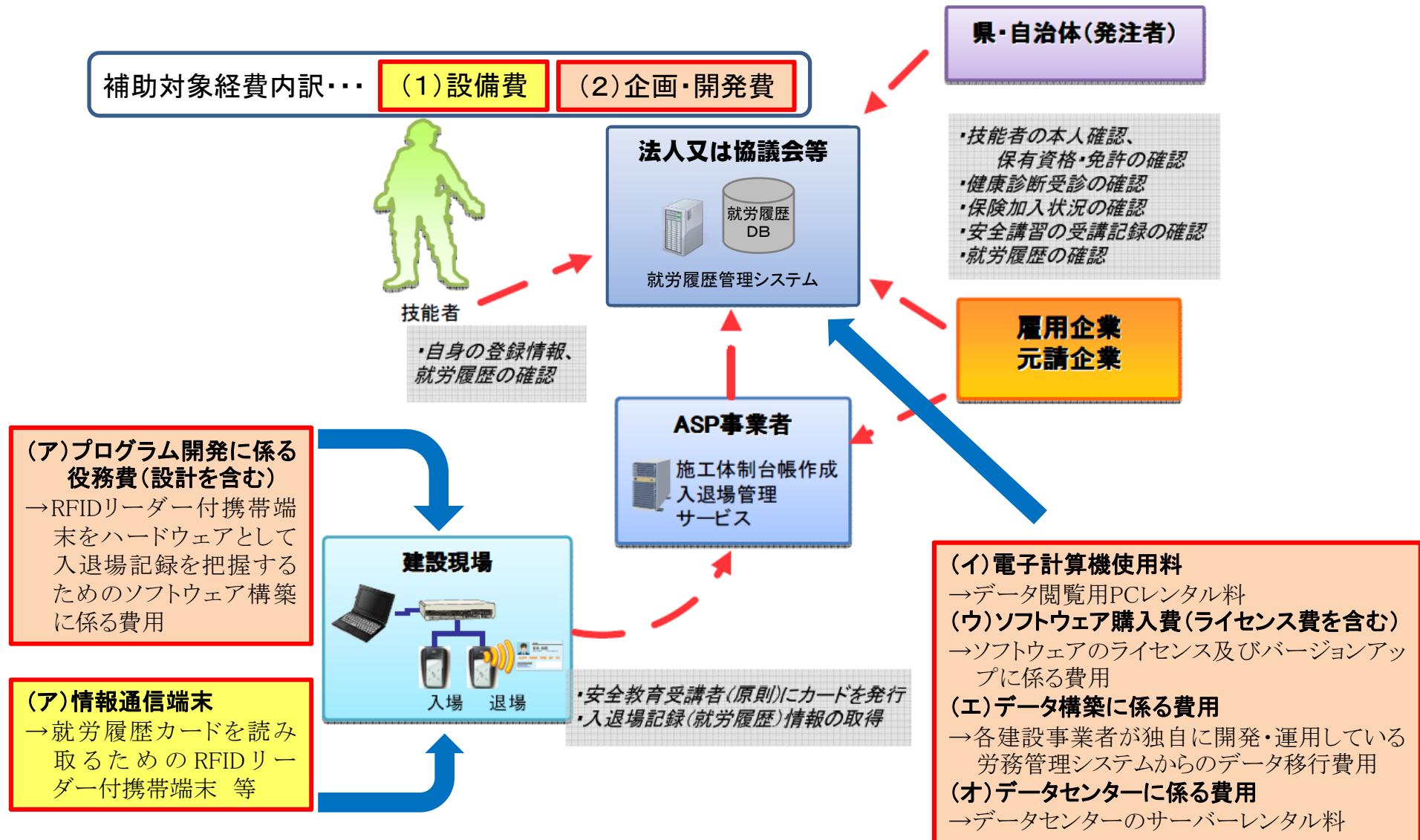
## 補助対象経費のイメージ

## (2)ICT地域のきずな再生・強化事業



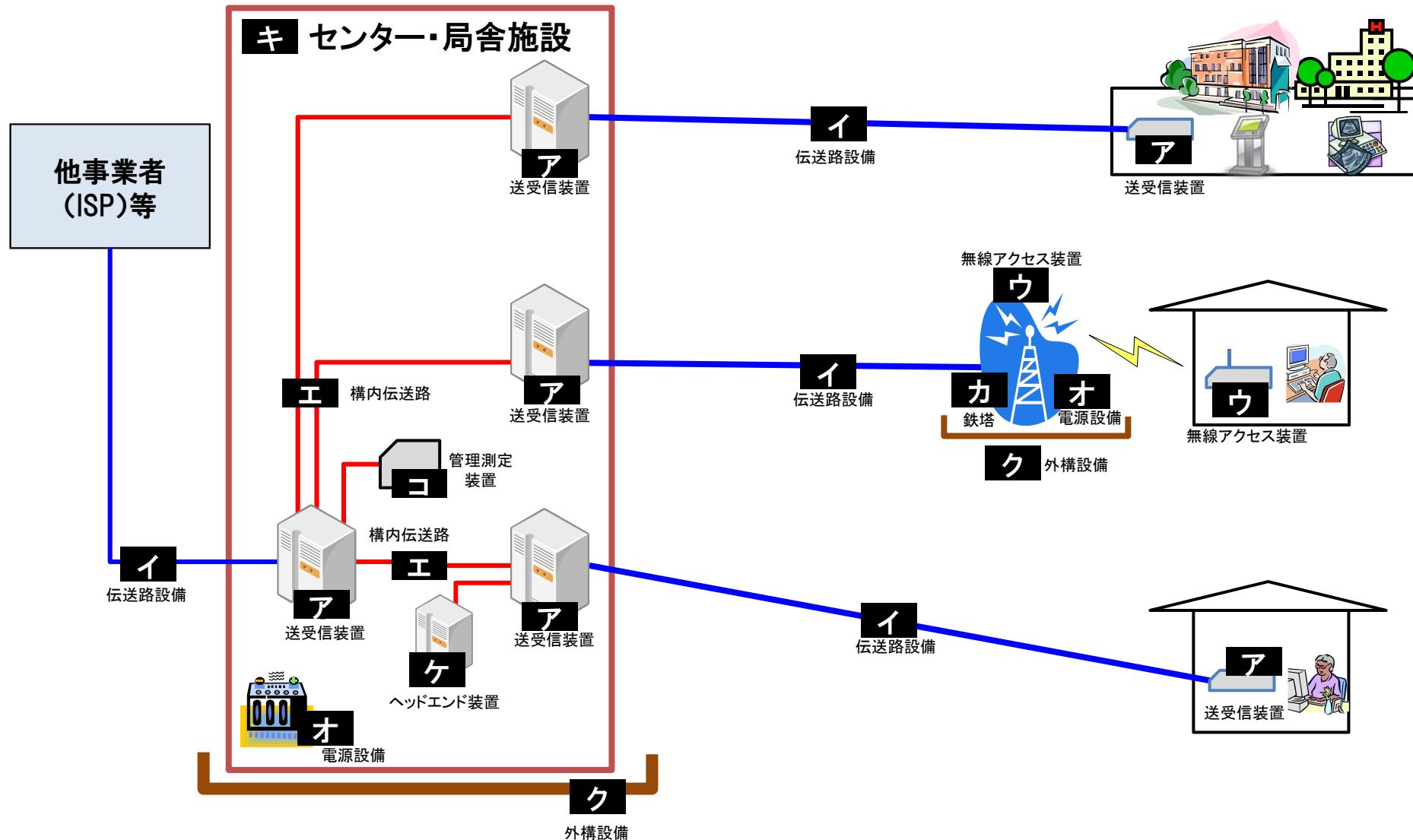
# 補助対象経費のイメージ

## (3)被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業



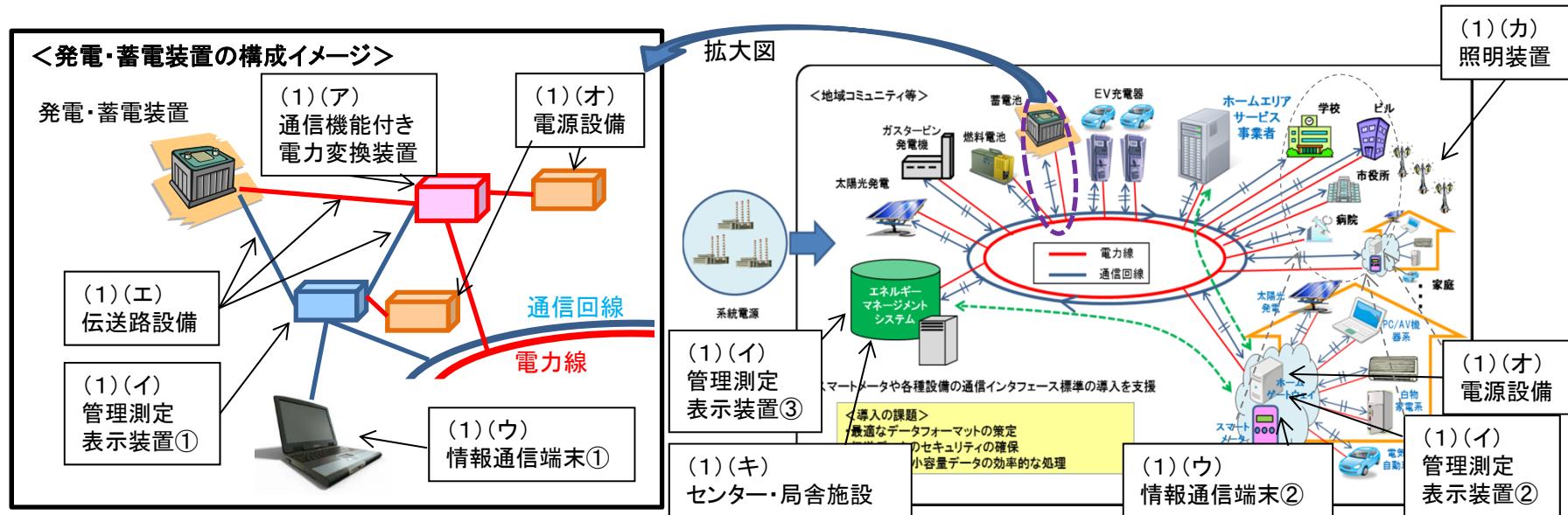
# 補助対象経費のイメージ

## (4) 被災地域ブロードバンド基盤整備事業



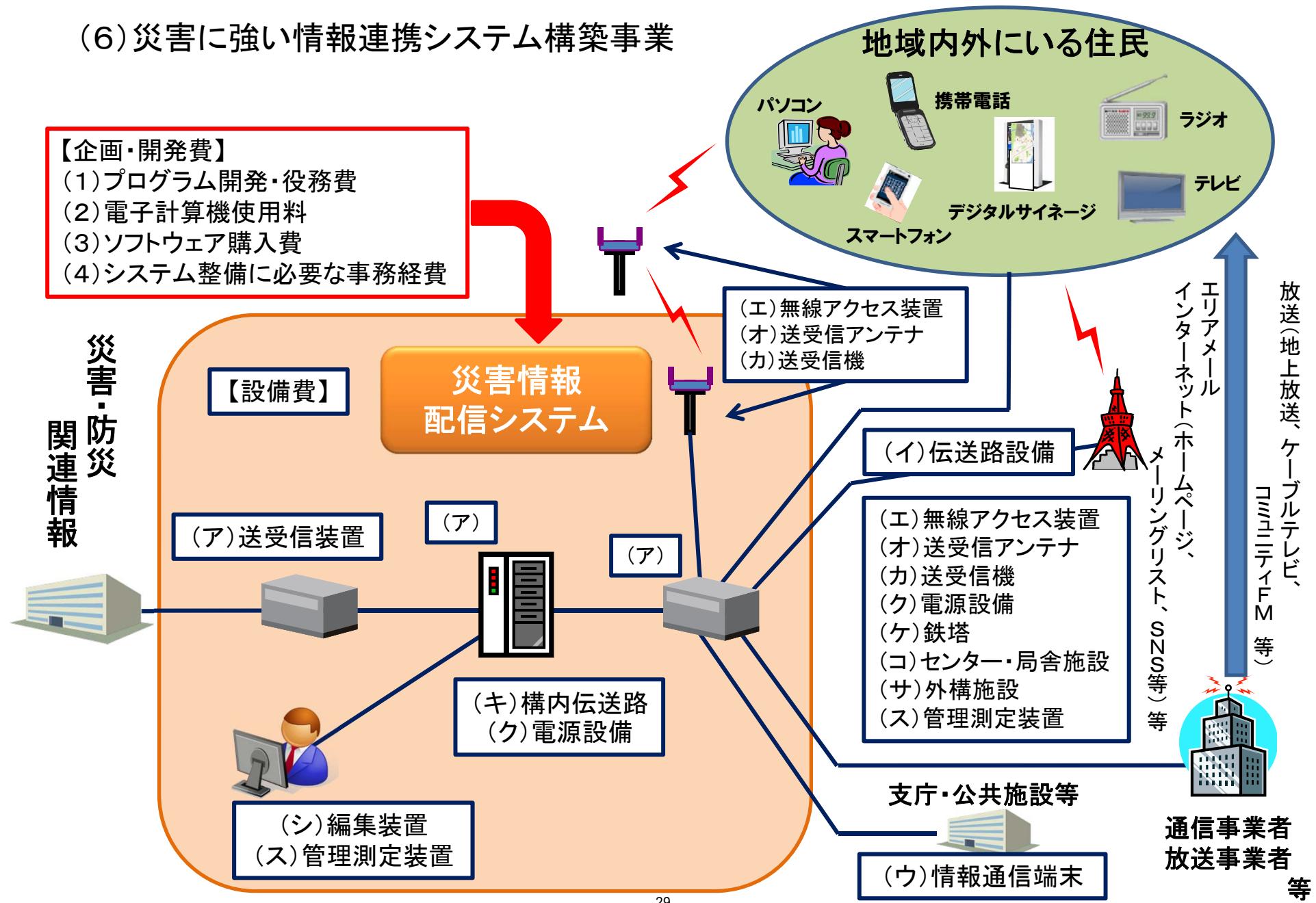
# 補助対象経費のイメージ

## (5)スマートグリッド通信インターフェース導入事業



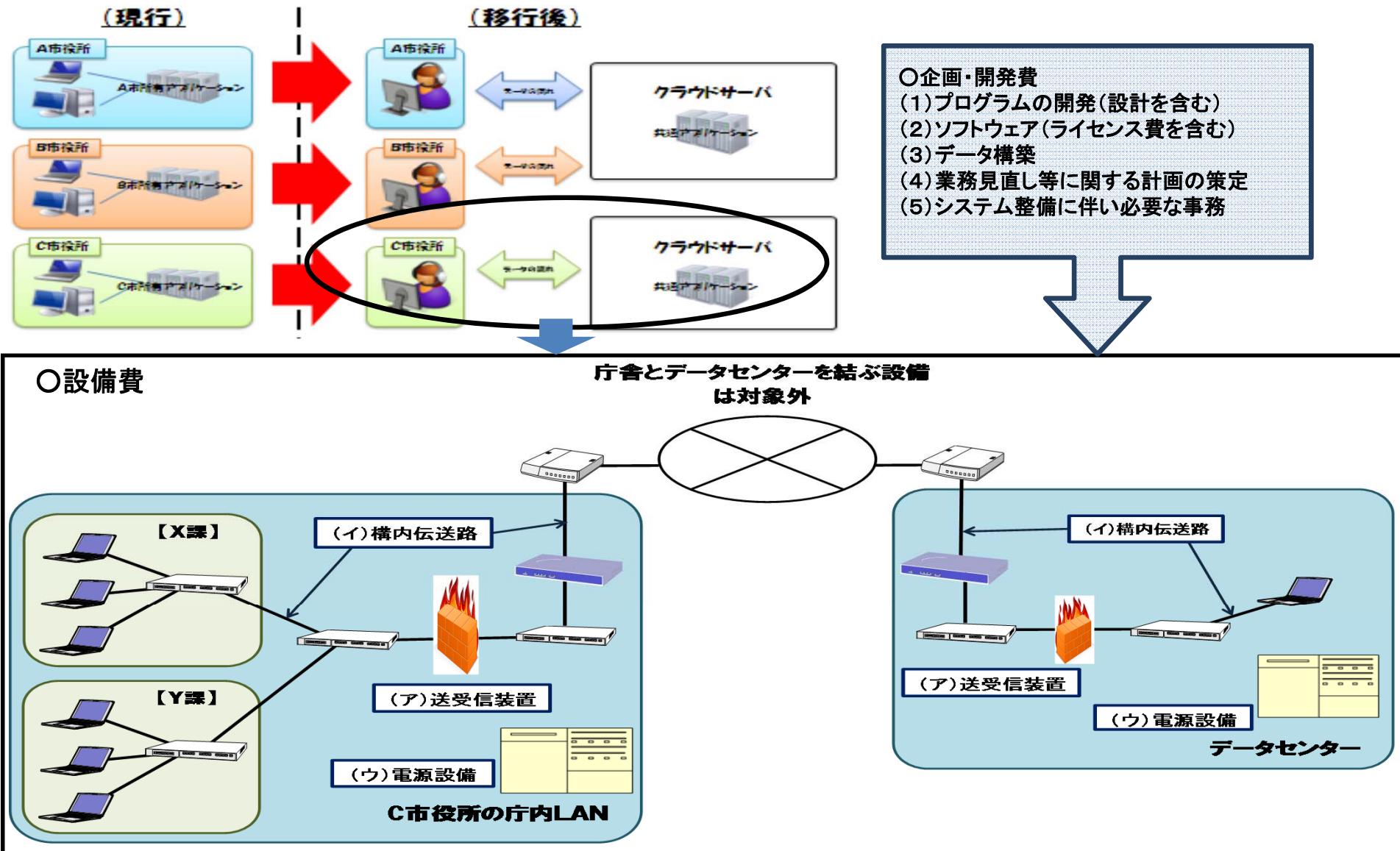
## 補助対象経費のイメージ

#### (6) 災害に強い情報連携システム構築事業



## 補助対象経費のイメージ

## (7) 自治体クラウド導入事業



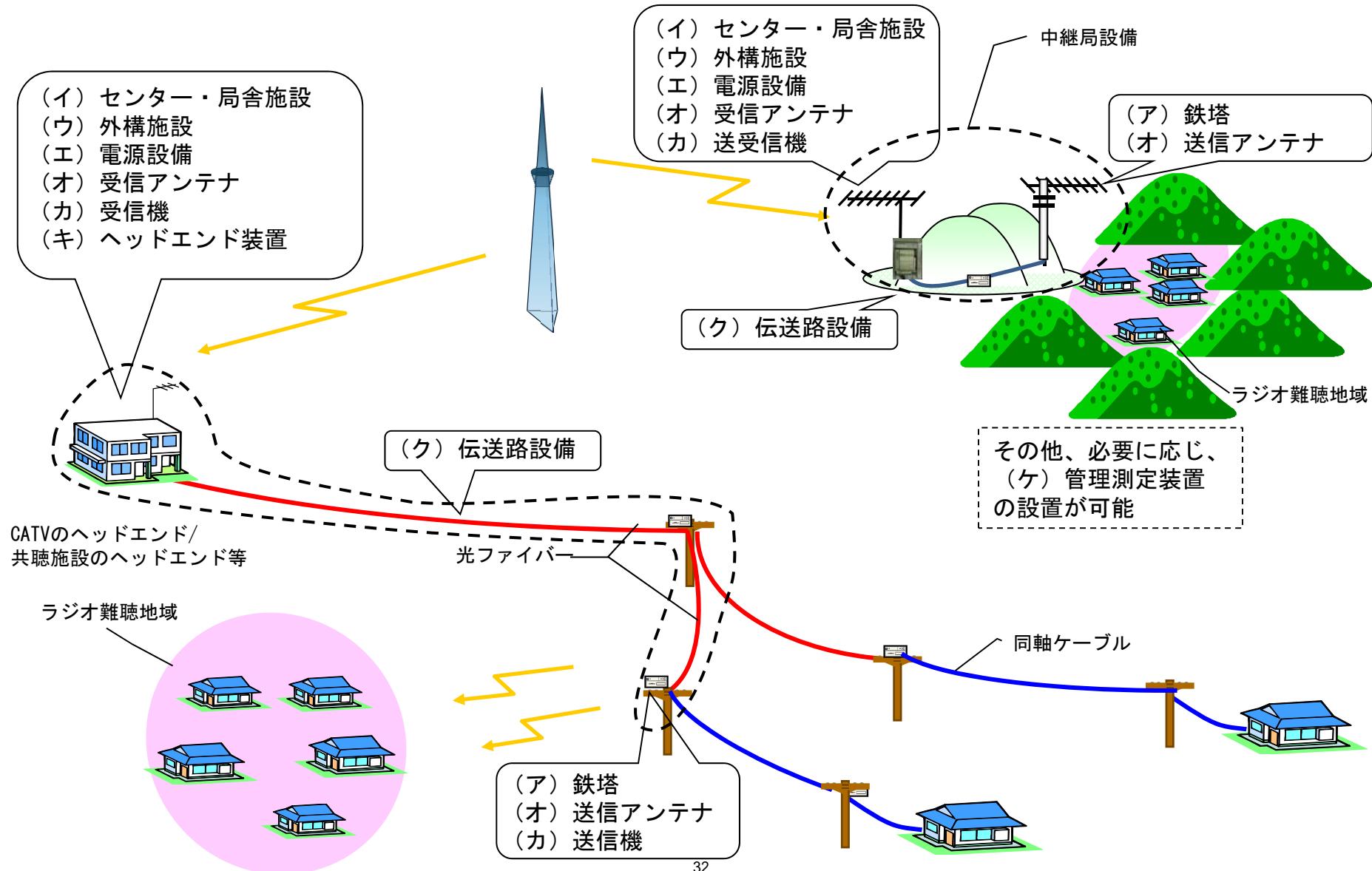
# 補助対象経費のイメージ

## (8) 復興街づくりICT基盤整備事業(ア)、イ)の事業)



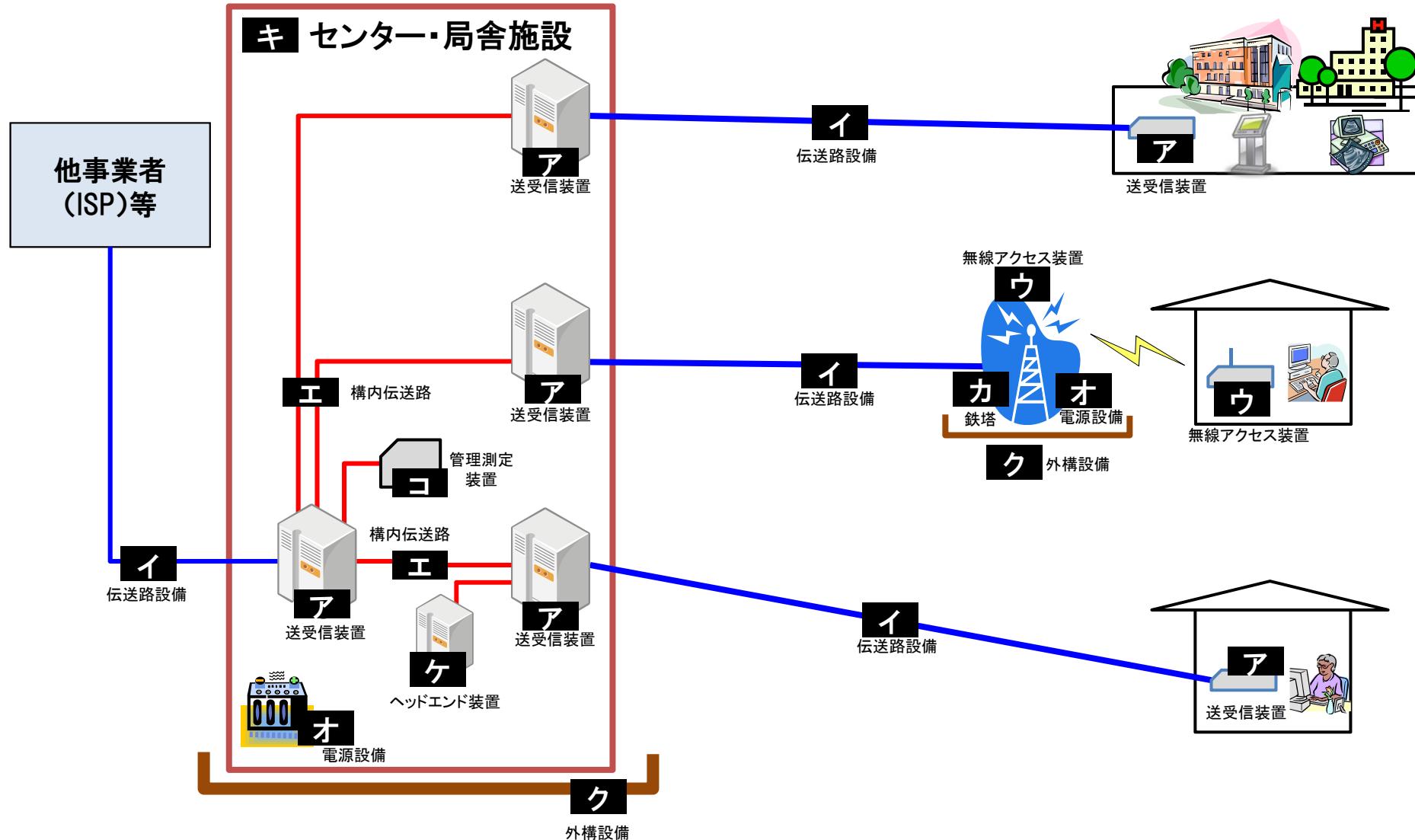
# 補助対象経費のイメージ

## (8) 復興街づくりICT基盤整備事業(ウ)の事業)(地上ラジオ放送受信環境整備事業)



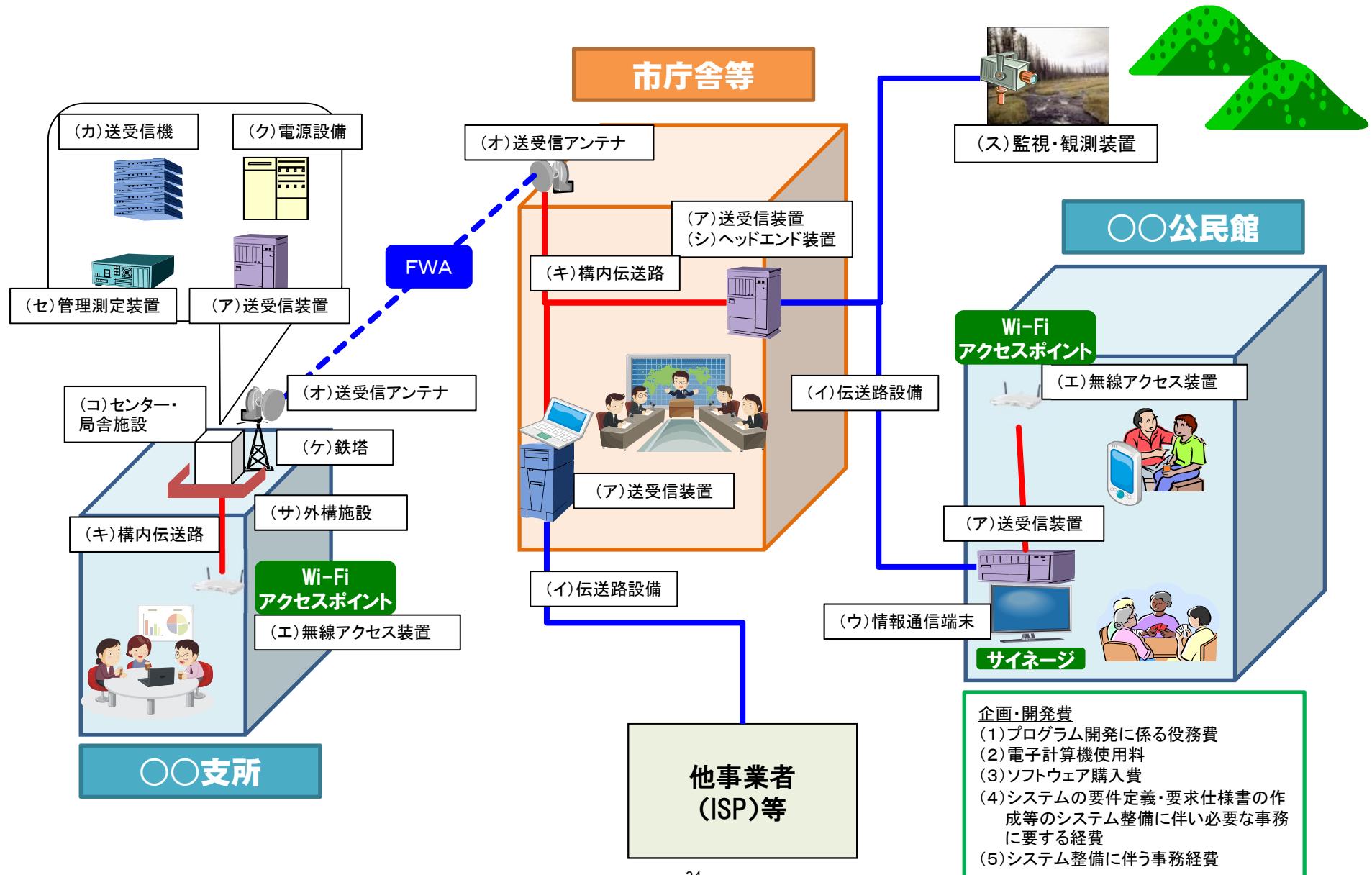
# 補助対象経費のイメージ

(8)復興街づくりICT基盤整備事業(工)の事業)(被災地域ブロードバンド基盤整備事業)



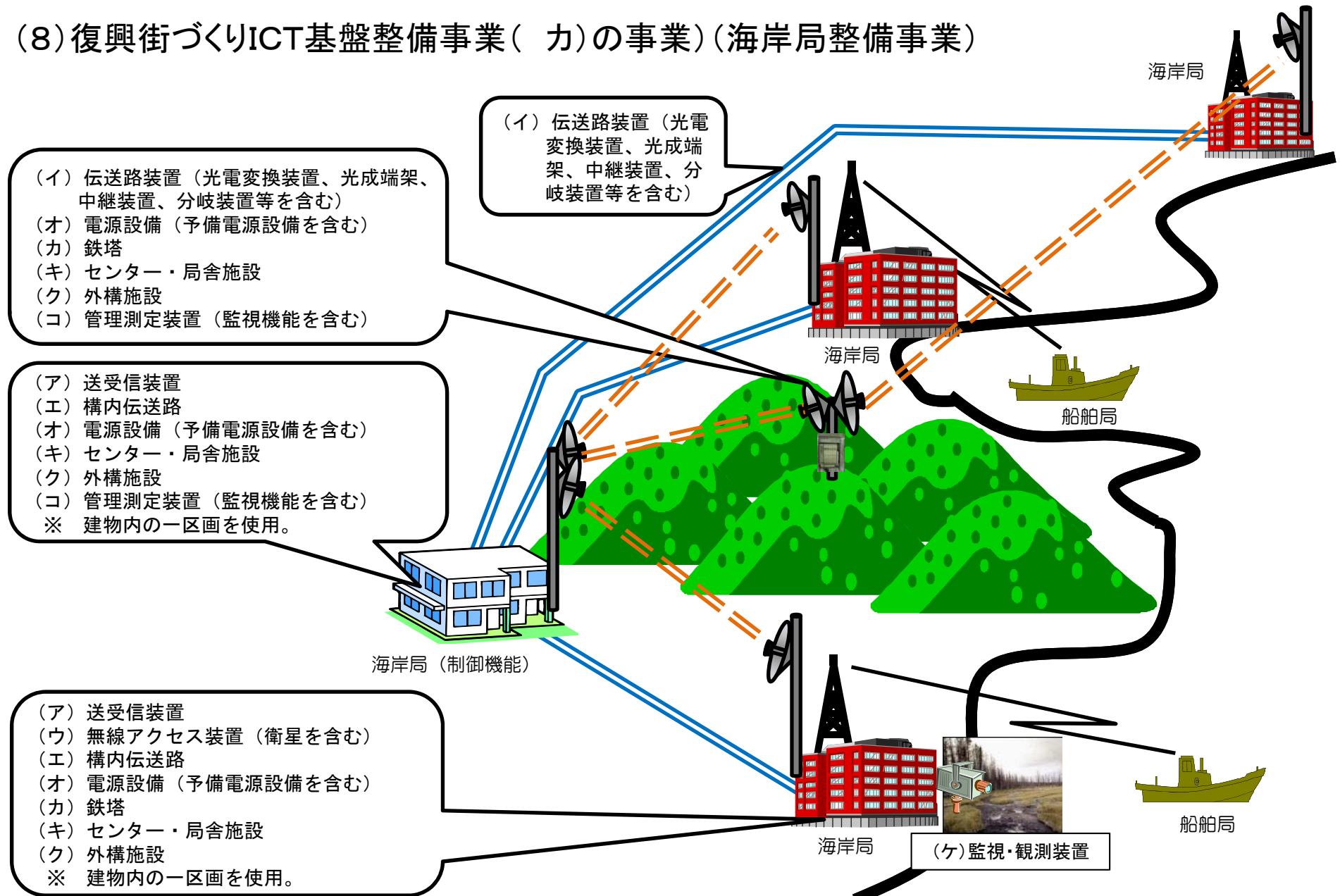
# 補助対象経費のイメージ

## (8)復興街づくりICT基盤整備事業(才)の事業)(公共施設等情報通信環境基盤整備事業)



# 補助対象経費のイメージ

## (8) 復興街づくりICT基盤整備事業(力)の事業)(海岸局整備事業)

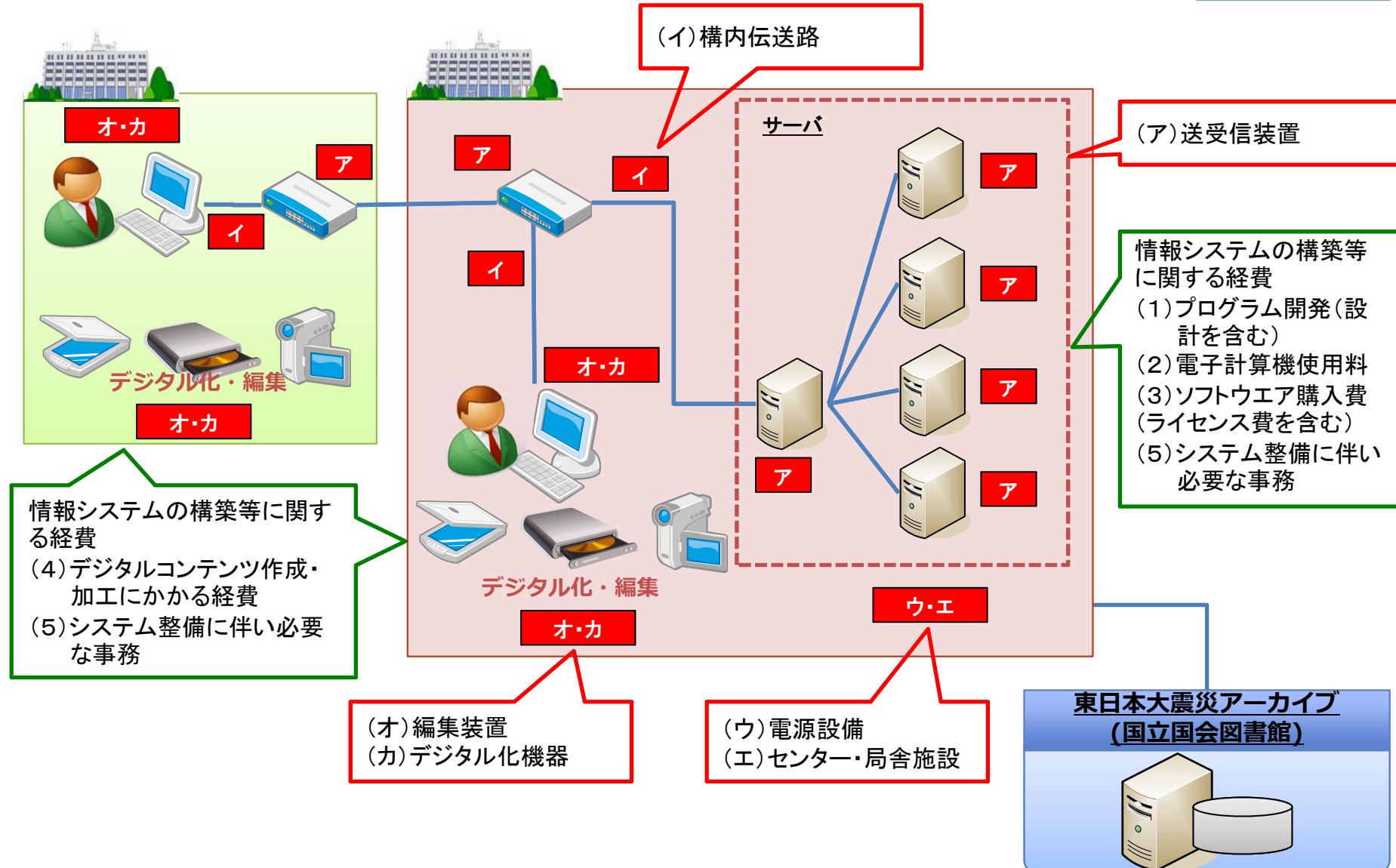


# 補助対象経費のイメージ

## (9) 被災地域記録デジタル化推進事業

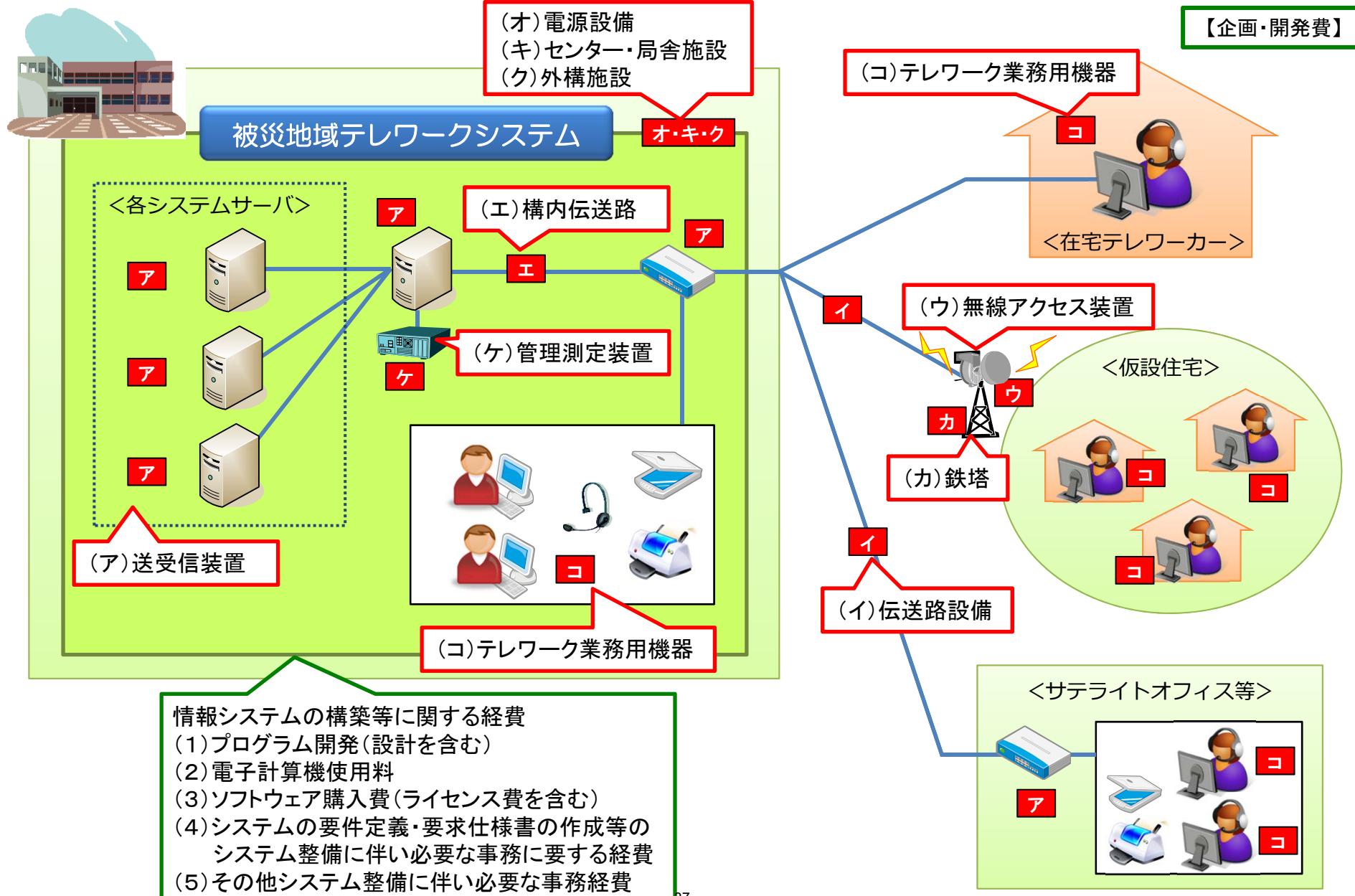
【設備費】

【企画・開発費】



# 補助対象経費のイメージ

## (10) 被災地域テレワーク推進事業



## 7 総合通信局長への権限委任

平成 25 年総務省告示第 237 号（総務省所管の補助金等の交付に関する事務の一部を総合通信局長及び沖縄総合通信事務所長に委任した件）に基づき、復興街づくり I C T 基盤整備事業のうち共聴施設等整備事業、プロードバンド基盤整備事業、公共施設等情報通信環境整備事業及び海岸局整備事業に係る以下に掲げる事務を、北海道総合通信局長、東北総合通信局長、関東総合通信局長及び信越総合通信局長に委任していますので、申請書や実績報告書等のあて先が管轄の総合通信局長となるので留意すること。

### ○ 委任される事務

- ・補助金の交付申請書の受理
- ・補助金の交付決定
- ・補助金の交付の条件の附加
- ・経費の配分若しくは内容の変更又は中止若しくは廃止の承認並びに予定期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合における報告の受理及び指示
- ・補助金の交付決定の通知
- ・補助金の交付の申請の取下げの受理
- ・補助金の交付決定の全部若しくは一部の取消し又は決定の内容若しくはこれに附した条件の変更
- ・補助金の交付
- ・補助金に係る事業の遂行状況に関する報告の受理
- ・補助金に係る事業の遂行及び一時停止の命令
- ・補助金に係る事業の実績報告書の受理
- ・補助金の額の確定及び通知
- ・補助金に係る事業の是正のための措置命令
- ・補助金の交付決定の全部又は一部の取消し
- ・補助金の返還命令
- ・補助金又はこれに係る加算金若しくは延滞金の徴収
- ・補助金等の交付の決定の取消し、補助事業等の遂行若しくは一時停止の命令又は補助事業等の是正のための措置の命令に係る理由の提示
- ・財産の処分の承認
- ・立入検査等の実施

## 8 当該補助事業と他事業を併せて実施する場合の費用の切り分け

当該補助事業と他事業（単独事業、他省庁国庫補助事業等）を併せて実施する場合の費用の切り分けについては、費用を按分することが原則であるが、対象施設（設備）で区切る、費用を折半するなどといったことも想定される。総務省と協議し、それぞれの事業内容等を勘案し合理的な方法を採用すること。また、他省庁の国庫補助事業等と併せて実施している場合は、当該省庁と調整をする必要がある。基本的な考え方について以下のとおり。

### （1）費用按分

#### ア 費用按分が必要なケース

- ・センター・局舎施設等を事業目的外の施設と合築する場合
- ・事業目的以外の利用のために芯線や機器等の施設・設備を追加整備する場合
- ・事業目的以外のネットワークと相互接続するための芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・事業目的内であるが供用開始時期が決まっていない芯線や機器等の施設・設備を整備する場合
- ・その他事業内容に照らして過大と判断される施設・設備を整備する場合（当該部分を補助対象外とする場合） 等

#### イ 費用按分の対象経費

- ・単独事業等と一部でも共用される施設・設備に係る設置経費、工事費、共通経費
- ・出精値引き等（実績報告時）
- ・消費税
- ・消費税仕入控除税額

#### ウ 費用按分方法の基本的考え方

- ・センター・局舎施設等の合築の場合は専有面積による按分など比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合は使用芯線数による比例按分を基本とする
- ・伝送路を共用する場合であって論理分割する場合は専有帯域（伝送容量）による比例按分を基本とする
- ・その他ケースに応じて個別に判断する

### （2）対象施設（設備）で区切る場合

補助事業と併せて、事業内容が同じ事業（所謂継足し単独事業等）を実施する場合、按分という方法は採らずに、それぞれの費用負担を対象施設（設備）で区切るという方法も可能である。

### （3）費用を折半する場合

按分計算が複雑になるなど、特段の理由がある場合。総務省に個別に相談のこと。

## 9 交付申請書の作成と確認のポイントについて

(交付申請にあたっての留意点)

- i 交付申請及びそれに伴う交付決定は補助事業の実施内容と事業費を決定するものである。したがって、交付決定後に実施内容及び事業費を変更することは、原則として交付要綱に基づく変更承認を得ずしては認められないので、その点を念頭において作成すること。
- ii 次のような事業は、補助事業に馴染まないため注意が必要
  - ・内部事務系システムや基幹系システムの導入や構築（災害に強い情報連携システム構築事業及び自治体クラウド導入事業を除く。なお、住民端末から各種証明書を発給する場合や情報発信、各種行政相談対応等を行う場合は内部事務系システムや基幹系システムとの接続は認められるため、個別に相談のこと）
  - ・補助金の額が、区分ごとに100万円未満となる事業。複数の事業区分に基づいて補助事業を行う場合に、1つの申請書で100万円を超えるものであっても、1区分の補助金額が100万円未満となる場合は対象外とする。（例：「ICT地域のきずな再生・強化事業」の交付申請額が80万円、「自治体クラウド導入事業」の交付申請額が70万円で合計150万円という事業は補助対象とならない）

### （1）申請書の作成について

#### ① はじめに

- ア 交付要綱様式第1号により作成する申請書、同様式別紙1「補助事業の概要」と別紙2「工事概要書」、見積書等は内容を必ず一致させること。
- イ 申請を行おうとする補助金以外に、関連する国庫補助事業又は単独事業を一体的に実施している（予定も含む）場合は、補助金と別事業の区分が分かるようになること。（関連する国庫補助事業例：平成〇年度地域情報通信基盤整備推進交付金等）また、見積書等の添付資料については、事業ごとに対象事業が分かるよう記載もしくは色分け等をすること。

#### ② 申請書の構成について

交付要綱様式第1号に基づき、以下の資料を順番に編さんすること。

##### ア 申請書（交付要綱様式第1号）

- ・「付録：交付要綱様式記載例」を参照のこと。

##### イ 補助事業の概要（交付要綱様式第1号別紙1及び添付書類）

- ・「付録：交付要綱様式記載例」を参照のこと。

##### ウ 見積書

- ・見積書は総括表と内訳表の二つを作成すること。見積書の作成は、補助事業者が自ら作成すること。

- ・見積書は、II 9別紙1－1及び1－2「見積書（記載例）」を参考に作成し提出すること。事業費算出の根拠となることから、正確な積算であるかどうか、必ず検算を行うこと。以下の「見積書の作成及び確認留意点」を参照すること。
- ・見積書の記載されている費目が、II 6の補助対象範囲・経費のいずれに合致しているか必ず確認すること。判断が難しい場合は必ず総務省に相談すること。

**エ 工事概要書（交付要綱様式第1号別紙2）**

- ・ICT地域のきずな再生・強化事業、被災地域ブロードバンド基盤整備事業、スマートグリッド通信インタフェース導入事業、災害に強い情報連携システム構築事業、復興街づくりICT基盤整備事業（共聴施設等整備事業（共聴施設等利用受信環境整備事業）を除く。）の場合に提出すること。ただし、災害に強い情報連携システム構築事業については、交付要綱第3条（6）アの事業のみを実施する場合は不要。

**オ 間接補助を行う場合、申請者である特定地方公共団体等の補助事業に関する規程又は要綱**

- ・規程又は要綱の様式については、総務省へ相談すること。

**カ 補助事業を連携主体が行う場合、次の資料**

- ・その連携主体を構成する全団体を列記したもの
- ・申請書を提出する道県又は市町村が、連携主体の代表団体であることが確認できるもの

**キ 口座設置届（II 9－別紙2）**

**ク 参考資料**

必要に応じてア～キの補足説明資料（理由書等を含む）を添付のこと。

例) 他事業との費用按分整理ペーパー（単独事業等と一体的に実施している場合）、  
〇〇〇を当該事業で整備する理由（総務省から審査の際に求めることがある）  
等

## （2）交付申請書の作成に係る個別事業の留意事項

### ○復興街づくりICT基盤整備事業について

交付要綱第3条第1項（8）ア、ウの事業とア、ウ以外の事業を同時に申請する場合、交付申請書は、同項ア、ウの事業に係るものと、同項イ、エ、オの事業に係るものとを分けて作成すること。

また、ア、ウの事業又はイ、エ、オの事業を同時に申請する場合、見積書については、それぞれの事業に係るものとを分けて作成すること。

○見積書の作成及び確認留意点

i 表紙

- ( i ) 申請者名（代表者名）
- ( ii ) 日付
- ( iii ) 事業名（「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）事業」の表記があること）

ii 内訳表

- ( i ) 経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。
- ( ii ) 経費の明細が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。
  - ・補助対象、補助対象外の費目が細かくなる場合には、別表でまとめること。
  - ・〇〇一式△△円となっている場合は内訳表にその具体的な内容を記載すること。内訳表では〇〇一式という内容での記載は認められない。
- ( iii ) 見積りが複数になる場合は経費の取りまとめ表を添付すること。
- ( iv ) 同一事業者が複数地方公共団体を整備する場合、地方公共団体毎の物品単価や工事単価に差がないか確認すること。単価が異なる場合は、それが適切と判断した資料を添付のこと。
- ( v ) 機器の個別単価を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく乖離となっていないか確認すること。補助金の費用が著しく乖離している場合には必ずその理由を確認すること。
  - ・確認のポイント
    - 他事業者の相見積りを取る ※相見積りに際して取得した資料も添付のこと
    - 補助金と同時に実施される単独事業等の積算を確認する
    - 積算の根拠とした資料名を記した資料を添付のこと
    - 同一又は同等製品の価格相場をカタログやインターネットで確認する
- ( vi ) 購入機器と取付数量等の対応について確認すること。  
詳細は別紙1 見積書を参照のこと。
- ( vii ) 工事費は、「単価×数量（人数、日数等）」で算出すること。また、工事費が材料費に対応しているか確認すること。歩掛は何の基準に基づいているかを確認すること。
- ( viii ) 他事業との費用按分について  
他事業と一体的に整備する場合には、費用の按分計算とその結果を見積書の備考欄に記載すること。記載に当たっては、別紙1のとおり当該部分の総事業費、按分計算方法と補助金と他事業それぞれの事業費を記載すること。なお、按分方法については、当該マニュアルで定めのあるものについては、それに従って算出されているか確認すること。
- ( ix ) センター・局舎施設について  
新築の場合には、施設全体が補助対象となる単独建物と補助対象外との合築により整備される合築建物があり両方とも補助金で整備可能。センター・局舎施設の整備については、最低限必要な施設の補助事業費が対象経費となる。  
センター・局舎施設（各部屋等）の使用目的を明確にすること。
- ( x ) 諸経費（共通費：共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等）については、直接工事費等の率により算出している場合は、何の基準に基づいているかを確認すること。また、率によらず必要な経費を積上げた場合は、それぞれの経費の内訳を提出させ確認すること。
- ( xi ) 撤去費については、既存建物を撤去しなければ、新施設の建設事業を実施することができないなど直接必要と認められるのかどうかを確認すること（補助対象とする撤去工事の範囲を図面等で確認すること）。

(xii) 企画・開発費に係る人件費は、職種ごとに「単価×数量（人数、工数等）で算出すること。また、単価については公的基準や社会一般的な物価等に対して著しく乖離していないことを確認するとともに、作業内容と職種の整合性を確認すること。なお、実績報告時には企画・開発費行程内訳書の提出が必要になることから、作業内容や工数の妥当性について、見積事業者に十分な確認を行うこと。

## 見積書(記載例)

II 9-別紙1-1

件名:平成〇〇年度 情報通信技術活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)  
事業名:(2)ICT地域のきずな再生・強化事業

見込額(全体) 131,108,300円(消費税別途) 141,598,964円(消費税込)  
見込額(補助対象) 115,848,300円(消費税別途) 125,116,164円(消費税込)

消費税込の額を記載すること。

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇県〇〇市〇〇1-2-34  
(〇〇市)  
(〇〇市長 〇〇〇〇 )

一見積書を作成した日付を必ず記入すること。

◎見積書は総括表(総合計を記載したもの)と機器の詳細がわかる内  
訳書の2段階のものが必要  
◎左記の見積書フォーマットを参考に作成すること(この様式は請求書  
の総括表としても使用できる)必要事項があれば適宜項目を追加して  
下さい

複数の市町村にまたがって、事業を行う場合は、市町村ごとに作成すること。また、そ  
の際は、別途総事業費が分かれる総括表を作成し、表紙に添付すること。

(単位:円)

項目番号		全体					補助対象経費					補助対象外部分(一体施工工事)				
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考
I	設備費															
(1)	設備の設置等に要する経費															
(ア)	送受信装置	1	式	4,260,000	4,260,000		1	式	4,260,000	4,260,000						0
(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光端子架、中継装置及び分歧装置等含む)	1	式	21,000,000	21,000,000		-	-	20,000,000	20,000,000		-	-	1,000,000	1,000,000	
(ウ)	情報通信端末	20	台	500,000	10,000,000		20	台	500,000	10,000,000		-	-	0	0	
(エ)	無線アクセス装置(衛星含む)			0					0					0	0	
(オ)	送受信アンテナ	1	式	22,000,000	22,000,000		1	式	22,000,000	22,000,000						0
(カ)	送受信機(予備送信機含む)			0					0					0	0	
(キ)	機内伝送路	1	式	130,000	130,000		1	式	130,000	130,000						0
(ク)	電源設備(予備電源設備含む)	1	式	4,000,000	4,000,000		1	式	4,000,000	4,000,000						0
(ケ)	通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)			0					0					0	0	
(コ)	鉄塔			0					0					0	0	
(サ)	センタ...-局舎施設	1	式	6,000,000	6,000,000		1	式	6,000,000	6,000,000						0
(シ)	外構施設			0					0					0	0	
(ス)	ヘッドエンド装置	12	台	50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000		-	-	200,000	200,000	
(セ)	取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	1	式	2,460,000	2,460,000		-	-	2,460,000	2,460,000					0	
(ソ)	監視・観測装置	10	台	120,000	1,200,000		10	台	120,000	1,200,000					0	
(タ)	編集装置	1	式	6,000,000	6,000,000		1	式	6,000,000	6,000,000					0	
(チ)	管理測定装置(監視機能を含む)			0					0					0	0	
(ツ)	管理測定表示装置			0					0					0	0	
(デ)	その他事業を実施するために必要な経費			0					0					0	0	
(2)	(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費	1	式	720,000	720,000		1	式	720,000	720,000						0
(3)	(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)	1	敷地	10,000,000	10,000,000		-	-	7,000,000	7,000,000		-	-	3,000,000	3,000,000	事業外施設の取得
(4)	附帯工事費	1	式	39,758,300	39,758,300		-	-	28,698,300	28,698,300		-	-	11,060,000	11,060,000	事業外施設の工事
	小計				128,128,300					112,868,300					15,260,000	
II	企画・開発費															
(1)	プログラム開発に係る役務費(設計を含む)	1	式	2,400,000	2,400,000		1	式	2,400,000	2,400,000					0	
(2)	電子計算機使用料			0					0					0	0	
(3)	ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	1	本	100,000	100,000		1	本	100,000	100,000					0	
(4)	システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費	30	人日	12,000	360,000		30	人日	12,000	360,000					0	
(5)	その他事業を実施するために必要な経費	10	人日	12,000	120,000		10	人日	12,000	120,000					0	
	小計				2,980,000				2,980,000					0	0	
	合計				131,108,300				115,848,300					15,260,000		

【見積表 内訳表】  
※金額や設置機器についてはおまでも例示である。

項目番号	項目名	全体					補助対象経費				補助対象外部分(一括施工工事)				(単位:円)	
		数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	備考	数量	単位	単価	金額	
1	設備費															
(1)	設備の設置等に要する経費															
(ア)	送受信装置															
a	サーバー	2	台	2,000,000	4,000,000		2	台	2,000,000	4,000,000						
b	ルータ	2	台	30,000	60,000		2	台	30,000	60,000						
c	運営管理用PC	2	台	100,000	200,000		2	台	100,000	200,000						
(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分歧装置等含む)															
a	光ファイバケーブル	20,000	m	500	10,000,000		20,000	m	500	10,000,000						
b	固定無線アクセス装置	3	対向	3,000,000	9,000,000		3	対向	3,000,000	9,000,000						
c	中継装置	1	台	2,000,000	2,000,000		-	-	1,000,000	1,000,000		-	-	1,000,000	1,000,000	
(ウ)	情報収集機器															
a	サイトマージ	①	台	500,000	10,000,000		20	台	500,000	10,000,000						
(オ)	送受信アンテナ															
a	受信アンテナ	20	台	300,000	6,000,000		20	台	300,000	6,000,000						
b	送信アンテナ	20	台	300,000	6,000,000		20	台	300,000	6,000,000						
(キ)	構内配送路															
a	LANケーブル	100	m	300	30,000		100	m	300	30,000						
b	スイッチ	5	台	20,000	100,000		5	台	20,000	100,000						
(ク)	電源設備(予備電源設備含む)															
a	受電設備(受電盤)	1	台	2,000,000	2,000,000		1	台	2,000,000	2,000,000						
b	電源設備(整流器)	1	台	2,000,000	2,000,000		1	台	2,000,000	2,000,000						
(サ)	セーターハンダ施設															
a	床あけ工事	1	式	3,000,000	3,000,000	別添〇〇参照	1	式	3,000,000	3,000,000						
b	内装工事	1	式	3,000,000	3,000,000	別添〇〇参照	1	式	3,000,000	3,000,000						
(ス)	ヘッドエンジ装置															
a	チューナ	12	台	50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000	-	-	200,000	200,000		
(セ)	取扱機器(予備装置・周辺機器を含む)															
a	デジタルカメラ	10	台	50,000	500,000		10	台	50,000	500,000						
b	マイク	10	本	100,000	1,000,000		10	本	100,000	1,000,000						
c	録音機器	3	台	70,000	210,000		3	台	70,000	210,000						
d	照明	5	台	150,000	750,000		5	台	150,000	750,000						
(ソ)	監視・観測装置															
a	ライカカラ	10	台	120,000	1,200,000		10	台	120,000	1,200,000						
(タ)	編集装置															
a	映像機器・収録機器	2	台	2,000,000	4,000,000		2	台	2,000,000	4,000,000						
b	音声機器・収録機器	2	台	1,000,000	2,000,000		2	台	1,000,000	2,000,000						
(ニ)	(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費															
a	現場調査費	30	人日	12,000	360,000		30	人日	12,000	360,000						
b	設計費	30	人日	12,000	360,000		30	人日	12,000	360,000						
(ミ)	(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)															
a	用地取得費	1	敷地	10,000,000	10,000,000		-	-	7,000,000	7,000,000		-	-	3,000,000	3,000,000	事業外施設の取得
(メ)	付帯事務費															
a	サーバー	2	台	500,000	1,000,000		2	台	500,000	1,000,000						
b	光ファイバケーブル	20,000	m	1,000	20,000,000		-	-	1,000	10,000,000		-	-	1,000	10,000,000	事業外施設の工事
c	固定無線アクセス装置	3	対向	1,000,000	3,000,000		3	対向	1,000,000	3,000,000						
d	中継装置	1	台	2,000,000	2,000,000	一部補助対象外	-	-	1,000,000	1,000,000		-	-	1,000,000	1,000,000	事業外施設の工事
e	受信アンテナ	20	台	75,000	1,500,000		20	台	75,000	1,500,000						
f	送信アンテナ	20	台	75,000	1,500,000		20	台	75,000	1,500,000						
g	アンテナ支柱	40	本	1,250	50,000		40	本	1,250	50,000						
h	LANケーブル	100	m	350	35,000		100	m	350	35,000						
i	受電設備(受電盤)	1	台	750,000	750,000		1	台	750,000	750,000						
j	電源設備(整流器)	1	台	750,000	750,000		1	台	750,000	750,000						
k	チューナ	12	台	10,000	120,000	一部補助対象外	-	-	60,000	60,000		-	-	60,000	60,000	事業外施設の工事
l	ライカカラ	10	台	50,000	500,000		10	台	50,000	500,000						
共通費(附帯工事費)																
a	搬去費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000	1,200,000						
b	諸経費															
一般管理費																
小計																
Ⅲ	企画・開発費															
(1)	プログラム開発に係る役務費(設計を含む)															
a	データ送用サーバプログラム開発費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000	1,200,000						
b	画像処理プログラム開発費	100	人日	12,000	1,200,000		100	人日	12,000	1,200,000						
(3)	ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)															
a	システムの要件定義・要仕様書の作成等のシステム整備に伴う必要な事務に要する経費	1	本	100,000	100,000		1	本	100,000	100,000						
(4)	データ送用サーバシステム整備に伴う要件定義・要仕様書の作成等の事務経費															
a	データ送用サーバシステム整備に伴う要件定義・要仕様書の作成等の事務経費	30	人日	12,000	360,000		30	人日	12,000	360,000						
(5)	その他の事を実現するため必要な経費															
a	開発したデータ送用サーバプログラムテスト費用	10	人日	12,000	120,000		10	人日	12,000	120,000				0	0	
小計																
合計																

単価については、○○積算標準単価、歩数については、○○積算工事基準を採用した。

II 9-別紙1-2

一箇考細には、費用按分の有無、按分方法その他の必要事項を記載する。  
記載する場合は、該機器とそれに対する工事費(設置費等)が計算されるものと確認すること。ただし、機器を購入して配置するだけで工事費(設置費等)がかからない場合もあるので注意のこと。  
同一の機器、材料を複数する項目の場合は、該機器の区分の歩数、単価、単価が記載不可能であれば記載不全。  
複数をまとめて記載する場合は内訳のわかる箇欄を添付の上記記載すること。  
複数をまとめて記載する場合は内訳のわかる箇欄を添付の上記記載すること。

平成 年 月 日

官署支出官

総務省大臣官房会計課長 殿

氏名 印

下記のとおり口座を設置（開設）したので届けます。

届出区分 (該当に○印)	新規・変更	変更の場合は旧債主コードを記入					
		旧債主コード					
口座名義	フリガナ						
	氏名						
住 所	郵便番号						
	フリガナ						
	漢字						
銀行等名称	銀行 金庫 農協					出張所	
預金種別 (該当に○印)	①普通預金（総合口座） ②当座預金 ③通知預金 ④別段預金						
口座番号	銀行番号	支店番号		口座番号			
	—	—		—			
所 属	職 員	局		課（室）			
	委員等						
	法 人						

※太枠内を記入ください。

## 10. 書類の提出

### 【デジタルテレビ中継局整備事業、共聴施設等整備事業以外の事業】：

以下の資料を申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

- 正本1通、副本1通
- CD-R（1枚）等の電子媒体

### 【デジタルテレビ中継局整備事業】：

以下の資料を申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

- 正本1通、副本1通

### 【共聴施設等整備事業】：

以下の資料を申請者の所在地を管轄区域とする総合通信局長あて提出すること。

- 正本1通

詳細についてはII 10別紙を参照すること。特に、電子ファイルについては、II 10別紙のファイル名を付して指定のファイル形式で提出すること。

なお、書類の送付先については、各総合通信局の指示に従うこと。

(担当窓口)

東北総合通信局東日本大震災復興対策支援室  
〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23  
仙台第2合同庁舎  
担当：松田、氏家、鹿野田、桜田  
電話：022-221-0654／FAX：022-221-0613  
e-mail：[fukko@ml.soumu.go.jp](mailto:fukko@ml.soumu.go.jp)

**「被災地域情報化推進事業」**  
**(情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計))**  
**提出書類一覧表**

提出書類	書式	紙媒体 ※1	電子ファイル		注意事項
			ファイル名 ※2	ファイル形式 ※3	
交付申請書 (様式第1号)	交付要綱 様式第1号	・公印を押印した 申請書の原本を 提出 ・A4版片面印刷	○○10 申請	MS-Word	・別紙(交付金事業の概要)を必 ず添付 ・プリントアウトした時に <u>A4版</u> <u>2枚</u> となるよう調整
様式第1号 別紙1	交付要綱 様式第1号 別紙1		○○11 別紙	MS-Word	
様式第1号 別紙1 に定める添付書類	様式適宜	・様式適宜	○○20 添付 01 ○○20 添付 02 ...	任意	
見積書	様式適宜 (本マニュ アルⅡ_8 別紙1-1 及び1-2 参照)	・様式適宜 ・写し可	○○30 積算 01 ○○30 積算 02 . . .	MS-Word、 MS-Excel、 MS-Power Point、 Adobe PDF 等	・書類の右肩に <u>資料番号</u> を記載 ・資料番号は、 <u>ファイル名の番号</u> と一致。 ※○○30 積算 01←ファイル名の番 号
工事概要書 (必要な場合)	交付要綱 様式第1号 別紙2		○○40 工事	MS-Word	
間接補助規程又は要綱	様式適宜	・様式適宜	○○60 間接	任意	
連携主体の構成団体一 覧	様式適宜	・様式適宜	○○70 連携	任意	
連携主体の代表承認書	様式適宜	・公印を押印した 申請書の原本を 提出	○○71 連携	Adobe PDF 等	・申請主体が <u>連携主体</u> の場合のみ ・電子ファイルは紙媒体をスキャ ンしたもの ・代表団体以外の構成団体が押印 ・1団体につき1枚でも、全構成 団体で1枚でも可
口座設置届出書	様式適宜 (本マニュ アルⅡ_8 別紙2参 照)	・押印した申請書 の原本を提出	○○80 口座	MS-Word	
参考資料					

※1 すべてA4版で提出すること。

※2 ファイル名の赤字部分は【申請主体名】とする。申請主体名は略称可。

また、ファイル名で用いる数字は半角とし、文字間にスペース等を入れないこと。

例：総務市10申請.doc

※3 フォーマット形式はWindows OSに対応したものとする。また、必ず指定のファイル形式で提出すること。

### III 交付決定

#### 1 交付先の決定方法

申請内容を以下の観点等から総合的に審査を行い、交付先及び交付額を決定する。

- 交付要綱第3条第1項各号に規定する補助事業の定義に合致すること
- 計画・方向性が固まっているものであること
- 技術上・制度上実現可能なものであること
- 事業の適切な運営体制が構築できるものであること
- 費用対効果の高いものであること
- 特定地方公共団体以外の地方公共団体の課題解決を目的としたものでないこと
- 需要調査等の結果から、事業の必要性及び規模の適正性が認められるもの

#### 2 追加資料の提出等

交付額の決定は、提出書類に基づいて行うが、必要に応じて追加資料の提出等を要請する。

#### 3 申請内容の確認・採択・修正

総務省は、審査結果を総合通信局を経由して、申請者あてに通知する。また、申請内容については、必要に応じて、申請者と総務省との間で調整の上、修正等を行うことがある。

#### 4 交付手続き

##### (1) 交付決定通知書の送付（交付要綱第7条）

交付決定を行う案件については、交付額を決定し、申請者に対して交付要綱様式第2号により交付決定通知書を送付する。

##### (2) 補助事業の対象経費（交付要綱第4条、別表）

交付先は、本事業の実施に必要な経費として、交付要綱別表で定められた費目について補助金の支払いを受けることができる。（補助対象経費については、II. 7を参照のこと。）

##### (3) 補助事業内容の変更（交付要綱第9条）

交付決定通知書を受けた後、補助事業の内容を変更するときは、交付要綱様式第4号により総務大臣の承認を受けなければならない。ただし、補助事業の目的達成のために事業構成要素の相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合等、軽微な変更に

あってはその限りではない。

#### (4) 補助金の支払い（交付要綱第14条）

補助金は、交付決定内容に係る通知書に定められた使途以外への使用は認めない。また、補助金は原則として、事業終了後速やかに交付要綱様式第9号により実績報告書の提出を受け、交付要綱様式第10号により交付額を確定した後、交付要綱様式第11号により精算払いにより支払う。

### 5 事業の実施

#### (1) 取得財産の取扱（交付要綱第18条、第19条、第20条）

取得財産等については、取得財産等管理台帳によって管理すること。また、補助金事業の完了後も、善良な管理者の注意をもって管理し、補助事業の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。

総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）別表に定める処分制限期間内において取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

#### (2) 取得の処分による収入の納付（交付要綱第18条、第19条、第21条）

取得財産等を処分することにより収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部、若しくは一部を国に納付させことがある。

### 6 報告

#### (1) 状況報告（交付要綱第11条）

交付先においては、補助事業の進捗状況及び収支の状況について確認するため、状況報告を求めることがある。また、実績報告を行った後も、事業の継続的な運営に取り組み、適宜、総務省の求めに応じて、本事業に関する定量的効果データや課題等について、交付要綱様式第8号の様式により総務省に報告を行うものとする。

なお、東北地域医療情報連携基盤構築事業、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インターフェース導入事業又は被災地域テレワーク推進事業において間接補助事業を行う者の公募を行った場合は、その申請受付期間終了後速やかに、応募されたすべての交付申請書の写しを管轄の総合通信局に提出すること。

#### (2) 実績報告（交付要綱第12条）

交付先は、補助事業が完了したときは、すみやかに交付要綱様式第9号により実績報告書を総務省に提出しなければならない。

## IV 交付決定後について

### 1 契約について

補助事業者又は間接補助事業者が補助事業又は間接補助事業を遂行する際は、補助金等が国民から徴収された税金その他の貴重な財源でまかなわれるものであることに留意し、誠実に補助事業又は間接補助事業等を行うように努めるとともに、補助事業又は間接補助事業を遂行するために行う契約形態については、「恣意的な調達先の選定」、「身内・利害関係者への発注」、「不適正に高額な価格での調達」等とならないよう十分留意すること。

補助事業の各種契約（委託契約・請負契約等）の締結日は、総務省の交付決定通知日以降であり、単年度契約でなければならない（交付決定日より前に締結された契約については、いわゆる事前着工であり、補助金の対象事業費とは認められない）。

契約形態については、地方公共団体においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条及び同条の2の規定により原則として一般競争入札とする。また、指名競争入札又は随意契約は、地方自治法施行令第167条又は同条の2の各号に掲げる場合のみとし、その理由がやむを得ないものであるのかどうかを明確にするとともに、適正かつ公平な契約を行うこと。

間接補助事業者が間接補助事業を遂行するために行う契約については、地方公共団体が行う契約形態に準じ、適正かつ公平な契約を行うこと。

#### 例：不適当な契約事例

① 交付決定を受けたA市で補助事業の要件を満たす事業の一部を実証実験として既に実施しているB社に対し、最も効率的に事業を実施することができることを理由に、A市がB社と随意契約を行った

（不適当な理由）B社が、A市で既に実証実験を行っていたことをもってA市がB社と随意契約を結ぶことは、「恣意的な調達先の選定」、「利害関係者への発注」といった観点から問題である。複数社が入札できる環境を設けた上で、一般競争入札を行うことが必要である。

② 入札を行うことを広く一般に周知せず、複数社から見積書を入手し、最低価格の業者と契約を締結した

（不適当な理由）上記の手続きは、「随意契約」に該当するものであり、一般競争入札を活用できない明確な理由がない場合は、入札を行うことを広く周知した上で、一般競争入札を行うことが必要である。

### 2 計画変更等について

(変更等の承認)

第9条 補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第4号による変更承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができが、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に関係のない事業計画の細部変更である場合

2 大臣は、前項の承認をする場合において、必要に応じ交付の決定の内容を変更し、又は条件を付すことができるものとする。

3 大臣は、前項の規定により交付の決定の内容を変更し、又は条件を付した場合は、様式第5号による補助金交付決定変更通知書により補助事業者に通知するものとする。

4 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第6号による中止（廃止）承認申請書を大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第10条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに様式第7号による事故報告書を大臣に提出し、その指示を受けなければならない。

(交付決定の取消し等)

第15条 大臣は、第9条第4項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第7条の決定の内容（第9条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

(1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく大臣の处分若しくは指示に違反した場合

(2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合

(3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 大臣は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 大臣は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計

算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第13条第4項の規定を準用するものとする。

#### (1) 計画変更承認が必要な内容

##### ア 事業費の額の20%を超える額の減額

- ・事業内容の変更により事業費が減額となるもの。入札（企画競争による随意契約を含む）のみによる減額は当てはまらない。

##### イ 事業内容を変更するとき

- ・当初の交付決定の目的（申請書記載の補助事業の目的）を変更する、又は内容を大幅に変更するもの。

#### (計画変更承認が必要な場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

○アプリケーションの一部機能の削除による提供サービスの削減

○サービスエリアの変更

○実地調査を踏まえた設置設備数の減少による20%以上の事業費の減額

○人件費単価の見直しによる20%以上の事業費の減額 等

なお、総務省は、交付要綱様式第4号による変更承認申請を受理するとともに、変更理由書ほか変更内容が把握できる書類（様式については申請書に倣うこと）を確認すること。

#### (2) 軽微な変更

軽微な変更とは、当初の交付決定の目的・内容の変更を伴わない工事細部の変更をいう。なお、軽微な変更に当たるかどうかを含めて、交付決定の内容を変更する場合は、総務省に相談すること。

変更の相談を行わずに事業内容を変更し、実績報告時に変更承認が必要な変更が明らかとなった場合、当該変更分については補助対象外となる場合がある。

#### (軽微な変更と認められる場合の例)

補助事業の目的・内容にもよるが、例えば以下のような場合が考えられる。

○事業目的やサービスエリアの変更を伴わず、事業費の減額が20%未満の場合であって、能率的な事業の目的達成に資する以下の変更

- ・伝送ルートの変更
- ・実地調査を踏まえた設置設備数の減少
- ・設備の同等品への変更

- ・機器の設置場所の変更
- ・L A N配線の変更 等

#### (3) 事業の中止、廃止について

補助事業者等は交付決定を受け次第、事業遂行義務を負うが、客観的な事情変更等により事業の継続が不可能であると認められる場合には、中止又は廃止を承認せざるを得ないこともあるので、総務省に相談すること。

#### (4) 事故報告について

補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、総務省に相談すること。なお、補助事業の完了日とは、直接補助案件であれば工事の検査を完了した日を、間接補助案件であれば補助事業者が補助金の支払いを完了した日を指す。

#### (5) 交付決定の取消しについて

補助事業者の責に帰すべき場合には適正化法第17条、帰すことのできない場合には適正化法第10条により取り消すことがある。

### 3 差金回収について

#### (状況報告)

第11条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、大臣から要求があつた場合は、速やかに様式第8号による状況報告書を大臣に提出しなければならない。

限られた予算でより多くの要望団体を採択するため、交付決定の際には、入札差金を回収する旨の条件を付すことがあるので留意のこと。

#### (1) 入札差金の回収手続き（入札差金の調査・報告）

交付決定済の補助事業者に対しては、総務省が実施する「補助事業に係る契約状況の把握に関する調査」に併せて、必要に応じて当該時点における入札差金の調査を行うものとする。

補助事業者は、総務省からの求めに応じて当該時点における入札差金の状況を報告すること。

また、交付決定済の補助事業者に対し、交付要綱第11条に基づき様式第8号による入札差金の額の調査を行うこともあるので留意すること。

なお、間接補助を行う場合にあっては、補助事業者は間接補助事業者に対して同様の手続きを取ること。

## (2) 採択案件の交付決定額の変更

### ① 交付決定額の変更

差金の回収に同意した補助事業者は総務省に対して交付決定額変更申し出（IV-3-別紙1）の提出を行うこととし、総務省において交付決定額の変更通知（IV-3-別紙2）を発出する。

### ② 以降の手続きにおける留意点

交付決定額変更以降の手続き（例：実績報告）における申請額は全て変更後の額を用いること。

番 号  
年 月 日

総務大臣 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定額変更申出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により、交付決定額の変更を受けても事業執行に支障がないので、下記のとおり申し出ます。

記

1 変更後の受けようとする補助金の額は、金 , 円

2 変更前及び変更後の内訳は次のとおり。（注2）

（千円）

経 貹 区 分	変 更 前	変 更 後
経費の配分	設備費	
	企画・開発費	
	合計	

（注1）連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印 」

と記載すること。

（注2）東北地域医療情報連携基盤構築事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インターフェース導入事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）、被災地域テレワーク推進事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）の場合は、以下のように記載すること。

（千円）

経費区分	変 更 前	変 更 後
助 成 費		

番 号  
年 月 日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

総務大臣 印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定額変更通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申し出のあった平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）補助事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により下記のとおり交付決定額を変更したので通知する。

記

1 補助金の交付決定額は、金 , 円とする。

2 内訳は次のとおりとする。（注2）

（千円）

経 費 区 分		変 更 前	変 更 後
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

（注1）連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長 印 」

と記載する。

（注2）東北地域医療情報連携基盤構築事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）、被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業、スマートグリッド通信インターフェース導入事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）、被災地域テレワーク推進事業（イ 法人又は協議会等に助成するもの）の場合は、以下のように記載する。

（千円）

経費区分	変 更 前	変 更 後
助 成 費		

## V 実績報告事務マニュアル

### 1 実績報告書の作成について

#### (1) はじめに

実績報告書（以下、報告書という。）は、補助事業が交付決定内容に適合的に遂行されているか確認するものである。

#### (2) 実施確認

報告内容が事実であるかどうかを確認するため、できる限り補助事業を実施した事実を目視すること。

また、整備した機器は必ず「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）事業」と表示されているかどうか確認すること。

注1：表示は、適宜のラベルを機器に直接貼付したものとする。（幹線ケーブル等は表札等で適宜表示）

注2：実績報告した事実に基づいて、別途、総務省、会計検査院の実施検査等が行われる場合がある。その際、事実に反することが判明した場合、補助金の返還を求める場合があるので注意のこと。

#### □報告書の作成のポイント

ア 申請時の目的・内容と相違がないか。

交付申請書の目的・内容どおりに補助事業が完了していること。

イ 補助事業の内容等に変更がある場合、必要な手続きが行われており、変更承認の内容のとおり事業が完了しているか。（あらかじめ承認を得ていない変更は認められないため、当該変更部分は補助対象外となる。）

ウ 請求書（領収書）の内容は適正か（V 1－別紙1参照）。

エ 添付図面は事実を的確に示しているか（V 1－別紙2参照）。

オ 写真では、図面と整備した機器が一致しているか（V 1－別紙3参照）。

#### (3) 提出書類

報告書は次の順に編さんすること。

① 報告書（交付要綱様式第9号）

② 支出総括表及び支出内訳表（V 1－別紙4－1及び4－2参照）

③ 支出総括表差異表及び差異表内訳（V 1－別紙5－1及び5－2参照）

④ 工事請負契約等に係る総括表（V 1－別紙6参照）

⑤ 実施した事業の概要が把握できる図面等（交付決定時及び実績報告時の2種）（V 1－別紙2参照）※ただし、被災地域ブロードバンド基盤整備事業については、

交付決定時の図面の提出は不要。

- ⑥ 口座設置届（交付決定時と変更がある場合のみ）
- ⑦ 調達を行った場合、契約時に事業者（以下、単に業者）に手交した仕様書の写し
- ⑧ 契約先選定に関する書類（競争的選定を行った場合：一連の契約手続きを示す書類、随意契約の場合：選定理由書及び発注経費の妥当性を証する書類）
- ⑨ 調達を行った場合は、その業者との契約書の写し
- ⑩ 検査調書及びそれに類する書類、並びに業者からの工事完了届の写し
- ⑪ 業者からの請求書又は同領収書の写し（その算出内訳が分かるものを含む）（V 1－別紙1）
- ⑫ 企画・開発工程実績内訳及び役職と時間単価の関係が分かる資料（V 1－別紙9参照）
- ⑬ 完成写真（V 1－別紙7参照）
- ⑭ I R U等によりサービスが行われる（見込みの）場合、当該サービス実施を証する書類
- ⑮ 軽微な変更の変更理由書及び資料
- ⑯ 経費を按分している場合、按分計算書

注1 報告書の内容、申請時の事業の目的・概要、請求書（内訳）、添付図面等は内容を必ず一致させること。

注2 補助事業に関連、若しくは、重複する他の事業がある場合は、その区分が分かる施設概要図に各々の補助事業の対象箇所が分かるように色分け等すること。  
また単独事業がある場合や既存設備を活用する場合も同様。

#### （4）提出方法

補助事業が完了した日<sup>1</sup>から1箇月を経過した日又は翌会計年度の4月5日のいずれか早い日までに管轄の総合通信局へ「（3）提出書類」に掲げる書類を提出すること。（ただし、できるだけ早期の提出に努めること。修正期間を考えると締め切り日の2週間前までに提出することが望ましい。締め切り日時点での提出書類の内容が不十分である場合は、補助金支給が滞る場合がある。）

#### （5）実績報告書提出後の事務手続き

実績報告書提出後、内容の審査を経て総務省から「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）の額の確定通知書」が送付された際には、速やかに「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）精算払請求書」（交付要綱様式第11号）を提出すること。

<sup>1</sup> 事業が完了した日：交付決定の対象となった事務事業が完全に終了したとき（補助対象工事の竣工時＝地方公共団体が工事の検査を完了した日）。

## 2 経理等について

### (1) 補助金の支払い

総務省から額の確定通知書により補助金額が通知される。これを受け特定地方公共団体等は、要綱第14条第2項に定める「平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）精算（概算）払請求書」（様式第11号）を、総合通信局を通じて提出すること。

総務省では、提出された書類確認後、申請時に提出された「口座設置届」の口座に補助金を振り込む。

### (2) 消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還

特定地方公共団体等において、補助事業完了後、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合は、速やかに交付要綱第16条の規定により「平成〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書」（様式第12号）を総務省に提出しなければならない。総務省ではこの報告書を受けて当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を求めることとする。特別会計で運営するなど課税対象の地方公共団体は報告書の提出が必要となるので注意のこと。

### (3) 補助事業の経理

経理は明確に区分し収支の状況を会計帳簿により明らかにし、会計帳簿及び収支に関する証拠書類を、補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存すること。

### (4) 補助事業で整備した物品の管理

取得財産等管理台帳を作成し、管理すること（V-2一別紙参照）。

また、各物品には、必ず「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）事業」等の表示（適宜のラベルを機器に直接貼付）を行い、おって実施される検査等で整備した物品の所在を速やかに目視・確認できることにする。

### (5) 補助事業により取得した財産の処分

補助金にて整備した施設・設備を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供しようとするときは、あらかじめ総務省に相談をすること。

（詳細については、総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分について等を参照。）

## 請求書（領収書）の審査について

### 1 はじめに

交付要綱の様式第9号では、施設整備工事代金等の「請求書の写し」又は「同領収書の写し」となっている。先に提出した申請書に添付した見積書の内訳表と比較し、実績が交付申請の目的・内容と相違無いものかどうかを必ず確認すること。確認にあたっては、II 9の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

### 2 請求書（領収書）の内容について

#### (1) 留意事項（以下「請求書」には、「領収書」の内容を含む。）

ア 請求書は、実際に工事を請け負い、代金の支払いを請求する業者が作成したものとすること。

イ 請求書は、原則支出総括表差異表内訳の項目の順に並べ、積算根拠の詳細がわかる「請求内訳」を、請求書本体の後ろにそれぞれ添付すること。内訳については、補助事業と他事業の費用按分等が分かる工事請負契約等に係る総括表（V 1－別紙6）と交付申請時の見積りと請求書の内容の差異が分かるものとする。（V 1－別紙5－1及び5－2を参照）なお、請求書及び請求内訳には、請求額を記載した「請求書鑑」（V 1－別紙8）を付すこと。また、請求書鑑の「請求書番号」を請求書の右肩にそれぞれ付し、支出総括表差異表内訳の請求書番号欄にその番号を記入すること。

ウ 請求内訳は実績額の算出根拠として正確な積算を行ったものを添付すること。

エ 人件費を含む場合、人日の内訳を示すとともに、その根拠となる資料として企画・開発工程内訳書（V 1－別紙9）を添付すること。

#### (2) 確認すべき内容

基本的には交付申請時に倣って確認すること。但し、以下の項目については、特に注意すること。

ア 交付申請（変更承認があった場合は、変更承認申請）の内容と相違がないか。軽微な変更については、事前に総務省に確認をとった事項も含め、V 1－別紙5－1及び5－2の差異表に理由を記載すること。

イ 積算内容が適正か。

- ① 縦計、横計を入れて積算に誤りはないか検査すること。
- ② 内容を審査し、社会一般的な物価等に対して著しく高い金額となっていないかどうか確認すること。

→機器類の金額（単価）が異常に高くなっていないか。

→管理費等の諸経費の割合が異常に高くないか。

→〇〇一式△△円となっている場合、その内訳を明示すること。

ウ 記載内容に誤りはないか。

① 項目別経費一覧

請求書の金額を要綱上の経費の項目別経費の表に分類して記載する。

② 請求書かがみ

- ・事業者名（代表者名、印も必要）
- ・日付（請求日は事業者が地方公共団体へ実績報告を提出する日以前となっていること。）
- ・工事名（「平成〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）」の表記があること。）

③ 請求内訳

- ・経費の分類及び金額の積算を審査しやすいよう、大項目、中項目、小項目等、段階に分けて小計、合計を明示すること。（見出し番号を付記し、数字の流れをわかりやすくすることが望ましい。）
- ・機器等の単価が把握可能なレベルの項目を盛り込むこと。

エ 補助対象とならない経費が含まれていないか確認すること。

オ その他

- ① 明細の付属資料として機器の仕様書は不要。
- ② 工事契約関係の書類について、交付決定後に契約が行われているか確認すること。

## 添付図面の構成及び留意点について

### 1 考え方

添付図面は、補助事業の内容を把握できるものとする。詳細なものは必要ない。添付図面には「図面名」「凡例（印、色等の説明書き）」等を必ず記載し、補助事業対象となる部分を色分けすること。確認にあたっては、II 9 の交付申請書の作成と確認のポイントを参照のこと。

※第〇期工事等と複数の工期がある場合、当該補助事業にて整備する部分がわかるようすること。

### 2 構成及び留意点

添付図面は、ネットワーク構成図、システム概要図で構成すること。なお、ネットワーク構成図、システム概要図は、交付決定時及び実績報告時の2種を提出すること。その際には、両方の図において、記載された全ての機器に番号を付記し、支出総括表差異表内訳の図面番号欄に、図面の機器番号を記入すること。ただし、被災地域ブロードバンド基盤整備事業については、交付決定時のネットワーク構成図、システム概要図の提出は不要。

#### (1) ネットワーク構成図

補助事業により整備される情報通信ネットワーク（有線・無線）のエリア、センター・局舎施設等を色でマークすること。その際は、必ずセンター・局舎（サブセンター）の位置を記入すること。

##### ① 光ファイバ、無線等の整備

- ・5万分の1程度の地図で、今回の補助事業によりサービスを行うことのできるエリアを色でマークする。（整備するエリアにより地図の縮尺は自由に変更してもよい。）
- ・光ファイバ、無線等ネットワークの敷設状況、ノードの配置等が把握できるものとすること。
- ・公共施設・学校と接続する場合は、位置を示すこと。

##### ② センター・局舎施設の整備

- ・センター・局舎施設の新築・改築等をする場合、その状況がわかるようにすること。
- ・他の事業との合築の場合、それがわかるように表示する。

##### ③ ネットワーク機器等の設備

- ・機器の設置状況がわかる図面

##### ④ 情報通信端末等の設置

- ・設置状況がわかる図面

⑤ 用地・道路の整備

- ・購入する用地全体がわかる図面。図面には整備するセンター施設等を記載し、その用地が必要最低限であることを示すこと。

(2) システム概要図

① 光ファイバ、無線等の整備

- ・ヘッドエンド系統図
- ・光ファイバ、無線等ネットワーク系統図（芯線数（使用芯線数/敷設芯線数）、距離がわかるように記載すること。また、ラック等における機器配置も分かるようにすること。

※FTTHのうち、PON方式の場合、分岐装置までの配置が把握できること、また、SS方式の場合は、加入者に最も近接しているクロージャまで把握できるものとする。

※HFC等における同軸系統図の提出は不要とする。

② センター・局舎施設の整備

- ・建物内のレイアウトを表示。（室名も記載。）

③ ネットワーク機器等の設備

- ・システム系統図等その他必要な図面

④ サーバ・端末等の設置

- ・システム系統図等その他必要な図面

## 添付写真について

### 1 作成の考え方

補助事業により整備した機器の事実を確認できるものとする。補助対象の範囲がどれかわかるよう赤枠で囲む等、しるしをつけること。工事用黒板等と一緒に撮影されている場合は、表示している日付も確認すること。

以下の写真は不要。

- ・テレビ受像器による画質調整状況の写真
- ・材料検収用写真、作業前、作業中の写真

なお、補助事業すべての機器の写真を提出する必要はないが、可能な限り現地確認を行い、補助事業の実施状況を確認し、内容の把握に努めること。

### 2 写真作成の注意点

#### (1) 写真の種類

フィルム写真、デジタル写真によるカラー撮影とする。

注 写真は経年変色しない用紙で提出すること。

#### (2) 編さん方法

写真是クリアシート等で整理し、機器名、機器番号、設置場所等の説明を各写真の見出しに入れること。なお、写真に補助事業により整備した機器と別の機器が混在して写っている場合は、どの機器かがわかるように、クリアシートの上、若しくは写真に油性サインペン等で囲むこと。

#### (3) 添付図面との符号

撮影した機器の位置を添付図面の見取り図で確認できるようにするために、添付図面に機器番号あるいは撮影番号を表示し、写真の見出しにも入れて対応させること。

### 3 撮影方法

#### (1) 屋内に設置されている機器の場合

基本的には、機器の設置が分かるように撮影すること。施設フロア全景→個々の機器の設置全景及び個々の機器の拡大写真、のように段階を経て撮影してください。既存設備、補助対象以外の機器が写真内に写っている場合は、補助事業により整備した機器がどれかわかるよう赤枠で囲む等、しるしをつけること。

#### (2) 屋外に設置されている機器・ケーブルの場合

すべての機器について写真を撮る必要はない。新設又はエリア拡大の場合、HFCについては最長又は最多段、FTTHについては最長すべての幹線及び分配線に接続されている機器・ケーブル等のみで構わない。(但し、学校、公共施設への引き込に

については、すべて写真をとること。)

ア 単価50万円以上の機器

地面から空中に架けられている全景+機器の拡大写真

イ 単価50万円未満の機器

地面から空中に架けられている全景を撮影し、該当機器に印を付けること。

ウ ケーブル本体

アンプ等機器と兼ねて撮影されていれば良いが、途中の機器がない場合は、ケーブル分岐等のポイントになる部分のケーブル（電柱部分）を撮影すること。

(3) センター・局舎施設、用地等について

センター・局舎施設については、工事終了後、その外観と各室の写真とする。用地等の取得があった場合は、工事終了後の写真とし、用地が適度な広さであることを確認すること。

## 支出総括表(記載例)

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〒〇〇〇-〇〇〇〇  
〇〇市〇〇市〇〇1-2-34  
(〇〇市)  
(〇〇市長 〇〇〇〇 )

V 1-別紙4-1

件名: 平成〇〇年度 情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)  
事業名: ②ICT地域のきずな再生・強化事業

請求額 (全体)	114,960,340円(消費税別途)	124,157,167円(消費税込)	
請求額 (補助対象)	104,820,340円(消費税別途)	113,205,967円(消費税込)	消費税込の額を記載すること。

複数の市町村にまたがって、事業を行なう場合は、市町村ごとに作成すること。また、その際は、別途総事業費がかかる総括表を作成し、表紙に添付すること。

(単位:円)

項目番号			全体					補助対象経費					補助対象外部分(一体施工工事)				
			数量	単価	金額	備考		数量	単価	金額	備考		数量	単価	金額	備考	
I		設備費															
	(1)	情報通信技術利活用事業費補助金															
	(ア)	送受信装置	1式	4,210,000	4,210,000			1式	4,210,000	4,210,000							0
	(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光成像端、中継装置及び分歧装置等含む)	1式	21,000,000	21,000,000			-	-	20,000,000	20,000,000			-	-	1,000,000	1,000,000
	(ウ)	情報通信端末	20台	500,000	10,000,000			20台	500,000	10,000,000							0
	(エ)	無線アクセス装置(衛星含む)			0					0							0
	(オ)	送受信アンテナ	1式	20,000,000	20,000,000			1式	20,000,000	20,000,000							0
	(カ)	送受信機(予備送信機含む)			0					0							0
	(キ)	機内伝送路	1式	124,000	124,000			1式	124,000	124,000							0
	(ク)	電源設備(予備電源設備含む)	1式	4,000,000	4,000,000			1式		4,000,000							0
	(ケ)	通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)			0					0							0
	(コ)	鉄塔			0					0							0
	(サ)	センター・局舎施設	1式	6,000,000	6,000,000			1式	6,000,000	6,000,000							0
	(シ)	外構施設			0					0							0
	(ス)	ヘッドエンジ装置	12台	50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000			-	-	200,000	200,000	
	(セ)	取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	1式	2,460,000	2,460,000			1式	2,460,000	2,460,000							0
	(ソ)	監視・観測装置	10台	120,000	1,200,000			10台	120,000	1,200,000							0
	(タ)	編集装置	1式	5,700,000	5,700,000			1式	5,700,000	5,700,000							0
	(チ)	管理測定装置(監視機能を含む)			0					0							0
	(ヅ)	管理測定表示装置			0					0							0
	(テ)	その他事業を実施するために必要な経費			0					0							0
	(2)	(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費	1式	720,000	720,000			1式	720,000	720,000							0
	(3)	(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)	1式	10,000,000	10,000,000			-	-	7,000,000	7,000,000			-	-	3,000,000	3,000,000 事業外施設の取得
	(4)	附帯工事費	1式	34,122,340	34,122,340			-	-	25,622,340	25,622,340			-	-	8,500,000	8,500,000 事業外施設の工事
	設備の設置等に関する経費小計					120,136,340					107,436,340						12,700,000
	設備の設置等に関する経費出精算引き					7,676,000					5,116,000						2,560,000
	消費税					8,996,827					8,185,627						811,200
	設備の設置等に関する費用計(消費税込)					121,457,167					110,505,967						10,951,200
II		企画・開発費															
	(1)	プログラム開発に係る投務費(設計を含む)	1式	2,160,000	2,160,000			1式	2,160,000	2,160,000							0
	(2)	電子計算機使用料			0					0							0
	(3)	ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	1本	100,000	100,000			1本	100,000	100,000							0
	(4)	システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費	30人日	12,000	360,000			30人日	12,000	360,000							0
	(5)	その他事業を実施するために必要な経費	10人日	12,000	120,000			10人日	12,000	120,000							0
	企画・開発費小計					2,740,000					2,740,000						
	企画・開発費出精算引き					240,000					240,000						
	消費税					200,000					200,000						
	企画開発費計(消費税込)					2,700,000					2,700,000						
	合計(税込)					124,157,167					113,205,967						10,951,200

→支出総括表を作成した日付を必ず記入すること。

④総括表(総合計を記載したもの)と機器の詳細がわかる内訳書の2段階のものが必要

→備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

→黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項目を明示したものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。

→1式上してあるもので、内訳書でないと確認できないものは、「補助対象部分」と「補助対象外部分」の数量の記載は不要。

→総括表で『一部補助対象外』と記載の場合には、内訳書又は別表等で、どの機器が補助対象か補助対象外か分かること。

→同一の機器、材料、土地を補助対象目的以外にも利用する場合はその使用割合に応じて按分のうえ補助対象、補助対象外それぞれに金額を記載すること。

→同一の機器、材料、土地を補助対象目的以外にも利用する場合はその使用割合に応じて按分のうえ補助対象、補助対象外それぞれに金額を記載し、補助対象と補助対象外と合計が一致しているかを確認すること。

### 【支出総括表 内訳表】

※金額や設置機器についてはあくまでも例示である

項目	単位	全体				補助対象経費				補助対象外部分(一体施行工事)				
		数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
機器費用														
(1) 設備投資														
設備の設置に要する経費														
(ア) 送受信装置														
a サーバー	台	2台		2,000,000	4,000,000	2台		2,000,000	4,000,000					
h リモート	台	2台		25,000	50,000	2台		25,000	50,000					
通信管理用PC	台	1台		80,000	80,000	1台		80,000	160,000					
(イ) 光伝送路装置(光電変換装置、光成端器、中継装置及び分歧装置等含む)														
a 光ファイバーケーブル	m	20,000	m	500	10,000,000	20,000	m	500	10,000,000					
b 固定無線アクセス装置		3台	時間	3,000,000	9,000,000	3台	時間	3,000,000	9,000,000					
c 中継装置	台	1台		2,000,000	2,000,000	1台		1,000,000	1,000,000					
情報通信機器														
(ウ) a タイマー	台	2台		500,000	1,000,000	2台		500,000	1,000,000					
(オ) 送受信アンテナ														
a 受電アンテナ	台	2台		300,000	600,000	2台		300,000	600,000					
b 送電アンテナ	台	2台		300,000	600,000	2台		300,000	600,000					
アンテナ支柱	本	40本		200,000	8,000,000	40本		200,000	8,000,000					
(キ) 機内伝送路														
h LANケーブル	m	80	m	300	24,000	80	m	300	24,000					
スイッチ	台	5台		20,000	100,000	5台		20,000	100,000					
電源設備(予備電源機器含む)														
a 受電設備(発電機)	台	1台		2,000,000	2,000,000	1台		2,000,000	2,000,000					
b 電源設備(蓄流槽)	台	1台		2,000,000	2,000,000	1台		2,000,000	2,000,000					
(サ) センター・専務施設														
a 施工代行事業	式			3,000,000	3,000,000					3,000,000	3,000,000			
内装工事	式			3,000,000	3,000,000					3,000,000	3,000,000			
(ス) ハンドエンド装置														
a チューナー	台	12台		50,000	600,000	一部補助対象外	-	-	400,000	400,000	-	-	200,000	200,000
(セ) 取扱用機器(予備装置・周辺機器を含む)														
a ビデオカメラ	台	10台		50,000	500,000	10台		50,000	500,000					
b マイク	本	10本		100,000	1,000,000	10本		100,000	1,000,000					
c 録音機器	台	3台		70,000	210,000	3台		70,000	210,000					
d 照明	台	5台		150,000	750,000	5台		150,000	750,000					
(ソ) 電気・配管装置														
a ライブカメラ	台	10台		120,000	1,200,000	10台		120,000	1,200,000					
(タ) 旗面装置														
a 旗面編集・収録機器	台	2台		1,850,000	3,700,000	2台		1,850,000	3,700,000					
b 音声編集・収録機器	台	2台		1,000,000	2,000,000	2台		1,000,000	2,000,000					
(ツ) ①に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費														
a 壁面鏡張り	m²	30	人日	12,000	360,000	30	人日	300,000	360,000					
b 窓枠張り	m²	30	人日	12,000	360,000	30	人日	300,000	360,000					
(3) ①及び②に掲げる施設・設備を設置するため必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)														
a 地形取得費	ヘクタール	1		10,000,000	10,000,000	-	-	-	7,000,000	7,000,000	-	-	3,000,000	3,000,000
(4) 施設工事費														
a サーバー	台	2台		500,000	1,000,000	2台		500,000	1,000,000					
h LANケーブル	m	20,000	m	300	6,000,000	20,000	m	300	6,000,000	-	-	800	8,000,000	
i 受電設備(発電機)	台	1台		1,000,000	3,000,000	1台	時間	1,000,000	3,000,000					
j 電源設備(蓄流槽)	台	1台		750,000	750,000	1台		750,000	750,000					
k チューナー	台	12台		10,000	120,000	一部補助対象外	-	-	60,000	60,000	-	-	60,000	60,000
l ライブカメラ	台	10台		50,000	500,000	10台		50,000	500,000					
戸建住宅(附帯工事費)														
a 敷地費	人日	100		12,000	1,200,000	100	人日	12,000	1,200,000					
b 踏切費														
一般管理費														
設備の設置等に関する経費小計						120,136,340				107,436,340				12,700,000
設備の設置等に関する経費出納領引						7,576,000				5,116,000				2,560,000
消費税						8,996,827				8,185,627				811,200
設備の設置等に関する費用計(消費税込)						121,457,167				110,505,961				10,951,200
II 企画・開発費														
(1) プログラム開発に係る係費(設計料を含む)														
a データ送出用サーバープログラム開発	人日	12,000		960,000	960,000	960,000	人日	12,000	960,000					
面倒編集用プログラム開発	人日	12,000		1,200,000	144,000	144,000	人日	12,000	1,200,000					
(3) プリクラウド購入費(ライセンス料を含む)														
面倒編集用プリクラウド購入費	本	1本		100,000	100,000	100,000	本	100,000	100,000					
(4) システムの構成変更・要求仕様変更に伴う要件変更・要求仕様書等作成のためのシステム整備に伴い必要な業務に要する経費														
a データ送出用サーバープラットフォーム構成に伴う要件変更・要求仕様書等作成のための業務経費	人日	12,500		360,000	360,000	360,000	人日	12,000	360,000					
その他の業務実施に要するため必要な経費														
開発しデータ送出用サーバープラットフォーム費用	人日	12,000		120,000	120,000	120,000	人日	12,000	120,000					
企画・開発費小計						2,740,000				2,740,000				
企画・開発費出納領引						240,000				240,000				
消費税						200,000				200,000				
企画開発費計(消費税込)						2,700,000				2,700,000				
合計(税込)						124,157,167				112,205,961				10,951,200

単価については、〇〇積算標準単価、歩掛については、〇〇積算工事基準を採用し

V 1-別紙4-2

一備考欄には、費用按分の有無、按分方法その他必要事項を記載すること。必要があれば別紙扱いとしてもよい。

一黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項目を示す。たゞこのうち、実際に作成頂く際の色づけは石原

（矢印①）設置機器とそれに対する工事費（設置費等）が  
計上されているかを確認すること。ただし、機器を購入して

配置するだけで工事費(設置費等)がかからない場合もある  
ので注意のこと。

①同一の機器、材料を按分する費目の「補助対象部分」、  
単価が記載不可能であれば記載不要。

②各項目の小計が支出総括表(総括表)と整合しているか確認

すること。

---

---

---

---

---

こと。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

## 支出総括表差異表(記載例)

件名: 平成〇〇年度 情報通信技術利活用事業費補助金(東日本大震災復興特別会計)  
事業名: ②ICT地域のきずな再生・強化事業

実績額 114,970,940円(消費税別途) 124,168,615円(消費税込)

【見積書 総括表】

項目番号			申請時				実績時				備考(差異理由)
			数量	単位	単価	金額	数量	単位	単価	金額	
I		設備費									
(1)		設備の設置等に要する経費									
	(ア)	送受信装置	1	式	4,260,000	4,260,000	1	式	4,220,000	4,210,000	出精値引
	(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光成端架、中継装置及び分歧装置等含む)	1	式	21,000,000	21,000,000	1	式	21,000,000	21,000,000	
	(ウ)	情報通信端末	20	台	500,000	10,000,000	20	台	500,000	10,000,000	
	(エ)	無線アクセス装置(衛星含む)				0				0	
	(オ)	送受信アンテナ	1	式	22,000,000	22,000,000	1	式	20,000,000	20,000,000	出精値引
	(カ)	送受信機(予備送信機含む)				0				0	
	(キ)	機内伝送路	1	式	130,000	130,000	1	式	124,000	124,000	
	(ク)	電源設備(予備電源設備含む)	1	式		4,000,000	1	式		4,000,000	
	(ケ)	通信機能付き電力変換装置(発電・蓄電装置含む)				0				0	
	(コ)	鉄塔				0				0	
	(サ)	センター・局舎施設	1	式	6,000,000	6,000,000	1	式	6,000,000	6,000,000	
	(シ)	外構施設				0				0	
	(ス)	ヘッドエンド装置	12	台	50,000	600,000	12	台	50,000	600,000	
	(セ)	取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)	1	式	2,460,000	2,460,000	1	式	2,460,000	2,460,000	
	(ソ)	監視・観測装置	10	台	120,000	1,200,000	10	台	120,000	1,200,000	
	(タ)	編集装置	1	式	6,000,000	6,000,000	1	式	5,700,000	5,700,000	出精値引
	(チ)	管理測定装置(監視機能を含む)				0				0	
	(ツ)	管理測定表示装置				0				0	
	(テ)	その他事業を実施するために必要な経費				0				0	
(2)		(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経費	1	式	720,000	720,000	1	式	720,000	720,000	
(3)		(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)	1	敷地	10,000,000	10,000,000	1	敷地	10,000,000	10,000,000	
(4)		附帯工事費	1	式	39,758,300	39,758,300	1	式	34,122,940	34,122,340	
設備の設置等に関する経費小計						128,128,300				120,136,340	
設備の設置等に関する経費出精値引き						0				7,676,000	
消費税						10,250,264				8,996,827	
設備の設置等に関する費用計(消費税込)						138,378,564				121,457,167	
II		企画・開発費									
(1)		プログラム開発に係る役務費(設計を含む)	1	式	2,400,000	2,400,000	1	式	2,160,000	2,160,000	出精値引
(2)		電子計算機使用料									
(3)		ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)	1	本	100,000	100,000	1	本	100,000	100,000	
(4)		システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費	30	人日	12,000	360,000	30	人日	12,000	360,000	
(5)		その他事業を実施するために必要な経費	10	人日	12,000	120,000	10	人日	12,000	120,000	
企画・開発費小計						2,980,000				2,740,000	
企画・開発費出精値引き						0				240,000	
消費税						238,400				200,000	
企画開発費計(消費税込)						3,218,400				2,700,000	
合計(税込)						141,596,964				124,157,167	

※黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項目を明示したものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。

## 【差異表 内訳】

※金額や設置機器についてはあくまでも例示である。

項目番号	項目名	申請時					実績時							備考(差異理由)
		数量	単位	単価	金額	図面番号	数量	単位	単価	金額	仕様	請求書番号	図面番号	写真番号
I	設備費													
(1)	設備の設置等に要する経費													
(ア)	送受信装置													
	a サーバー	2 台		2,000,000	4,000,000		2 台		2,000,000					
	b ルータ	2 台		30,000	60,000		2 台		25,000					
	c 運営管理用PC	2 台		100,000	200,000		2 台		80,000					
(イ)	伝送路設備(光電変換装置、光成像架、中継装置及び分歧装置等含む)													
	a 光ファイバーケーブル	20,000 m		500	10,000,000		20,000 m		500					
	b 固定無線アクセス装置	3 対向		3,000,000	9,000,000		3 対向		3,000,000					
	c 中継装置	1 台		2,000,000	2,000,000		1 台		2,000,000					
(ウ)	情報通信端末													
	a サイネージ	20 台		500,000	10,000,000		20 台		500,000	10,000,000				
(オ)	送受信アンテナ													
	a 受信アンテナ	20 台		300,000	6,000,000		20 台		300,000	6,000,000				
	b 送信アンテナ	20 台		300,000	6,000,000		20 台		300,000	6,000,000				
	c アンテナ支柱	40 本		250,000	10,000,000		40 本		200,000	8,000,000				出納宿引
(キ)	構内伝送路													
	a LANケーブル	100 m		300	30,000		80 m		300	24,000				
	b スイッチ	5 台		20,000	100,000		5 台		20,000	100,000				
(ク)	電源設備(予備電源設備含む)													
	a 受電設備(受電盤)	1 台		2,000,000	2,000,000		1 台		2,000,000	2,000,000				
	b 電源設備(整流器)	1 台		2,000,000	2,000,000		1 台		2,000,000	2,000,000				
(サ)	センター・局舎施設													
	a 床あげ工事	1 式		3,000,000	3,000,000		1 式		3,000,000	3,000,000				
	b 内装工事	1 式		3,000,000	3,000,000		1 式		3,000,000	3,000,000				
(ス)	ヘッドエンド装置													
	a チューナー	12 台		50,000	600,000		12 台		50,000	600,000				
(セ)	取材用機器(予備装置・周辺機器を含む)													
	a ビデオカメラ	10 台		50,000	500,000		10 台		50,000	500,000				
	b マイク	10 本		100,000	1,000,000		10 本		100,000	1,000,000				
	c 録音機器	3 台		70,000	210,000		3 台		70,000	210,000				
	d 照明	5 台		150,000	750,000		5 台		150,000	750,000				
(ソ)	監視・観測装置													
	a ライブカメラ	10 台		120,000	1,200,000		10 台		120,000	1,200,000				
(タ)	攝影装置													
	a 映像編集・収録機器	2 台		2,000,000	4,000,000		2 台		1,850,000	3,700,000				
	b 音声編集・収録機器	2 台		1,000,000	2,000,000		2 台		1,000,000	2,000,000				
(2)	(1)に掲げるもののほか、付帯施設(大臣が別に定める施設・設備)の設置に要する経総費													
	a 現場調査費	30 人日		12,000	360,000		30 人日		12,000	360,000				
	b 設計費	30 人日		12,000	360,000		30 人日		12,000	360,000				
(3)	(1)及び(2)に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費(土地造成費を含む)													
	a 用地取得費	1 敷地		10,000,000	10,000,000		1 敷地		10,000,000	10,000,000				
(4)	附帯工事費													

※黄色い行は申請時の見積もりの内容から変更のあった項目を明示したものであり、実際に作成頂く際の色づけは不要。

## 工事請負契約等に係る総括表

No.	業者名	工事名	契約書			完成年月日	検査日	請求日	契約額					
			契約日	着工年月日	完成年月日				変更前	変更後(契約変更なしの場合も変更後に記入)				
										補助対象部分	補助対象外部分			
1	○○興業株式会社	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業(第4工区)	平成19年10月12日	平成19年10月15日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日	150,000,000					
		変更契約	平成20年3月3日		平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月20日		140,000,000				
2	△△電気工業株式会社	光海底ケーブル敷設工事	平成19年11月22日	平成19年11月27日	平成20年3月19日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日	200,000,000					
		変更契約	平成20年3月14日		平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月25日	平成20年3月26日		190,000,000				
3	株式会社□□ケーブルテレビ	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業施工監理業務	平成19年10月30日	平成19年11月1日	平成20年3月15日	平成20年3月10日	平成20年3月14日	平成20年3月16日		15,000,000	1,000,000			
4	○○電力株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		20,000,000				
5	NTT○○株式会社	電柱改修費	平成19年10月1日			平成19年11月10日		平成20年3月1日		1,000,000				
6	○○株式会社	○○市ケーブルテレビエリア復旧事業設計業務	平成19年9月1日			平成19年9月25日	平成19年9月26日	平成19年9月27日		500,000				

## (V 1-別紙7 写真イメージ)

説明内訳書の写真番号欄に記載の番号と合致すること。

完了後写真	センター施設 接続設の名称を 記載	写真番号 1
	施設内の具体的に 設置された場所を記 載すること。「総務 課」「事務室」「ロ ビー」「屋外」等	施設名 ○○○役場
	平面図の図面番号を 記載	設置場所 ○○課
		内容 メディアコンバータ
		図面番号 1
		撮影位置 ①
		平面図に記載の撮影位置の番号を記 載
		複数の機器が写っている場合は矢印で示す等わかるようにすること



写真番号 2  
施設名 ○○○役場  
設置場所 ○○課  
内容 メディアコンバータ  
図面番号  
撮影位置 ②



写真番号  
施設名  
設置場所  
内容  
図面番号  
撮影位置

## 請求書（領収書）鑑

自治体名：

請求書番号	請求書名	請求者名（ベンダー名）	金額
1	情報配信システム構築事業	●●	1,000,000
1-1	(枝番で請求内訳の記述を記載) メール配信システム	同上	200,000
1-2	情報一括配信システム	同上	800,000
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

企画・開発工程内訳書

1. 要件定義・要件仕様合計工数	
職種	工数
プロジェクトマネージャー	9
システムエンジニア	72
プログラマー	0

職種	工数
プロジェクトマネージャー	0
システムエンジニア	12
プログラマー	55

職種	工数
プロジェクトマネージャー	0
システムエンジニア	10
プログラマー	47

職種	工数
プロジェクトマネージャー	0
システムエンジニア	0
プログラマー	0

職種	工数
プロジェクトマネージャー	0
システムエンジニア	0
プログラマー	0

6. 録合テスト合計工数	
職種	工数
プロジェクトマネージャー	6
システムエンジニア	12
プログラマー	0

单位: 日

## 取得財産等管理台帳(平成 年度)

(単位:円)

区分 財産名	規 格	数 量	单 価	金 額	取得年月日	耐用年数	保管場所	補助率	備 考

## VI 補助事業構築マニュアル

本章では本事業を申請するにあたり、申請前から整備後における留意点並びに具体的な方法について示す。

補助事業の実施にあたっては、事業内容に対する需要を調査し、地域の住民・関係者のニーズを十分把握した上で、事業計画を立てるだけでなく、運営主体や運営方法など整備後における体制・方法などについて十分な検討を行うこと。

### 1 需要調査

実施しようとしている事業について、地域の住民や関係者がどの程度望んでいるのか調査を行う。事業内容（対象地域やサービス内容）の具体像を引き出し、事業計画、事業規模、運営体制、運営方法を検討する際の参考となる重要な調査である。

#### ○要望調査の実施例

##### 《方法》

- ・質問紙（アンケート）による調査（必要に応じて）
- ・面接（インタビュー）による調査（必要に応じて）

##### 《手法》

- ・郵送調査（アンケートを郵送）
- ・電話調査（質問表を基にヒアリング）
- ・FAX調査（アンケートを各家庭にFAXで送付しFAXで回収）
- ・地区訪問調査（地区の住民を集会場などに集めインタビュー）
- ・個別訪問調査（個別に住民宅を訪問しインタビュー） 等

##### 《アウトプット》

- ・利用者数（年度別）
- ・放送内容（地上波、コミュニティチャンネル等）
- ・提供情報内容（避難指示情報、安否情報等）
- ・サービス提供形態
- ・料金 等

##### 《調査のポイント》

- ・サービス内容（回線スピード、放送のジャンルや種類等）について具体的な質問をする。

### 2 運営体制の検討

下表のサービス提供モデルを参考にサービスの運営をどのように実施するのかを検

討する。

サービス提供モデル		スキームイメージ			スキーム概要
① 自治体自ら事業を実施		公設公営		自治体 → 住民等 サービス提供	自治体自ら設備等を構築し、自らサービス提供を行うスキーム。
		卸電気通信役務	自治体 電気通信事業者 協議会等	設備構築・保守 卸電気通信役務提供 → サービス提供	電気通信事業の登録又は届出を行った自治体が、他の電気通信事業者に対して卸電気通信役務の提供を行うスキーム。
		IRU 契約	自治体 協議会等 法人又は 協議会等 住民等	設備構築・保守 設備貸付 → サービス提供	自治体が、電気通信事業者と長期安定的な使用権に関する契約(IRU契約)を行うことにより、光ファイバ等を貸与し、サービスを提供するスキーム。
		補助金	自治体 協議会等 法人又は 協議会等 住民等	補助金 → サービス提供	国からの補助金を基に、自治体が法人又は協議会等に対して間接補助を行うことにより、事業を実施するスキーム。
② 間接補助					

① 補助事業者である特定地方公共団体等自らが事業を実施する場合

対象：東北地域医療情報連携基盤構築事業

ICT地域のきずな再生・強化事業

被災地域ブロードバンド基盤整備事業

スマートグリッド通信インターフェース導入事業

災害に強い情報連携システム構築事業

自治体クラウド導入事業

復興街づくり ICT基盤整備事業

被災地域記録デジタル化推進事業

被災地域テレワーク推進事業

② 補助事業者である特定地方公共団体等が、間接補助事業者に対して補助を行い、事業を実施する場合

対象：東北地域医療情報連携基盤構築事業

被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業

スマートグリッド通信インターフェース導入事業

復興街づくり ICT基盤整備事業

被災地域テレワーク推進事業

※ 運営体制の検討に当たっては、電柱の支障移転や施設・設備の修繕、維持、更改費用などの整備後にかかる費用や住民の負担額、採算性等について十分に協議し合意の上で決定すること。

### 3 庁内推進体制の整備

施設・設備の有効活用、責任体制の明確化、運用ルールの確立、セキュリティポリシーの策定等のため、地方公共団体の庁内推進体制を整備することが望まれる。

【庁内推進体制のイメージ】



### 4 ランニングコストの負担に関する考え方

本事業は、特定地方公共団体が抱える課題を効率的・効果的に解決するための情報通信技術利活用事業の初期導入に係る経費を補助の対象とするものであり、当該設備の維持に係るいわゆるランニングコストについては、別途その負担方法等を検討する必要がある。本事業を実施する地方公共団体以外の電気通信事業者等がサービスを提供する場合、設備の所有者である地方公共団体、設備の運営者である電気通信事業者等の双方でランニングコストを負担することが想定されるが、その負担割合、負担方法等について、事前に当事者間で調整しておくことが望ましい。例えば、地方公共団体が IRU 契約により電気通信事業者に対して加入者系光ファイバ網を貸し付けるケースにおいては、地方公共団体が当該電気通信事業者等から徴収する IRU の対価について、ランニングコストの全部又は一部を反映させたものとすることも可能である。

なお、想定される主なランニングコストについては、II\_6\_補助対象範囲・経費の（3）補助対象とならない経費等を参照のこと。

### 5 公設民営を採用する場合の留意点

地方公共団体が本補助金で整備した光ファイバ等（光ファイバケーブル及び関連機器）は事業を実施した地方公共団体の所有する財産となり、各地方公共団体は地方自治法の規定に基づき、適切に管理することが必要である。地方公共団体が整備・保有

する光ファイバ網の電気通信事業者等への開放については、「地方公共団体が整備・保有する光ファイバ網の電気通信事業者への開放に関する標準手続（第2版）」を参照のこと。

([http://www.soumu.go.jp/joho\\_tsusin/pdf/hikari\\_0406.pdf](http://www.soumu.go.jp/joho_tsusin/pdf/hikari_0406.pdf))

また、契約手続きの透明性確保、通信事業者等の公平な参入機会の確保に留意すること。

## 6 個別事業における留意事項

### (1) 東北地域医療情報連携基盤構築事業についての留意事項

本事業の実施（関連システムの設計・構築、運用等）に当たっては、以下の点に留意すること。

- ① 医療機関等関係機関が保有する医療情報等の収集・蓄積・管理・閲覧を可能とする情報連携基盤を構築する際の規格として、安全かつシングルサインオンによる情報流通を可能とするため、Security Assertion Markup Language (SAML) V2.0 及び Identity Web Services Framework (ID-WSF) V2.0 を使用すること。
- ② 上記情報連携基盤を活用したデータサーバでの診療情報の保存・管理には、厚生労働省が平成18年度に行った「厚生労働省電子的診療情報交換推進事業」（以下「SS-MIX」という。）で提唱された「標準化ストレージ」の仕組みを用いること。
- ③ 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」、総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン」等の関連ガイドライン（※1）を遵守すること。
- ④ その他、平成20～22年度に総務省が実施した「健康情報活用基盤実証事業」の成果（※2）を参考すること。

#### （※1） 関連ガイドライン

- 厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第4.1版」  
(平成22年2月)
- 総務省「ASP・SaaSにおける情報セキュリティ対策ガイドライン」(平成20年1月)
- 総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドライン第1.1版」(平成22年12月)
- 総務省「ASP・SaaS事業者が医療情報を取り扱う際の安全管理に関するガイドラインに基づくSLA参考例」(平成22年12月)
- 経済産業省「医療情報を受託管理する情報処理事業者向けガイドライン」  
(平成20年7月)

(※2) 総務省「健康情報活用基盤実証事業」平成22年度成果報告書（平成23年3月公表）

【参考】 健康情報活用基盤実証事業の成果

- ・ 情報セキュリティ：認証連携技術によるID連携、属性情報流通技術による情報流通、複数認証機能、開示制御のための関係情報管理、監査ログ、サーバ間通信データの暗号化・真正性の保証、第三者アクセス履歴の提供
- ・ ユーザビリティ：シングルサインオン、Webブラウザによる閲覧、携帯電話等からのアクセス
- ・ 接続容易性：認証連携技術及び属性情報流通技術等の基盤機能との接続モジュール
- ・ 相互流通性：属性情報流通技術による属性流通、標準規格定義変更に対応した健康情報拡張

(2) I C T 地域のきずな再生・強化事業についての留意事項

補助事業において、情報通信端末の設置を行う場合は、需要調査に基づき継続的に利用される見込みを調査した上で、必要最低限の数量に限り購入する等、適正な規模での事業実施に十分配慮すること。また、交付申請にあたっては、需要調査の結果等、補助事業の必要性及び規模の適正性を示す資料を交付申請書に添付すること。

なお、設置した情報通信端末が利用されていない等、事業の目的が達成されていない状況が明らかになった場合は、補助事業者は速やかに総務省に報告すること。また、そのような場合、総務省は、交付要綱第15条第1項の規定に基づき交付決定内容の全部又は一部を取消し、同条第2項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還させることがある。

(3) 災害に強い情報連携システム構築事業についての留意事項

本事業の実施にあたっては、交付要綱第3条(6)に記載のとおり、全国の他地域が自主的に取り入れるような成果を得ることができる、合理的・効率的な事業とするよう努めること。

(4) 自治体クラウド導入事業についての留意事項

本事業の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ① 交付要綱の第3条にも記載のとおり、全国の他市町村が自主的に取り入れるような成果を得ることができる、合理的・効率的な事業であること（例：仮想化技術の利用）。
- ② 本事業は、本来、ハードウェアの調達等を要するものではないことから、対象団体の事情に鑑みて、現在保有しているシステムをハウジングサービスへ移行する事業は

例外的に補助対象とするが、例えば新規にサーバ等を購入してハウジングサービスを利用するだけの事業は、原則、補助対象外とする。

- ③ 自前で自庁舎に整備したサーバルーム等を利用する事業については、「外部のデータセンターの利用」と見なすことは困難であり、原則、補助対象外とする。
- ④ 「地方公共団体における ASP・SaaS 導入活用ガイドライン」（平成 22 年 4 月 総務省）の第 3 章にも記載のとおり、業務プロセスの見直しなどにより必要最小限のカスタマイズで導入すること、「ASP・SaaS の安全・信頼性に係る情報開示指針」（平成 19 年 11 月 総務省）等の指針や第三者からの証明を受けた公的資格（プライバシーマークや ISMS）などに基づき事業者の安全・信頼性に係る評価を行うこと、地域情報プラットフォームに準拠したシステムの利用により既存システムとの連携を確保すること等を検討すること。

#### （5）復興街づくり I C T 基盤整備事業（オ　公共施設等情報通信環境整備事業）についての留意事項

本事業により自治体業務システム（GIS、防災業務システム、教育情報システムを含む）の構築を行う場合、システム間の連携において一般財団法人全国地域情報化推進協会（以下、「協会」という。）で策定されている地域情報プラットフォーム標準仕様の関連ユニットについて検討を行うこと。

なお、同協会では、上記仕様による自治体業務システム構築について、自治体への支援活動（ATA 制度\*1）を行っており、必要に応じ活用すること。

(\*1: ATA 制度 : APPLIC テクニカルアドバイザー制度) <http://www.aplic.or.jp/ata.html>

#### （6）被災地域記録デジタル化推進事業についての留意事項

本事業の実施（コンテンツのデジタル化、デジタルアーカイブの設計・構築、運用等）に当たっては、以下の点に留意すること。

- ①総務省「震災関連デジタルアーカイブの構築・連携のためのガイドライン」（平成 25 年 3 月）を遵守すること。
- ②国立国会図書館が運営する「東日本大震災アーカイブ」と連携・接続のため、上記①のガイドラインで示す機能・付加情報等（メタデータ連携・API 提供等）を実装すること。

#### （7）被災地域テレワーク推進事業についての留意事項

本事業において、テレワーク業務を実施するために必要なテレワーク業務用機器の設置を行う場合は、需要調査に基づき継続的に利用される見込みを調査した上で、必要最低限の数量に限り購入する等、適正な規模での事業実施に十分配慮すること。ま

た、交付申請にあたっては、需要調査の結果等、補助事業の必要性及び規模の適正性を示す資料を交付申請書に添付すること。

なお、設置したテレワーク業務用機器が利用されていない等、事業の目的が達成されていない状況が明らかになった場合は、補助事業者は速やかに総務省に報告すること。また、そのような場合、総務省は、交付要綱第15条第1項の規定に基づき交付決定内容の全部又は一部を取消し、同条第2項の規定に基づき補助金の全部又は一部を返還させることがある。

## 付録 交付要綱様式記載例

様式第1号（第6条第1項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇（※） 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付申請書

平成23年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第5条の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業、復興街づくり ICT基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業）

2 補助事業の目的

〇〇市においては、平成〇〇年〇〇月〇〇日時点において、約〇〇人の住民が仮設住宅等及び市外地域への避難を余儀なくされている。これら避難住民の皆様に対して地元地域の復興情報をリアルタイムに提供することで、避難住民等と〇〇市とのつながりを維持し、もって〇〇市の復興及び地域の活性化を促進することを目的とする。

3 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 100,000千円

4 補助事業の概要

- 別紙1 第1（東北地域医療情報連携基盤構築事業）
- 別紙1 第2（ICT地域のきずな再生・強化事業）
- 別紙1 第3（被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業）
- 別紙1 第4（被災地域プロードバンド基盤整備事業）
- 別紙1 第5（スマートグリッド通信インターフェース導入事業）
- 別紙1 第6（災害に強い情報連携システム構築事業）
- 別紙1 第7（自治体クラウド導入事業）
- 別紙1 第8（復興街づくり ICT基盤整備事業）
- 別紙1 第9（被災地域記録デジタル化推進事業）
- 別紙1 第10（被災地域テレワーク推進事業）

5 添付資料

- (1) 補助事業に要する経費の見積書
- (2) 別紙2 工事概要書

## 別紙1

## 第1 東北地域医療情報連携基盤構築事業

## 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県知事 ×× ××
補助事業の内容	○○医療圏の中核的医療機関、診療所、調剤薬局、介護施設等の保有する患者・住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人が、必要な情報を共有できる仕組みを整備するとともに、医師間の遠隔での医療相談を行うことができるテレビ電話会議システム、仮設住宅の住民の日々の健康情報をクラウド上に記録・蓄積するシステムを構築する。
補助事業の目的	東日本大震災により大きな被害を受けた医療体制の復興のため、I C Tを活用した災害に強い、医療健康情報連携基盤を整備し、医療資源の有効活用及び医療過疎問題の解決等を図る。
実施地域	○○医療圏 ※複数地域の記入も可とし、その際、備考に記入すること。
開始予定日	平成24年〇月×日
完了予定日	平成24年3月31日（※年度内の日付を書くこと）

国庫補助金申請額（事業費×1／3）（注2）		事業費 (※千円単位の記入とすること)
設備費	95,950千円	287,970千円
企画・開発費	130,400千円	391,200千円

備考
※1 複数地域にまたがる申請を行うときは、実施地域ごとの事業費の内訳を記入すること。
※2 地域医療連携の構築において、他府省の施策をあわせて実施する場合は、その事業費について備考に記載すること。

(注1) 連携主体にあっては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長名」  
と記載すること。

(注2) 法人又は協議会等に助成を行う事業の場合は、以下のように記載すること。

国庫補助金申請額（事業費×1／3）		事業費
助成費	226,350千円	679,170千円

## 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 平成23年度歳入歳出予算書（又は見込書）抄本
- (3) 地域医療情報連携の全体図
- (4) その他参考となる資料

※(1)について、別添の事業計画書記載例を参考にすること。

※(2)について、本事業に係る歳出を計上した予算書又は見込書を添付すること。

朱書きは記載例及び注意事項のため、申請時は削除すること。

**東北地域医療情報連携基盤構築事業・事業計画書**

申請主体	申請主体名 ○○県 代表団体の長名 ○○県 知事 総務太郎 担当者連絡先 ○○部△△課 係長 総務次郎 電話:000-000-0000 メール:000000000@0000. 00. 00
事業概要	事業目的 ※ 事業実施により解決すべき課題について記載すること。
	事業内容 ※ できるだけ詳細に記載すること。 ※ 別途、事業により整備されるシステム機能図及びネットワーク構成図を提出すること。
	実施体制 ※ 事業の実施において、他自治体、法人との連携を想定している場合は想定する団体名及び役割を記載すること。
	事業対象地域 ※ 事業を実施する地域を記入すること。
地域医療情報連携 参加施設数 (予定)	※ 本事業により連携する医療機関等の数について記載すること。 ※ 見積書・ネットワーク構成図に記載する内容との整合を図ること。  記載例) ・中核的医療機関(○○病院) ・病院(○箇所) ・診療所(○箇所) ・仮設診療所(○箇所) ・在宅医療機関(○箇所) ・薬局(○箇所) ・訪問看護ステーション(○箇所) ・介護施設(○箇所) ・訪問介護ステーション(○箇所) ・集会所等(健康管理システムを設置)(○箇所) 等

事業費(全体):〇〇,〇〇〇千円※ 本事業による補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合に記載すること。

事業費(補助対象):〇〇,〇〇〇千円

<事業費内訳>※ 見積書との整合性を確認すること。

①団体自ら事業を行う場合

(単位:千円)

	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
設備費			
企画・開発費			
合計			

②間接補助を行う場合

(単位:千円)

	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
助成費			
合計			

### その他

#### 関連事業

※ 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合、関連する経費の負担者、負担額及び負担方法について記載すること。  
記載例)  
・厚生労働省「〇〇〇事業」により整備する△△との連携を計画している。

#### 事業スケジュール

※ 仕様決定、調達、設計、現場調整、稼働、実績報告作成等のスケジュールを月単位で記載すること。

#### 運用計画

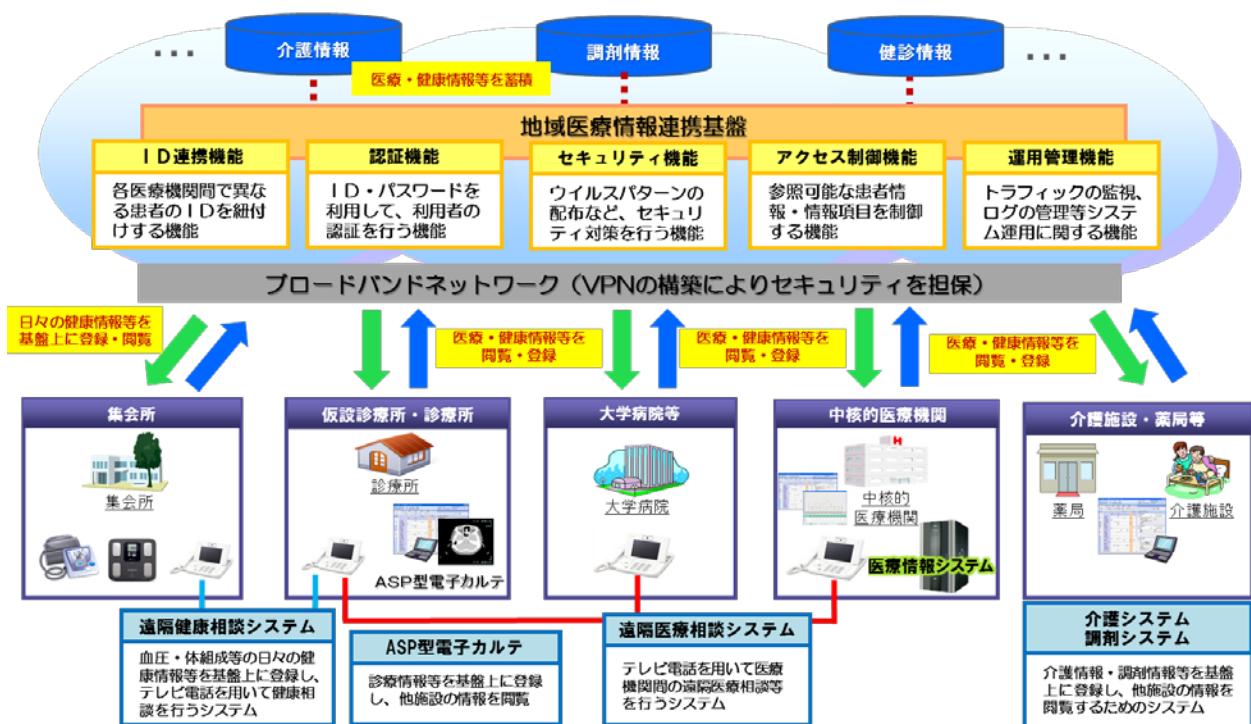
※ 事業完了後の運用計画について、記載すること。  
※ 運用計画の記載にあたっては、金銭面、人員面、制度面の各見地についての記述を行うこと。

#### その他必要な事項

### 添付書類

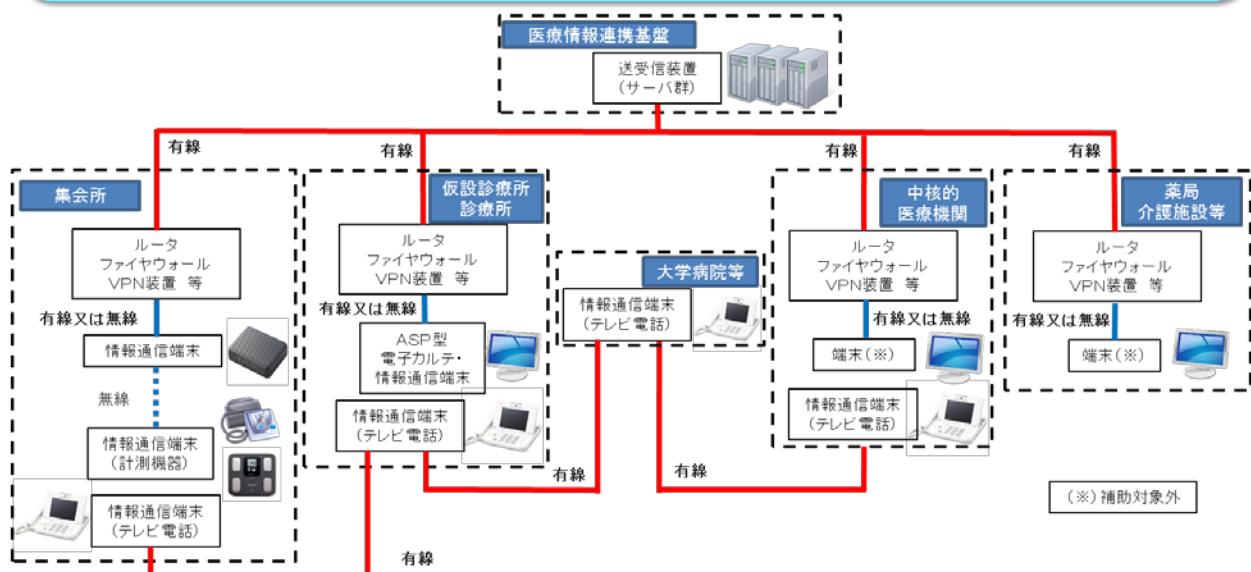
- システム機能図(本事業において構築するシステムの機能を示したもの)
  - ネットワーク構成図(本事業において構築するネットワークを示したもの)
- ※必要に応じて参考資料を添付すること。

## システム機能図(例)



## ネットワーク構成図(例)

- 中核的医療機関（〇〇病院）、診療所（〇箇所）、仮設診療所（〇箇所）、在宅医療機関（〇箇所）、薬局（〇箇所）、介護施設（〇箇所）が保有する医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築。
- テレビ電話を用いて、医療機関間の遠隔相談を行うシステムを構築。（接続箇所：〇箇所）
- 仮設住宅の入居者を対象として、住民の医療・健康情報を医療情報連携基盤上に記録・蓄積し、テレビ電話を用いて医師等に相談するシステムを構築。（設置箇所：〇箇所）



## 第2 ICT地域のきずな再生・強化事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市長 総務 太郎
補助事業の目的	○○市においては、平成○○年○○月○○日時点において、約○○人もの住民が仮設住宅等及び市外地域への避難を余儀なくされている。これら避難住民の皆様に対して地元地域の復興情報をリアルタイムに提供することで、避難住民等と○○市とのつながりを維持し、もって○○市の復興及び地域の活性化を促進することを目的とする。
補助事業の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ホワイトスペースを用いた情報配信環境を構築するため、以下の設備の設置等を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 市内に○箇所に送信用アンテナを設置</li> <li>イ) 庁舎内に送信用設備の設置</li> <li>ウ) コンテンツ編集機器の設置</li> <li>エ) 情報配信環境に係るシステムの企画・開発</li> </ul> </li> <li>・インターネット経由で情報提供を行う環境を構築するため、以下の設備の設置等を行う。           <ul style="list-style-type: none"> <li>ア) 情報配信用サーバ等の設置</li> <li>イ) 情報配信に係るシステムの企画・開発</li> </ul> </li> </ul>
着工予定日	平成○○年○月○日
完了予定日	平成○○年○月○日

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×1／3）(注2)		事業費
設備費	80,000	240,000
企画・開発費	20,000	60,000

### 備考

#### 添付書類

- (1) 補助事業に係るネットワーク構成図（連携主体が行う場合は、複数の地方公共団体にまたがる区域で、設備の設置が行われる事業であることが分かるようによること。また、応急仮設住宅の入居者が当該仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備については、それが分かるようにすること。）
- (2) 需要調査の結果等、補助事業の規模の適正性を示す資料
- (3) 補助事業により提供されるサービスエリア図等（運営方式（IRU方式、公設公営方式等）、エリア内世帯数及び人口（応急仮設住宅等への避難者の内訳含む（※））、サービス開始予定年月日が分かるようにすること）
- (4) 補助事業による情報配信の方法及び内容等を示す事業の概念図
- (5) 補助事業により整備した設備等について、補助事業の目的に沿って継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料（運営体制、資金計画）

(※) 記載例は以下のとおり。

	ホワイトスペースを活用したエリア放送	インターネットを活用した情報配信
総計	〇〇世帯 (〇〇人)	〇〇世帯 (〇〇人)
うち応急仮設住宅	〇〇世帯 (〇〇人)	〇〇世帯 (〇〇人)
うち借り上げ住宅	〇〇世帯 (〇〇人)	〇〇世帯 (〇〇人)
うちその他避難者※	〇〇世帯 (〇〇人)	〇〇世帯 (〇〇人)

※例：市町村の区域外に避難している住民であって、応急仮設住宅や借り上げ住宅に入居していない者等

### 第3 被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) ○○県 知事 総務 太郎
補助事業の内容	(注2) 県内の土木、建設等の労働者に対して個人識別情報を含む登録証を発行し、入退場や安全講習履歴、作業内容等を自動記録することを通じ、被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や就労履歴の正確な捕捉・管理を行うシステムを法人又は協議会等が構築する事業に対して、経費を助成する。
開始予定日	平成24年○月×日
完了予定日	平成24年3月31日

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
助成費	10,000

#### 備考

(注1) 連携主体にあっては、  
 「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
 市町村長名」と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。  
 必要に応じ参考資料を添付のこと。

#### 添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 事前の安全講習や労災等の事後救済の必要性が特に求められる就労現場が多く含まれていることを示す資料
- (3) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法
- (4) 実施規程・要綱その他の実施規程案

#### 第4 被災地域ブロードバンド基盤整備事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注1)
施設の設置場所	1 線路設備 ○○市○△、×○、□△ 2 局舎施設 ○○市○△1－2（○○市役所）
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。
補助事業の目的 補助事業の概要	F T T H方式の超高速ブロードバンド基盤を整備し、先行的に住みやすい環境を整備することで、避難住民が新しい生活を円滑に開始することができるようとするもの。 (注2)

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事 業 費
設備費	○○, ○○○

#### 備 考

(注1) 連携主体にあっては、  
「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長名」  
と記載すること。

(注2) 補助事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、流出地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を添付すること。

#### 添付書類

以下の事項を記載した整備計画書を添付すること。※整備計画書の記載例は次項のとおり。

- (1) 整備対象世帯数
- (2) 運営方式（I R U方式、公設公営方式等）
- (3) 街づくりに関する復興計画等における本補助事業の関係箇所
- (4) 整備計画の対象地域
- (5) 整備計画期間

# 被災地域ブロードバンド基盤整備事業の整備計画書

## 第5 スマートグリッド通信インターフェース導入事業

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市 市長 総務 太郎
補助事業の内容	○○市○○地区において、情報通信技術の活用により地域コミュニティ内における高度なエネルギー・マネジメントを実現するため、当該地域コミュニティ内の電力供給側、電力需要側のそれぞれに設置される○○、○○、○○等の機器・設備等を通信ネットワークを介して制御するために必要な○○、○○、○○等の設備を整備する事業を行う協議会に対して、当該事業に必要となる経費（参考資料P○○に示すものに限る）を助成する（詳細な実施内容及び組織・要員体制は参考資料参照）。
開始予定日	平成○○年○月○日
完了予定日	平成○○年○月○日

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×1／3）（注3）		事 業 費
設備費	○○○, ○○○	○○○, ○○○
企画・開発費	○○○, ○○○	○○○, ○○○

### 備 考

※ 他府省の施策をあわせて実施する場合は、その事業費について記載すること。

(注1) 連携主体にあっては、

「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
市町村長名」

と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載のこと。

必要に応じ参考資料を添付のこと。

(注3) 法人又は協議会等に助成を行う事業の場合は、以下のように記載すること。

国庫補助金申請額（事業費×1／3）		事 業 費
助成費	○○○, ○○○	○○○, ○○○

## 第6 災害に強い情報連携システム構築事業

### 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注)
補助事業の概要	国や県の多様な災害関連情報（地震情報、津波情報、気象情報、河川洪水情報、道路交通情報等）や市町村の避難指示・勧告情報等を、地図情報等の活用により一元的に集約し、情報共有する機能や、自治体から住民に提供することが必要な情報を多様なメディアを通じて一括に配信する機能を有するシステムを構築し、自治体から住民へのより確実な情報伝達の仕組みを形成する。
開始予定日	平成○○年○月○日
完了予定日	平成○○年○月○日（※年度内の日付を書くこと）

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事 業 費
設備費	10, 000	30, 000
企画・開発費	5, 000	15, 000

### 備 考

※ 他の国庫補助事業と併せて実施する場合（申請予定及び申請中のものも含む。）は、当該事業名及び事業費について記載すること。

(注) 連携主体にあっては、  
 「連携主体（○○市、○○町・・・及び○○村）代表  
 市町村長名」と記載すること。

### 添付書類

- (1) 以下の事項を含む補助事業の事業計画書
  - ・補助事業の目的、内容等の詳細を示す資料
  - ・補助事業による情報の管理、配信の方法及び内容を示す資料（事業概念図）
  - ・補助事業による住民への情報配信の方法及び体制を示す資料（事業実施体制）
  - ・補助事業により整備される無線ネットワーク構成図
- (2) 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法

※事業計画書等添付書類の様式について  
 は担当課に問い合わせること。

朱書きは注意事項及び記載例のため、申請時に削除すること。

**災害に強い情報連携システム構築事業・事業計画書**

申請主体	申請主体名	○○県△△市（連携主体の場合:○○県△△市、◇◇町）
	代表団体の長名	○○県△△市 市長 総務太郎
	担当者連絡先	○○部△△課 係長 総務次郎 電話:00-0000-0000 メール:000000000@0000. 00. 00
事業概要	事業目的	※ 事業実施により解決すべき課題について記載すること。
	事業内容	※ 別途、事業概念図【別紙1】及びシステム構成図【別紙2】を提出すること。
	実施体制	※ 災害関連情報の取得・配信に際して関係する、自治体、行政機関及び企業等との関係について記載すること。
	事業対象地域 及び 人口・世帯数	※ 交付要綱第3条(6)イの事業を行う場合は、無線ネットワーク構成図【別紙3】及び整備エリア図【別紙4】を添付すること。  記載例) △△市全域 ○○人 ○○世帯
	取得災害関連情報 及び機関 (予定)	※ 取得情報の内容及び情報の取得方法について記載すること。 ※ 他組織から取得する場合は機関名、業態、所在地を記載すること。  記載例) 住民安否確認情報:△△市既存システム 河川定点管理カメラ情報:○○県土木部
	配信災害関連情報 及び配信メディア (予定)	※ 配信情報の内容及び情報の配信方法(メディア)について記載すること。 ※ 配信に使用する全てのメディアについて、機関名、業態、所在地、想定される対象人口及び世帯数を記載すること。  記載例) ・避難勧告情報 放送:○○放送(株)、地上放送、○○県××市、○○人、○○世帯 △△CATV(株)、ケーブルテレビ、○○県△△市、○○人、○○世帯 携帯電話(エリアメール):A携帯会社、携帯電話、○○県××市、○○人 無線ネットワーク:△△市、本事業で整備予定、○○人、○○世帯 ・避難所情報 放送:△△CATV(株)、同上 △△コミュニティFM(株)、ラジオ、○○県△△市、○○人

## 事業費(見込み額)等

事業費(全体):〇〇,〇〇〇千円※ 本事業による補助金によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合に記載。

事業費(補助対象):〇〇,〇〇〇千円

<事業費内訳>※ 見積書との整合性を確認すること。

(単位:千円)

	事業費(全体)	事業費(補助対象)	補助金申請額
設備費			
企画・開発費			
合計			

## その他

## 関連事業

※ 本事業による補助金によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合、関連する経費の負担者、負担額及び負担方法について記載すること。  
記載例)

- ・ 国土交通省「〇〇〇事業」(申請中)により整備する△△との連携を計画している。
- ・ △△市「×××事業」(市単独事業)を実施予定。

## 事業スケジュール

※ 仕様決定、調達、設計、現場調整、稼働、実績報告作成等のスケジュールを月単位で記載すること。

## 運用計画

※ 事業完了後の運用計画について、記載すること。  
※ 運用計画の記載にあたっては、金銭面、人員面、制度面の各見地についての記述を行うこと。

## その他必要な事項

## 添付書類)

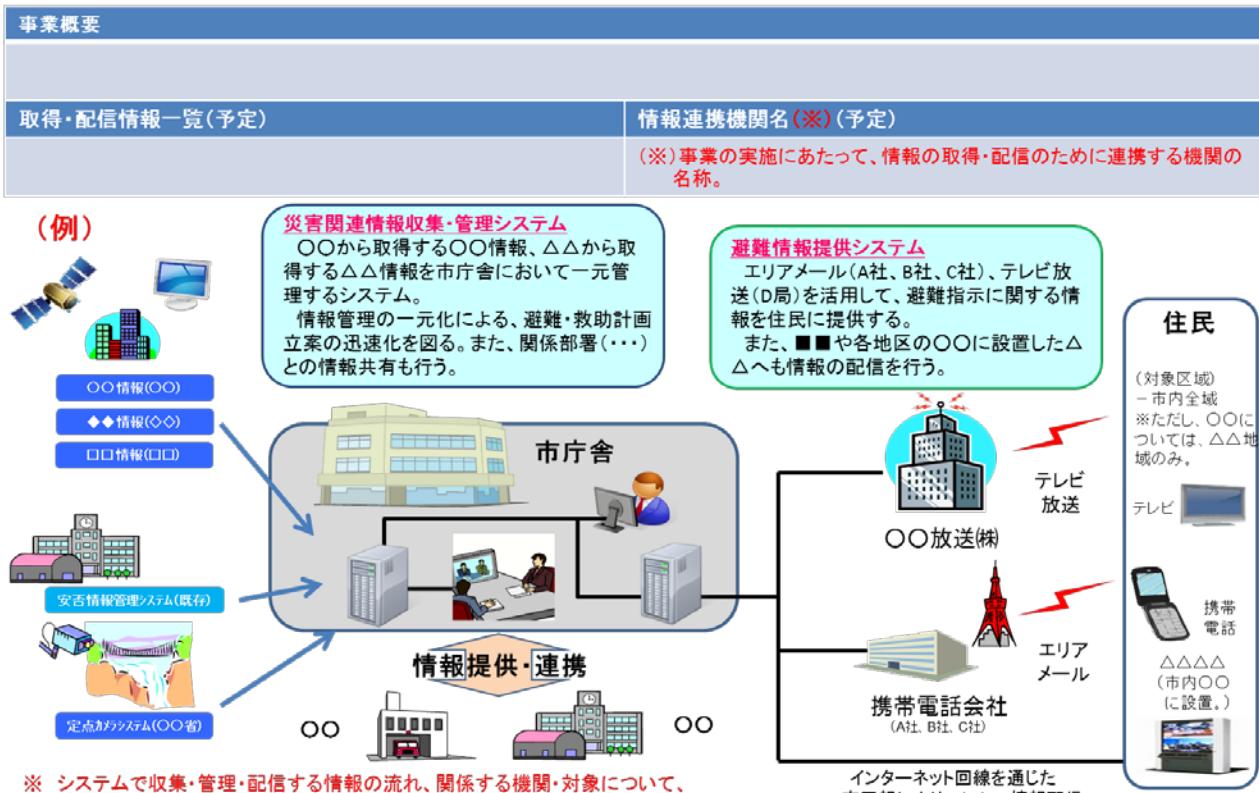
- ・ 事業概念図(取得・配信する情報及び機関等、事業内容について示したもの)
- ・ システム構成図(事業を構成する設備の構成を示したもの)
- ・ 無線ネットワーク構成図(無線ネットワーク設備の構成を示したもの)(注)
- ・ 無線ネットワーク整備エリア図(無線ネットワークを整備する場所等について示したもの)(注)
- ・ 情報取得・配信先機関との連携状況(見込み)を証する資料

※ 必要に応じ、参考資料を添付すること。

注:交付要綱第3条(6)イの事業行う場合のみ

## 事業名称・事業概念図

申請主体名



## 事業名称・システム構成図

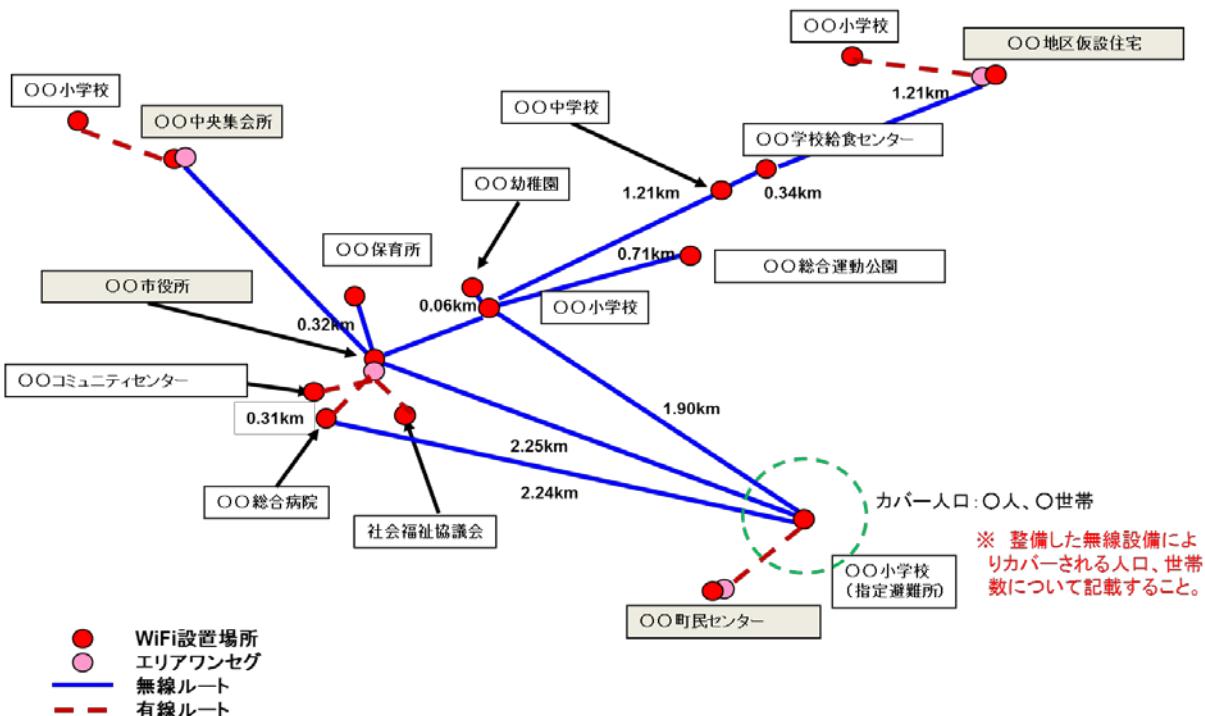
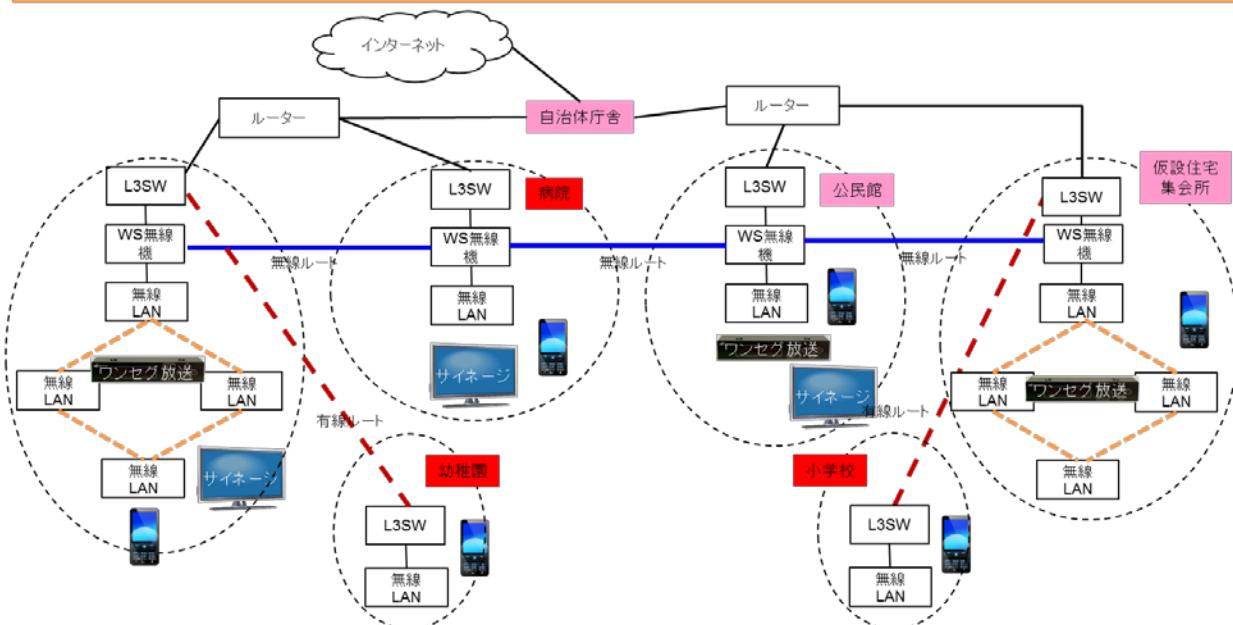
申請主体名

ルータ、サーバ等の送受信装置や構内伝送路等についての構成図を記載すること。

【ネットワークの概要】※整備の趣旨、使用する無線の種類等について記載すること。

記載例)

- ◇ 整備の目的
- ◇ ワンセグ放送、無線LAN(Wi-Fi)等の整備
  - ・人の集まる場所(公民館、小学校、商店街など)に、ワンセグ放送やWi-Fi設備を整備
- ◇ ハイブリット電源設備を整備



## 第7 自治体クラウド導入事業

### 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) 連携主体（〇〇市、●●町及び■■村）代表 総務 太郎 〇〇市長
補助事業の内容	(注2) 〇〇県内の上記3市町村は、住民情報、税務、国保等の基幹系20業務のシステムを自序舎から民間のデータセンター（名称：〇〇テレコムセンター）へ移行し、システムの集約化と共同利用を実施する予定。（3市町村で共同利用するシステム及びネットワークの構成図については、添付資料のP.□を参照のこと。） 事業費については、企画・開発費として共同化計画の策定に要する経費、データの構築・移行に要する経費、設備費としてデータセンターの設備整備に要する経費を計上。
開始（予定）日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費 × 補助率)		事業費
経費区分	設備費	
	企画・開発費	
合計		

### 備考（注3）

事業費の内訳は、〇〇市の負担金：4千万円 ●●町の負担金：3千万円 ■■村の負担金：3千万円。

（注1）連携主体にあっては、

（例）「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表

市町村長名

」

と記載すること。

（注2）事業により整備されるシステムの概要、事業の全体計画等について詳細に記載すること。

必要に応じ参考資料を添付すること。

（注3）連携主体にあっては、補助事業を行う連携主体を構成する各市町村ごとの金額を記載すること。

第8 復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業  
(交付要綱第3条第1項(8)ア、イの事業)

※ デジタルテレビ中継局整備事業及び共聴施設等整備事業の記載例については、それぞれ「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業）】実施マニュアル」及び「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（共聴施設等整備事業）】実施マニュアル」を参照されたい。

第8 復興街づくり I C T 基盤整備事業  
(交付要綱第3条第1項(8)ウの事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注1)
補助事業の目的	(中継局設置事業の例) 集団移転した○○地域においては、地上ラジオ放送の受信が困難であり、中継局を整備することにより、当該地域の難聴解消を図る。  (共聴施設設置事業の例) 集団移転した○○地域においては、地上ラジオ放送の受信が困難であり、各利用世帯までの引き込み線に当たる部分を無線(有線)によって伝送する施設を整備することにより、当該地域の難聴解消を図る。
補助事業の内容	地上ラジオ放送の受信環境対策として、無線通信又は再放送に必要な次の施設・設備を設置する。 (ア) 鉄塔 (イ) センター・局舎施設 (ウ) 外構施設 (エ) 電源設備(予備電源設備を含む。) (オ) 送受信アンテナ (カ) 送受信機(予備送受信機を含む。) (キ) ヘッドエンド装置 (ク) 伝送路設備 (ケ) 管理測定装置 (注2)
施設の設置場所	※建屋の所在地を記載
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

利用サービス名	利用予定事業者名	サービスエリア
○○放送、ラジオ○○	再送信事業者(共聴組合、CATV事業者)	(難聴地域) ・△△市○○地区 ・△△市○×地区

(千円)

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事業費
設備費		

**備 考**

世帯数 (使用されているタップオフの端子の数) を記載

(注1) 連携主体にあっては、

「連携主体 (○○市、○○町・・・及び○○村) 代表

市町村長名

」

と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。

必要に応じ参考資料を添付すること。

第8 復興街づくり I C T 基盤整備事業  
(交付要綱第3条第1項(8) エの事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○県△△市 市長 総務 太郎 (注1)
施設の設置場所	1 線路設備 ○○市○△、×○、□△ 2 局舎施設 ○○市○△1-2 (○○市役所)
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○日 ※市町村が工事完了検査を行い、適正と確認を行う予定の時期を記載すること。

補助事業の目的 補助事業の概要	F T T H方式の超高速ブロードバンド基盤を整備し、先行的に住みやすい環境を整備することで、避難住民が新しい生活を円滑に開始することができるようするもの。 (注2)
--------------------	--

(千円)

国庫補助金申請額(事業費×補助率)	事 業 費
設備費	○○, ○○○

備 考

(注1) 連携主体にあっては、  
「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表  
市町村長名」と記載すること。

(注2) 補助事業を市町村の連携主体が行う場合は、複数の市町村にまたがる区域で、かつ、流出地域を含む地域において施設及び設備の設置の事業であることが分かるようなネットワークの概要図を添付すること。

添付書類

以下の事項を記載した整備計画書を添付すること。※整備計画書の記載例は次項のとおり。

- (1) 整備対象世帯数
- (2) 運営方式(I R U方式、公設公営方式等)
- (3) 街づくりに関する復興計画等における本補助事業の関係箇所
- (4) 整備計画の対象地域
- (5) 整備計画期間

# ブロードバンド基盤整備事業の整備計画書

第8 復興街づくり I C T 基盤整備事業  
(交付要綱第3条第1項(8)才の事業)

補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市長 総務 太郎
補助事業の目的	○○市役所、○○支所、○○支所、○○市立図書館、○○公民館における情報通信環境の整備等を行うことにより、東日本大震災からの復興に向けた行政機能の強化と住民サービスの高度化を通じた、被災者の暮らしの再生を実現することを目的とする。
補助事業の内容	①公共施設間情報通信インフラの整備 ○○市役所、○○支所、○○支所、○○市立図書館、○○公民館との間を接続する情報通信インフラ（光ファイバ網、FWA）の整備  ②公共施設内情報通信環境の整備 ○○市役所、○○支所、○○支所、○○市立図書館、公民館内の情報通信環境（無線LAN等）の整備  ③住民サービス提供用○○システムの構築 ○○市役所内に、住民に対して○○サービスを提供するためのシステムの構築
着工予定日	交付決定後速やかに着工予定
完了予定日	平成○○年○月○日

(千円)

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事 業 費
設備費	80, 000	240, 000
企画・開発費	20, 000	60, 000
合計	100, 000	300, 000

備 考

- (1) 事業の概要図（A4版横1枚）
- (2) 補助事業に係るネットワーク構成図
- (3) 補助事業と復興との関係又は被災者の暮らしの再生との関係を明確に説明する資料
- (4) 補助事業により提供されるサービスエリア図等（運営方式（IRU方式、公設公営方式等）、サービス開始予定年月日が分かるようにすること）
- (5) 補助事業により整備した設備等について、補助事業の目的に沿って継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料（運営実施体制、資金計画）

## 第9 被災地域記録デジタル化推進事業

### 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1) 連携主体（〇〇市、●●町及び■■村）代表 〇〇市長 総務 太郎
補助事業の内容	(注2) 〇〇県内の上記3市町村は、東日本大震災に関連する記録・記憶を収集・保存・活用・継承していくため、東日本大震災に関連する各種デジタル形式の資料等を作成し、震災関連デジタルコンテンツを収集、蓄積、インターネット上で提供するシステムを共同で構築し利用する。（共同で構築・利用するシステム及びネットワークの構成図については、添付資料を参照のこと。）
開始（予定）日	平成〇〇年〇月〇日
完了予定日	平成〇〇年〇月〇日

(千円)

国庫補助金申請額 (事業費×補助率)		事業費
経費区分	設備費	〇〇〇, 〇〇〇
	企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇
合計		〇〇〇, 〇〇〇

### 備考（注3）

事業費の内訳は、〇〇市の負担金：〇千万円 ●●町の負担金：〇千万円 ■■村の負担金：〇千万円

### 添付書類

#### (1) デジタル化するコンテンツの概要

(注1) 連携主体にあっては、

(例) 「連携主体（〇〇市、〇〇町・・・及び〇〇村）代表  
市町村長名」

と記載すること。

(注2) 事業により整備されるシステムの概要、事業の全体計画等について詳細に記載すること。  
必要に応じ参考資料を添付すること。

(注3) 連携主体にあっては、補助事業を行う連携主体を構成する市町村ごとの金額を記載すること。

朱書きは注意事項及び記載例のため、申請時に削除すること。

## デジタル化するコンテンツの概要

対象 年度	デジタル化対象コンテンツ			デジタル化後の コンテンツ(*1)		備考
	コンテンツ名	媒体	数量(見込み) (ページ数等)	ファイル 形式	容量 (見込み)	
H25	災害対策本部議事録	紙	1,000 ページ	PDF	50MB	
	震災記録集	冊子 (電子ファイルあり)	100 ページ	PDF	5MB	
	復興記録 (写真)	電子ファイル	1,000 枚	JPEG	500MB	公開用
			1,000 枚	TIFF	1GB	保存用
	復興記録 (写真)	ネガ・銀塩	1,000 枚	JPEG	500MB	公開用
			1,000 枚	TIFF	1GB	保存用
	復興記録 (映像)	DVD	2 時間	MPEG	1GB	
	復興記録 (映像)	8ミリビデオ	2 時間	MPEG	1GB	
	...					
	...					
H26～	復興計画	冊子 (電子ファイルあり)	100 ページ	PDF	5MB	
	復興記録 (写真)	電子ファイル	1,000 枚	JPEG	500MB	
	復興記録 (映像)	電子ファイル	2 時間	MPEG	1.5GB	
	...					
合計 (*2)					8GB	

\*1 デジタル化後のコンテンツは、公開用・保存用等によりファイル形式及び容量が異なる場合は記載すること。

\*2 合計容量は GB 単位で繰り上げ。

## 第10 被災地域テレワーク推進事業

### 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	○○市長 ×× ××
補助事業の内容	○○市においては、情報通信技術を活用した在宅等における就業を支援することを目的として、インターネットを介した業務開拓及び業務処理の円滑な遂行、業務の効率的な実施並びに業務実施にのために必要な能力開発等に資する機能を有したシステムを一体的に整備する。(構築するシステムの構成については、添付資料を参照のこと。)
開始予定日	平成○○年○月○日
完了予定日	平成○○年○月○日

(千円)

(注3)	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事 業 費
設備費	○○○, ○○○	○○○, ○○○
企画・開発費	○○○, ○○○	○○○, ○○○
合計	○○○, ○○○	○○○, ○○○

### 備 考

(注1) 連携主体にあっては、  
「連携主体(○○市、○○町・・・及び○○村)代表  
市町村長名」と記載すること。

(注2) 事業により整備されるシステムの概要、事業の全体計画等について詳細に記載すること。  
必要に応じ参考資料を添付すること。

(注3) 法人又は協議会等に助成を行う事業の場合は、以下のように記載すること。

	国庫補助金申請額 (事業費×補助率)	事 業 費
助成費	○○○, ○○○	○○○, ○○○

### 添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) その他参考となる資料

朱書きは注意事項及び記載例のため、申請時に削除すること。

添付書類(1)について、別添事業計画書記載例を参考にすること。

## 被災地域テレワーク推進事業・事業計画書

申請主体	申請主体名	○○市
	代表団体の長名	○○市 市長 総務太郎
	担当者連絡先	○○部△△課 係長 総務次郎 電話：000-000-0000 メール：00000@00000.00.00
事業概要	事業目的	※ 事業実施により解決すべき課題について記載すること。
	事業内容	※ できるだけ詳細に記載すること。 ※ 事業により整備されるシステム構成図を提出すること。
	実施体制	※ 事業の実施において、連携が想定される自治体、行政機関、団体、企業等の関係及び役割について記載すること。
	事業対象地域	※ 事業を実施する地域を記入すること。
	利用団体・企業数 及び 参加住民数 (予定)	※ 本事業により整備された情報通信システムの利用が見込まれる団体・企業等の数及び想定されるテレワーク業務について記載すること。 ※ 本事業にテレワーカー（在宅等における就業を行う者）として参加する住民の数について記載すること。 ※ 見積書・システム構成図に記載する内容との整合を図ること。
	記載例①) • ○○団体等×社：在宅データ入力業務 • △△株式会社等×社：在宅コールオペレーション業務 等	
申請書類	記載例②) • ○○地域：×名 • △△地域：×名 等	

事業費 (見込み額) 等	事業費（全体）：〇〇, 〇〦〇千円 ※ 本事業による補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合に記載すること。		
	事業費（補助対象）：〇〇, 〇〦〇千円	<事業費内訳> ※ 見積書との整合性を確認すること。	
	①団体自ら事業を行う場合		(単位：千円)
	事業費（全体）	事業費（補助対象）	補助金申請額
設備費			
企画・開発費			
合計			
②間接補助を行う場合			(単位：千円)
事業費（全体）			補助金申請額
助成費			
合計			

その他	関連事業	※ 補助金等によってまかなわれる部分以外の事業内容がある場合、関連する経費の負担者、負担額及び負担方法について記載すること。 記載例) ・厚生労働省「〇〇〇事業」により整備する△△との連携を計画している。
	事業スケジュール	※ 仕様決定、調達、設計、現場調整、稼働、実績報告作成等のスケジュールを月単位で記載すること。
	運用計画	※ 事業完了後の運用計画について、記載すること。 ※ 運用計画の記載にあたっては、金銭面、人員面、制度面の各見地についての記述を行うこと。
	その他必要な事項	

#### 添付書類

- ・システム構成図（本事業において構築するシステムの構成及び機能を示したもの）
- ・需要調査の結果等、補助事業の必要性及び規模の適正性を示す資料
- ・補助事業により整備したシステム等について、補助事業の目的に沿って継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料（運営体制、資金計画）

※必要に応じて参考資料を添付すること。

## 工事概要書

〇〇市長 総務 太郎

印

## 1 設置場所

ヘッドエンド装置 〇〇県〇〇市△△1-2 (〇〇町役場)  
 伝送路設備 〇〇県 〇〇市△△、□□、◇◇

## 2 施設の内容 (記載例)

- (1) 延べ床面積 〇〇〇.〇m<sup>2</sup>  
 (2) 設置される施設の概要

※交付要綱別表に定める補助対象経費の内容を記載。

## 3 実施計画

- (1) 着工(予定)年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日  
 (2) 完了(予定)年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

## 4 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付(予定)額 100,000	設備費	240,000
対策事業を行う者の負担額	予算額	企画・開発費	60,000
借入金			
自己資金	200,000		
その他( ) (注3)			
小計			
合計	300,000	合計	

## 5 添付図面

- (1) 用地付近の見取図  
 (2) 設計の概要図 (配置図、各階平面図及び立面図の概略)

様式第3号 (第8条第2項関係)

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成 年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付  
申請取下げ届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第9条第1項の規定により、同補助金〇〇〇, 〇〇〇千円の交付申請（平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号）を取り下げます。

記

1 補助事業の区分

I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件

〇〇しなければならない。

3 理由

上記条件に従うことで、事業実施に困難が伴うため。

様式第4号（第9条第1項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業の変更承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業の一部を変更する必要があるので、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業

2 変更事項及びその内容（注2）

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容	・事業費の額の変更 ・事業内容の変更 のいずれか又は両方を記載 ※交付要綱第9条（1）及び（2）を参照	・ホワイトスペースを活用した TV向け情報配信 ・インターネット経由での全国 避難者等への情報配信	・ホワイトスペースを活用した TV向け情報配信 ・インターネット経由での全国 避難者等への情報配信 ・ケーブルテレビを活用した市 内仮設住宅への情報配信
経費の配分	設備費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
	合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

3 変更を必要とする理由

〇〇市では、〇箇所の応急仮設住宅に対して〇箇所の送信所から電波を送出することにより住民への情報配信が可能であると考えていたが、〇〇地区においては地理的条件から困難であることが判明した。一方、〇〇市では〇〇社が保有するケーブルテレビ網が存在しており、このような地域に対しては配信網を一部延長することでより安価に目的が実現できることから、電波とケーブルテレビを組み合わせた情報通信環境を構築することが必要であるため。

4 変更が補助事業に及ぼす影響

伝送路の敷設ルートを詳細に検討した結果、交付決定額内で実施することが可能であり、当該補助事業の実

施に支障はない。

5 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

6 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇〇, 〇〇〇千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

様式第6号（第9条第4項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業中止（廃止）承認申請書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業を中止（廃止）したいので、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第9条第4項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の区分

I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 中止（廃止）する事業内容

補助事業の全て

3 事業を中止（廃止）する理由

平成〇〇年〇月に発生した台風〇号により、市域全体が大被害を受け、その復旧を最優先することとしたため。

※中止（廃止）理由は具体的に記載してください。

4 経費の支出額内訳（注2）

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

5 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 平成〇〇年1月1日～平成〇〇年2月1日  
(2) 完了予定日 平成〇〇年3月〇〇日

様式第7号（第10条関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業事故報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第10条の規定により報告します。

記

1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業

2 事故の内容及びその原因

平成〇〇年〇月に発生した台風〇号により、〇〇地区全域が浸水した。また、〇〇市の災害復旧作業も大幅に遅れている状況で、当初予定していた〇〇地区への〇〇整備が〇月までに完了できなくなった。

※必要に応じ事故の内容が分かる資料を添付してください。

3 補助事業の現在の進捗状況

〇〇及び〇〇は整備済みであるが、〇〇地区においては、水が引かず、工事着手できない状況。

4 現在までに要した経費

（概算払い以外は「無し」と記載してください。）

5 事故に対してとった措置

〇〇市災害対策本部と調整し、災害復旧作業を〇月までに終わらせるとともに、補助事業の当初計画を見直した。

6 補助事業の遂行及び完了の予定

平成〇〇年3月〇〇日 完了予定

様式第8号（第11条関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業状況報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）に係る補助事業の実施状況について、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第11条の規定により報告します。

記

1 補助事業の区分

I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 交付決定額の進捗状況（注2）

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設備費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇%	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇

3 補助事業の遂行状況

（補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類を添付）

## 様式第9号（第12条第1項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

## 平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）補助事業（年度終了）実績報告書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）に係る補助事業は、**完了（廃止・完了せずに年度終了）**しましたので、平成〇〇年度における実績について、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第12条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 補助事業の区分

ICT地域のきずな再生・強化事業

## 2 補助事業の実施状況

(千円)

交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額
平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇, 〇〇〇	—	—

## 3 事業の実施状況（注2）

着工日	平成〇〇年〇月〇日
完了日	平成〇〇年〇月〇日

## 4 事業収支総括表

(円)

補助金	収入		精算払年月日 精算払金額
	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	
都道府県、市町村又は一般社団法人等の負担額	平成〇〇年〇月〇日 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇 (平成〇〇年〇月〇日) 〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	—	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
事業者等の負担金	予算額 〇〇〇, 〇〇〇	—	実績額 〇〇〇, 〇〇〇
自己資金	〇〇〇, 〇〇〇	—	〇〇〇, 〇〇〇
その他（）（注3）	〇〇〇, 〇〇〇	—	〇〇〇, 〇〇〇
小計	〇〇〇, 〇〇〇	—	〇〇〇, 〇〇〇

合 計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇
-----	----------	----------

※変更承認されて事業費等に変更がある場合は、括弧書きで追記してください。（支出区分でも同様）

(円)

支 出 (注4)		
経 費 区 分	予 算 額	実績額 (支出額合計)
設備費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇
合 計	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇

5 拠助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 〇〇〇, 〇〇〇千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

6 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

様式第11号（第14条第2項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）精算  
(概算) 払請求書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で補助金の交付決定通知のあった平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）の精算払（又は第〇〇回概算払）を受けたいので、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第14条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 補助事業の区分 I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 請求（返還）金額 金 〇〇〇, 〇〇〇千円也

3 内訳（注2、注3）

経費区分	交付決定額	確定額 ①	概算払受領額 ②	差引請求（返還）額 ①-②
設備費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
企画・開発費	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇
合計	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇〇, 〇〇〇	〇〇, 〇〇〇

（概算払の場合）（注4）

経費区分	交付決定額 ①	前回までの概算払受領額②	今回請求額 ③	残額 ①-②-③
設備費				
企画・開発費				
合計				

様式第12号（第16条第1項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度消費税額の額の確定に伴う報告書

情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）交付要綱第16条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助事業の区分

I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 補助金額（交付要綱第16条による額の確定額）

〇〇〇, 〇〇〇円

3 補助金の確定時における消費税仕入控除税額

〇〇〇, 〇〇〇円

4 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額

〇〇〇, 〇〇〇円

5 補助金返還相当額（3 - 2）

〇〇〇, 〇〇〇円

様式第13号（第18条第2項、第19条第1項、第20条、第21条第1項関係）

〇〇〇第〇〇号  
平成23年〇月〇日

総務大臣 〇〇 〇〇 殿

〇〇市長 総務 太郎 印

平成〇〇年度情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）に  
申請する財産処分承認届出書（※）

平成〇〇年度において、情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）（東日本大震災復興特別会計）により取得した設備の財産処分を行いたいので、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。（※）

※申請、届け出のいずれかを記載してください。

記

1 補助事業の区分 I C T 地域のきずな再生・強化事業

2 処分の内容 廃棄

3 処分の理由

平成〇〇年〇月に発生した台風〇号による破損による。

4 取得財産の概要

- (1) 設備の名称 〇〇
- (2) 設備の設置者（事業主体）の名称 〇〇
- (3) 施設の所在地 〇〇市〇〇町〇〇
- (4) 事業費
  - (ア) 国庫補助金 〇〇〇, 〇〇〇円
  - (イ) 都道府県負担金 〇〇〇, 〇〇〇円
  - (ウ) 市町村負担金 〇〇〇, 〇〇〇円
  - (エ) 一般社団法人等負担金 〇〇〇, 〇〇〇円
  - (オ) 電気通信事業者事業者負担金 〇〇〇, 〇〇〇円
  - (カ) その他法人等負担金 〇〇〇, 〇〇〇円

5 処分の概要

- (1) 処分しようとする相手方（注2） —
- (2) 処分しようとする財産の範囲 〇〇〇  
(処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。)
- (3) 処分の期間（注2） —

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額又は総務省所管一般会計補助金等に係る財産処分承認基準（平成20年総官会第790号）に定める額を記入する。）

6 添付書類

間接補助事業者から都道府県に対する承認申請・届出書の写し（間接補助事業の場合に限る。）

Q & A

【共通】

問1 事業費の上限額はあるか。

(答)

上限額は設定していない。

具体的な事業の計画内容、将来に向けた事業運営の方向性が固まっているか、適切な運営体制が構築できるか、費用対効果の高いものか、目的を達成するために必要最低限の設備となっているか等の視点から総合的に審査を行い、予算の範囲内において交付決定を行うこととなる。

問2 当該事業の実績報告前に設備設置が完了した部分から順次サービスを開始することは可能か。

(答)

可能である。

ただし、サービス開始にあたっては、地元住民や関係機関等との調整や関係法令上の手続き等には留意すること。

問3 サーバ・ルータ等を補助事業者の施設内に置くのではなく、保守契約をした事業者の施設に置くことは可能か（サーバ等は補助事業者に所有権があるものとする）。

(類問)

事業整備エリア以外に設備等を設置することは可能か。

(答)

可能である。

当該機器については、補助事業で取得したものとわかるようにし、交付の目的どおりに事業に供されているか、補助事業者が責任を持って管理・確認することが必要。

問4 民間施設のフロアを借り上げてセンター・局舎施設として整備することは可能か。

(答)

当該施設の一部を設置スペースとして借用し、事業目的に沿った形で使用されることが明確に定められていること、補助事業で取得した財産等が取得財産等に関する処分制限期間程度以上に維持されることが長期の賃貸契約、協定書、覚書等により確保されることを条件に整備することは可能である。ただし、補助対象となるのは当該フロアに設置する設備費であり、施設の借用に係る費用は補助対象外となる。

問5 事業主体が所有するサーバをプロバイダ等に設置するサービス（ハウジングサービス）の利用は認められるか。

(答)

プロバイダ等のハウジングサービスを利用する場合は、センター・局舎施設へのサーバの設置と位置付けて設置することは可能である。ただし、ハウジングサービスを利用するにあたっては、改築ができない場合又は改築のための床上げ工事等を実施しても事業主体の公的固定資本の増加として計上できない場合は、センター・局舎施設の整備はなかったものとして取り扱う。

（更問） 公的固定資本の増加を伴う場合とはどのような場合か。

(答)

床上げ工事等の公共施設等の改修により、事業主体が所有する財産の価値が増加する場合をいう。

問6 予備の機器は補助対象となるのか。

(答)

災害等による断線や停波などに対応するために必要性が認められる場合で、緊急時に自動的に切り替えられる（所謂ホットスタンバイ）仕組みとなっている場合は補助対象となる。ただし、余分（補完的）に用意する機器及び施設故障対応用に保管しておく予備機器等は事業完了後翌年度以内に供用されない設備なので、交付要綱第4条別表において予備の機器が明示されている場合を除き、原則補助対象外である。

問7 本補助金で設置するインフラについて、ループ化、2ルート化を採用したい。補助対象となるか。

(答)

施設・設備の信頼性を高めるループ化、2ルート化については、必要最小限の構成と認められる場合のみ補助対象とする。

問8 単独事業や他国庫補助事業等との共用部分の費用按分の考え方はどうなっているのか。

(答)

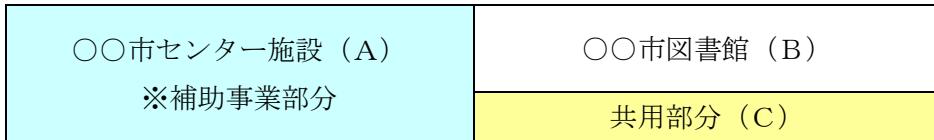
事業主体が実施しようとしている事業の遂行に必要最小限であると認められるものは、施設・設備全体を補助金の補助対象とすることができますが、目的を異にする事業<sup>1</sup>と共に用する施設・設備については、比例按分（例：面積按分等）の合理的な方法で按分すること。

※ 他事業との共有部分が多く、按分計算が複雑になる場合は、経理上の区分の明確化の観点から、共有部分全体を補助金の補助対象から外すことが望ましい。

<sup>1</sup> 例えば、ラックであれば、役所内部の電算用のPCを配置したり、センター施設であれば、図書館を併設したり、社員食堂を整備したりするなど、整備の目的が地域情報化と相違する場合。

**【事例】** センター・局舎施設を図書館など別目的の施設と一体的に施工する場合で、面積按分を採用した場合。

(例：○○市多目的施設)



(答)

補助事業の専有面積（A）と他施設（ここでは図書館）の専有面積（B）により、建物工事の出来高を按分する。共有部分（C）については、（A）と（B）の面積の比率で按分する。

**【事例】** 既存のパソコンと補助事業で整備するパソコンの双方を収容するラックを整備する場合。

← 情報通信技術利活用事業費補助金 → ← 既存のパソコン →  
(東日本大震災復興特別会計) 整備分



(答)

当該ラック全体を補助金の補助対象とすることは可能である。ただし補助金の目的である特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、もって被災地域の復興を促進することとは明らかに目的の異なる事業と共有する場合は、占有面積等で比例按分すること。

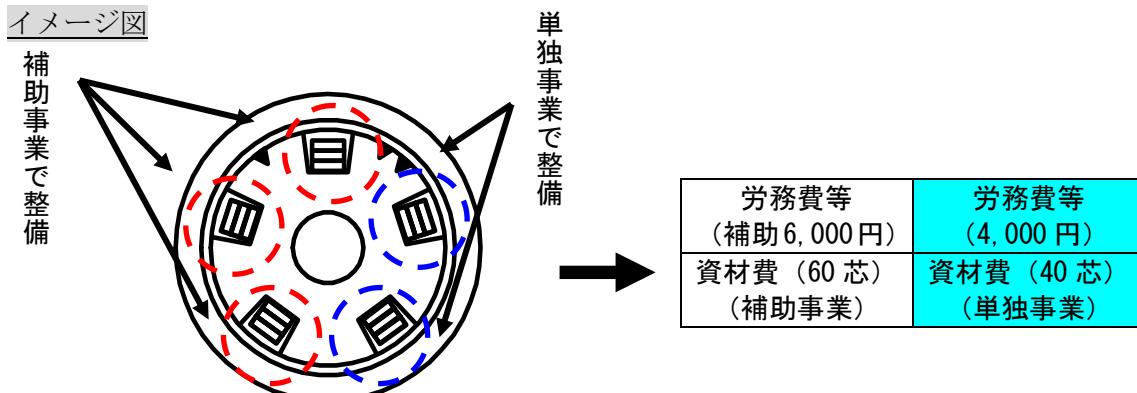
(理由)

当該ラックは、当該事業の遂行に必要なものであると認められるため。

問9 光ファイバ等敷設に係る他事業との費用の按分の方法はどうするのか。

(答)

資材費（光ケーブル）、雑材料、労務費、諸経費等について、芯数比により按分することとする。例えば、100芯のケーブルを敷設するとして、補助事業で敷設するものが60芯、単独事業で敷設するものが40芯であった場合、資材費（光ケーブル）の芯数比でそれぞれの費用を按分することとする。なお、数量や部材単価が個々に示せない工事費（諸経費等）や雑材料費については、補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）により補助対象経費を算出する。



### 【光ファイバの部材費の按分方法】

光ファイバの部材費については、区間毎に補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率から按分距離に換算し、光ファイバの単価 (/m) を乗じて補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{距離} \times \text{光ファイバ単価}$$



$$\bullet \text{A 区間補助対象経費} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} \times 800 \text{ 円} = 44,444 \text{ 円}$$

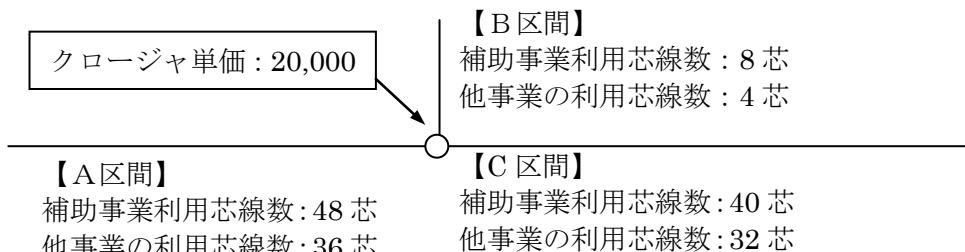
$$\bullet \text{B 区間補助対象経費} = \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} \times 400 \text{ 円} = 80,000 \text{ 円}$$

※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

### 【光ファイバ以外の部材費の按分方法】

光ファイバ以外の部材費（例えはクロージャ）については、補助事業の利用芯線数と他事業の利用芯線数により部材単価を按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{補助対象経費} = \frac{\text{補助事業利用芯線数}}{\text{補助事業利用芯線数} + \text{他事業の利用芯線数}} \times \text{部材単価 } (/m)$$



$$\bullet \text{クロージャ補助対象経費} = \frac{48 \text{ 芯}}{48 \text{ 芯} + 36 \text{ 芯}} \times 20,000 \text{ 円} = 11,428 \text{ 円}$$

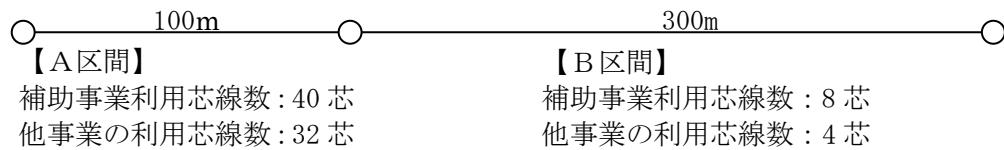
※規格統一等により結果的余剰芯が発生した場合も、当該余剰芯は共用部分とし、上記按分比率により算出する。

### 【工事費（共通経費も含む）の按分方法】

光ファイバの敷設工事など、区間毎に復旧事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の比率が異なり、それぞれの区間の工事費を明確に示せない場合は、光ファイバの敷設工事等の全体経費を、①-(ア)で示した補助事業利用芯線数と他事業の利用芯線数の距離換算した合計値の比率（芯線全体の按分比率）で按分し、補助対象経費を算出する。

$$\text{按分比率} = \frac{\text{補助事業利用芯線の距離換算値}}{\text{補助事業利用芯線の距離換算値} + \text{他事業の利用芯線の距離換算値}}$$

$$\text{補助対象経費} = \text{光ファイバの敷設工事費等} \times \text{按分比率}$$



$$\text{光ファイバ敷設工事費合計} : 1,000,000 \text{ 円}$$

$$\bullet \text{補助事業距離換算値} = \frac{40 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{8 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 255.6\text{m}$$

$$\bullet \text{他の事業距離換算値} = \frac{32 \text{ 芯}}{40 \text{ 芯} + 32 \text{ 芯}} \times 100\text{m} + \frac{4 \text{ 芯}}{8 \text{ 芯} + 4 \text{ 芯}} \times 300\text{m} = 144.4\text{m}$$

$$\bullet \text{按分比率} = \frac{255.6\text{m}}{255.6\text{m} + 144.4\text{m}} = 0.639$$

$$\bullet \text{補助対象経費} = 1,000,000 \text{ 円} \times 0.639 = 639,000 \text{ 円}$$

問10 補助事業と併せて把握すべき「一体施工工事（補助対象外部分）」の範囲は何か。

(答)

一体施工工事の定義は「補助対象工事と関連性のある工事をいい、原則として、補助事業の施工業者と同一の業者が同一時期に同一場所で施工する工事」である。

(更問) 出精値引きの取扱いについて

(答)

値引きについて一体施工工事のみ優遇した場合、補助事業の負担が過度に多くなるため、値引きについても按分すること。実績報告の際には、請求総括表又は内訳書に出精値引きを項立て計上すること。

- ① 出項目毎（契約単位）で値引きされている場合は、その項目に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。
- ② 事業全体の経費から値引きされている場合は、全体事業費に占める補助事業補助対象経費と他事業の対象経費の比率で按分する。

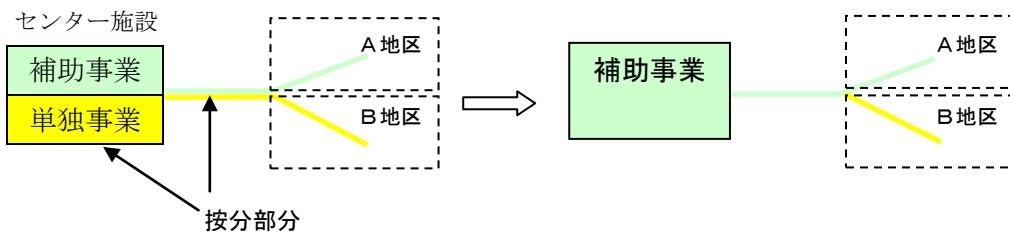
問11 他事業との費用按分は積算が複雑になってしまって、按分以外の簡易な方法はないのか。

(答)

他事業との費用按分が必要となる事例としては、一つの施設や設備を他事業と一体的に整備する場合である。しかし、施設や設備の整備を物理的、面的に区分けすることで按分を回避することも可能。方法については、隨時総務省へ相談願いたい。

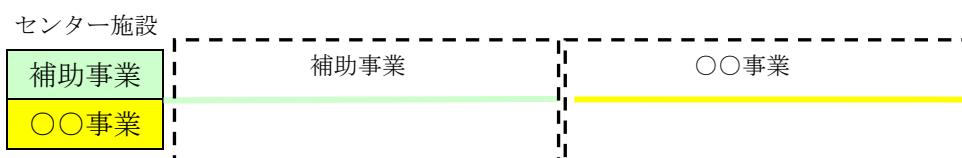
【例1：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

→一体的に実施する事業が、補助事業と同目的の事業であれば、費用区分を工区割りとし、共通部分（センター施設や幹線部分）はどちらかの事業で全額負担する。



【例2：センター施設と線路設備を敷設（A地区とB地区に整備）する場合】

→一体的に実施する事業が、補助事業と目的が異なる場合（例えば、農業振興地域のみを整備対象としている施策や特定の施設・設備のみを補助対象としている補助金等）は、単純な工区割りや事業費をどちらかの事業に寄せるということはできないため、原則按分で対応することになるが、工区などで切り分けができる場合もある。以下の図では、センター施設については、芯数や対象世帯数等で費用按分をし、線路設備については、エリアで区分する。



問12 設備の設置のために床上げ工事を行うが、補助対象となるか。

(答)

設備の設置に必要な部分のみの工事を補助対象とする。

問13 公共施設等に設置する情報通信端末に制限はあるか。

(答)

II. 6. (2) 補助対象範囲・経費による。

ただし、本事業の目的達成のための必要最小限の台数とし、過大な整備と認められる場合は査定する可能性があることに留意すること。

問14 地方公共団体又は地方公共団体から間接補助を受けて事業を実施する者が、補助金を受けて整備した設備等を用いてCM配信等の収益事業を行うことは問題ないか。

(答)

地方公共団体又は地方公共団体から間接補助を受けて事業を実施する者が、情報通信技術利活用事業費補助金により整備した設備等を活用してCM配信、電気通信役務の提供等の収益事業（以下、「収益事業」という。）を行うことは、次の全ての条件を満足する場合に限り、補助事業の目的に反しないものと解釈されることから、要綱上の手続きを経ずに実施するこ

とが可能である。ただし、当分の間、条件の適合状況を把握するため収益事業の実施状況報告を求めることとする。なお、これらの条件を満たさない収益事業の実施により、相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を補助事業者にあっては国、間接補助事業者にあっては補助事業者に納付すべき旨を命ずることがある。

- 1 収益事業により事業の目的遂行に悪影響を与えないこと。
- 2 収益事業は、補助事業又は間接補助事業の運営費や整備した設備等の維持、管理、保守等に充てることを原則とすること。
- 3 関係法令を遵守すること

問15 応急仮設住宅にかかる整備は補助対象となるか。

(答)

補助対象となる。

また、応急仮設住宅の入居者が当該応急仮設住宅に入居している間のみ使用するための設備であって、かつ、当該応急仮設住宅と一体となって使用される設備である場合に、当該応急仮設住宅の撤去に伴い補助事業の目的を達成したため処分するものである場合は、届出書の提出をもって大臣の承認があったものとして取り扱う。ただし、財産の処分による収入があった場合は、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる場合がある。

問16 緊急性があったため、一部設備を単独経費で設置してしまったが、その経費は認められるか。

(答)

交付決定前に着手した工事等に要する経費は補助対象として認められない。

問17 迅速なシステム導入を図るため、当該地域に精通している事業者と随意契約を結んでよいのか。

(答)

原則として競争入札とする。例外的に随意契約を行う場合は、地方自治法等の定めに基づき適正な契約手続きを行うこと。

問18 設備の調達や設置工事を一期の発注ではなく、分割発注することは可能か。

(答)

可能である。ただし、同種の調達を分割発注すると一般に諸経費率が高くなるので、そがらないよう工事費等を積算されたい。

例) 直接工事費がA地区500万円、B地区700万円の場合

A地区、B地区ごとに諸経費を算出するのではなく、A地区とB地区の直接工事費を合算した1,200万円に対して算出される諸経費率を上限に発注する。

問 19 特定地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が連携主体となって事業を行いたい  
が補助の対象となるか。

(答)

可能である。ただし、特定地方公共団体が抱える課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決し、被災地域の復興を促進するとの補助金の目的に合わない事業は認められず特定地方公共団体以外の地方公共団体が目的外の事業を行うことは認められない。

なお、自治体クラウド導入事業については、連携主体に含まれる特定地方公共団体以外の地方公共団体は補助対象外とする。

問 20 納品時期が遅れ、8芯ケーブルが入手できない。早期に入手できる12芯ケーブル  
を8芯区間にも用いることとしたい。全額補助対象としてよいか。

(答)

納期を理由に上位スペックの機器等を採用することは認められない。ただし、上位スペックの機器等であっても元々採用を予定していた機器等の価格の範囲内で納入されるのであれば、補助対象と認めることがある。

問 21 補助事業が交付申請時の予定の期間内に完了することができないと見込まれる場  
合又は補助事業の遂行が困難となった場合、どのような手続きが必要か。

(答)

- ① 事前に事故報告が必要であり、早めに報告・相談を行うこと。
- ② 繰越は、事業主体の責に帰さない不可抗力の理由等がなければ原則不可。
- ③ 繰越を行うことになる場合でも、年度終了時に年度終了実績報告書の提出が必要。
- ④ 事故報告に記載した工事完了予定日に間に合わない場合は、再度事故報告が必要。

問 22 ランニングコストについて5年分を一括して先払いできる料金体系を提供してい  
るところもあるが、補助の対象となるか。

(答)

ランニングコストは、補助対象外である。

問 23 交付決定はいつごろになるか。

(答)

平成24年3月以降、審査が完了したものから交付決定の通知を行う予定である。

問 24 本補助金の補助率は、3分の1とのことだが、地方負担分については何らかの措置  
はあるのか。

(答)

平成23年度3次補正予算による「被災地域情報化推進事業」により発生する地方負担額は、震災復興特別交付税によりその全額が措置される。

問25 複数の補助事業について交付申請を行う場合、申請書を1つにまとめる必要はあるのか。また、共用する設備等の整備を計画している場合、事業費の積算はどのように行えばよいか。

(答)

複数の補助事業について交付申請を行う場合、原則として1つの申請書にまとめて提出すること。申請書を1つにまとめた場合の補助事業に要する経費の見積書や工事概要書等の添付資料については、補助事業毎に提出すること。複数の補助事業の対象になっている設備であって、共用が可能なものについては、原則として当該複数の補助事業で共用すること。その際は、単独事業や他省庁国庫補助事業等を併せて実施する場合と同様の考え方で積算を行うものとし、複数の補助事業で共用する設備である旨、見積書の備考欄に明記すること。

なお、複数の申請書に分けて申請を行う場合は、別の申請書を提出している旨及び〇〇事業と併せて実施予定等、他の事業との関連性を様式第一号別紙1の備考欄に明記すること。

問26 1つの事業区分について複数の事業の交付申請を行うことは可能か。

(答)

同一の申請者が、1つの事業区分の中で複数の事業の交付申請を行うことはできない。1つの事業区分の中で複数の事業を行いたい場合は、1つの申請にまとめる必要がある。

問27 交付申請時、実績報告時の経費処理における留意点はあるか。

(答)

以下の点に留意願う。

(1) 小数点以下の端数処理方法

金額、単価、時間などの経費を算出する場合における小数点以下の端数処理は、国の基準（国等の債権債務等の金額の端数計算に関する法律（昭和25年法律第61号））に準じ、原則、切り捨てとする（次の（3）③の経常利益率を除く）。

ただし、補助事業者又は間接補助事業者で定める各種規程等において端数処理方法を規定しており、総務省担当職員との事前協議において適正性が認められた場合、その規程の適用を認めることができる。

(2) 外貨建て取引経費の円換算

- ・海外からの調達等、外貨建て取引経費の円換算は、補助事業者又は間接補助事業者の規程等によるレートを使用すること（その際、レート換算の証拠書類を添付）。
- ・為替差益損については、経費の対象外とする。

(3) 自社、100%子会社等又は協議会等の構成員から調達を行う場合の利益排除

間接補助事業者が、下記の者から調達を行う場合は、最低価格落札方式（※）による一般競争入札により選定を行った場合で、かつ、下記の者以外のものからも応札があった場合を除き、利益排除しなければならない。

※最低価格落札方式（自動落札方式）：定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする方式（競争契約の原則的選定方式）。

- ・間接補助事業者自身
- ・間接補助事業者の100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社
- ・協議会等の構成員及びその100%出資の子会社、孫会社等、又は親会社

なお、利益排除を行う方法については①を原則とし、①が採用できない場合は②、②が採用できない場合は③を適用すること。

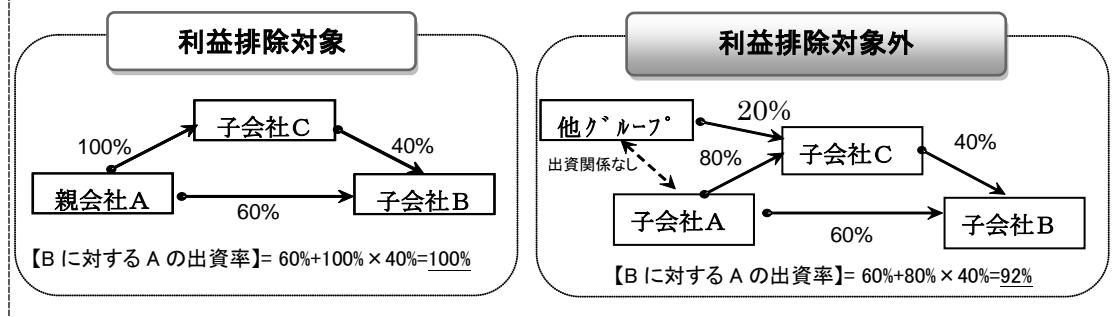
**<利益排除の方法>**

- ① 製造原価を証明する方法
- ② 子会社等との間で利益率または手数料等が取り決められている値を用いる方法
- ③ 直近年度の決算報告（損益計算書）における経常利益率をもって利益相当額の排除を行う方法。ただし、決算上赤字等（決算書上の利益が赤字若しくは0の場合）の場合は、利益相当分の排除の必要はない。また、経常利益率については、小数点第2位以下を切り上げた数値（X.X%）とする。

※③の場合は、実績報告時点の直近の確定決算における値を使用する。

**<100%出資の考え方>**

親会社Aが子会社Bに100%出資していない場合でも、親会社Aが別に出資する子会社Cを通じて、実質上100%出資している場合には、利益排除の対象とする。



・事業期間中の変更について

事業期間中に出資比率が変動して、新たに100%子会社等となった場合、もしくは100%子会社等ではなくなった場合、出資比率変更日以降から、計上方法を変更すること。

・発注経費の妥当性を証する書類

利益相当分を排除した額を計上するとともに、発注経費の妥当性を証する書類を提出すること。

問28 クラウドサービスの活用によるシステム構築を検討しているが、補助に制限等はあるか。

(答)

本事業目的に沿った形でクラウドサービスの活用や既存設備・システム等を改修してシステムを構築することは可能である。ただし、補助対象となるのは当該システム構築に必要な経費とし、サービスの利用料や設備等の維持等に係る費用は補助対象外となる。

## 【「東北地域医療情報連携基盤構築事業」関係】

問1 申請主体に制限はあるか。

(答)

事業の申請主体は岩手県、宮城県、福島県及びそれらの市町村（連携主体を含む）であり、復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体よりも対象を限定しているため注意を要する。

問2 交付は1県あたり1つの二次医療圏に限られるか。

(答)

1県当たりの交付対象数を限定しておらず、複数の二次医療圏の申請も可能である。

問3 要綱でいう、「医療機関間の遠隔相談」、「遠隔健康管理による健康指導」のみの申請も可能か。

(答)

本事業については、医療機関が保有する医療・健康情報を安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤の構築をその主眼とするものであって、医療情報連携基盤の構築を伴わない申請については認められない。

問4 具体的な補助内容（システム等）はどのようなものか。

(答)

本事業は、地域の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者や住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人による必要な情報の共有を可能とするとともに、医療機関間の遠隔相談、遠隔健康管理による健康指導等ができる仕組みを整備する事業である。

なお、構築する医療情報連携基盤に含まれる設備のうち、ネットワークに係るもの（具体的には、送受信装置、伝送路設備、情報通信端末、電源設備、ASP型電子カルテ等）のみが補助対象であり、ネットワーク部分以外（サーバー、通信機能を持たない電子カルテシステム等）については補助対象外である。

また、医療機関間の遠隔相談、遠隔健康管理による健康指導等ができる仕組みのみを整備する事業等、医療情報連携基盤の構築を伴わない事業は補助対象外である。

## 【「ICT地域のきずな再生・強化事業」関係】

問1 「避難住民等」とはどのような者を想定しているのか。

(答)

「避難住民等」とは、例えば、東日本大震災の影響によりこれまで生活していた場所からの避難を余儀なくされ、現時点において、一時的に仮設住宅、借り上げ住宅、みなし仮設住宅等震災発生前の居住地と異なる場所で生活している者を想定している。

問2 臨時災害放送局による行政情報等の配信エリアを拡大するため、中継局の整備事業を行いたいが、補助対象となるのか。

(答)

補助対象となる。ただし、臨時災害放送局の中継局を整備することが、交付要綱に規定する補助事業の目的を達成するために必要かつ効果的と判断される場合であり、かつ、地方公共団体が適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。事業計画を策定する際は、住民ニーズがあることや当該放送局の整備による費用対効果等を十分調査した上で、交付申請の際にはそれを客観的に示す書類を添付すること。

また、無線局免許の許認可を必要とするシステムについては、事業計画を策定する段階で管轄の総合通信局と相談を行い、制度上・技術上実現可能であるか、またそのスケジュールについて十分に調整をすること。

問3-1 コミュニティFM局を活用した行政情報等の配信エリアを拡大するため、中継局の整備事業を検討しているが、補助対象となるのか。

(答)

公営の受信障害対策中継局は法令上認められていることから補助対象となる。ただし、コミニティFM局を活用することが、交付要綱に規定する補助事業の目的を達成するために必要かつ効果的と判断される場合であり、かつ、地方公共団体が適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。事業計画を策定する際は、住民ニーズがあることや当該放送局の整備による費用対効果等を十分調査した上で、交付申請の際にはそれを客観的に示す書類を添付すること。

また、無線局免許の許認可を必要とするシステムについては、事業計画を策定する段階で管轄の総合通信局と相談を行い、制度上・技術上実現可能であるか、またそのスケジュールについて十分に調整をすること。

問3-2 コミニティFM局を活用した行政情報等の配信エリアを拡大するため、親局の送信場所をより高い場所に移設することを検討しているが、補助対象となるのか。

(答)

親局をより高い場所に移設する方が効率的であると認められる場合には、補助対象となる。

問4 公設民営で運営するコミュニティFM局を開設したいと考えているが、補助の対象とすることは可能か。

(答)

コミュニティFM局は、言論報道機関の一員であることから、親局、スタジオ設備などすべての設備を国の補助金で整備というのは、原則、好ましくない。

しかし、実際に運営する民間の実施主体の自主性、自立性が確保されており、これまでの実績から言ってもそのような疑惑を受けないような背景（※）がある場合にあっては、例外的に、公設民営の運営体制を認めることもあり得る。

※国の補助なしの自助努力で施設を整備し、一定期間、自助努力で運営してきた実績がある場合等。該当する案件がある場合は、個別に相談すること。

問5 無線を活用した情報配信システムを構築することを検討しているが、申請前に総合通信局等に相談することが必要か。

(答)

無線（周波数）を利用する事業については、周波数割合の可否や技術上の問題点を申請前に把握し、解決することが必要であることから、事前に総合通信局に相談すること。

問6 市立図書館等の公共施設や仮設住宅の集会場に整備するサイネージ端末は補助対象となるか。

(答)

需要調査等の結果を踏まえ、事業目的を達成する上で、複数の者が利用することを前提に、市立図書館等の公共施設や仮設住宅の集会場に補助事業者がサイネージ端末を整備することが必要な場合は、必要最小限の台数を整備することが可能である。

問7 補助対象者に制限があるか。

(答)

対象者は特定地方公共団体等となるが、申請時には情報提供の対象となる仮設住宅等に避難している住民等に関する資料等「ICT地域のきずな再生・強化事業」を行う必要性を客観的に示す資料の提出が求められ、避難住民等に対する行政情報の提供等、きずな事業の目的に資する内容を示すことが必要である。

## 【「被災地就労履歴管理システム構築事業費補助事業」関係】

問1 別表（1）設備費に（イ）情報通信端末が挙げられ、この例として「就労履歴カードを読み取るためのRFIDリーダー付携帯端末等」が挙げられているが、そのほかにどのようなものが補助対象となりえるのか（「等」の内容如何。）。

（答）

「RFIDリーダー付携帯端末」でなくとも、通常の携帯端末に外付けすることが可能なリーダーを購入し、それを携帯端末に外付けして就労履歴カードを読み取る方法等が考えられる。

問2 土木・建設等の労働者や事業者は、本システムを無償で利用できるのか。それとも利用料金を払う必要があるのか。

（答）

【共通】問22の（答）にもあるとおり、本補助事業に係るいわゆるランニングコストは補助対象外である。また、（別表に掲載のない）就労履歴カード発行費用は補助対象外である。これら補助対象外の経費（同システムの維持・管理に係る運営費用、問い合わせ対応のためのコールセンター運営費用、就労履歴カードの発行費用等）をまかなうために、間接補助事業者が受益者負担の観点から、本システムを利用する土木・建設等の労働者や事業者から一定の負担を求めることが想定される。

## 【「被災地域プロードバンド基盤整備事業」関係】

問1 ONU等、各家庭に設置される端末は補助の対象となるか。

(答)

各家庭に設置される端末も交付対象となる。但し、整備事業者以外の所有となるものについては補助の対象とはならないので注意すること。補助対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は補助対象として扱うが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

問2 復興計画により流出地域にあった住宅地は商業地とされ、流出地域にあった住宅については、高台に移転することとなった。当該高台にプロードバンドを整備する場合、補助の対象となるか。

(答)

補助対象となる。本事業は、流出地域の復興に係る居住地域における超高速プロードバンド基盤の整備が対象だが、当該居住地には、高台等の流出地域から離れている場合も含まれる。ただし、新たに整備する居住地が、民間事業者の投資による超高速プロードバンド基盤の整備が困難な場合に限るので注意すること。

問3 情報通信利用環境整備推進交付金のように、公共アプリケーションの導入を視野に入れた基盤整備とする必要はあるか。

(答)

本事業では、公共アプリケーションの導入は要件としていない。

## 【「スマートグリッド通信インターフェース導入事業」関係】

問1 補助事業の対象地域は限定されているのか。

(答)

本事業の対象地域は、特定地方公共団体等を対象とする。

なお、対象地域の地方公共団体であっても、各地方公共団体において実施を希望する内容が補助金交付要綱及び補助金実施マニュアルに記載する内容に照らして適切な事業であることを精査したうえで執行を行うもの。

問2 補助対象となるシステムは具体的にどのようなものか。

(答)

東日本大震災による被害を被ったために再建が必要な公共施設等において、スマートグリッドシステムを構築する際に必要となる機器間の通信インターフェースに係るものが対象となる。

また、通信インターフェースに付随する通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）や伝送路設備等も補助金交付要綱及び補助金実施マニュアルに記載する内容に照らして適切な範囲において対象となるもの。

問3 補助対象範囲として「通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）」が挙げられているが、通信機能がついていれば太陽光発電装置、燃料電池、蓄電池等も補助対象となるのか。

(答)

発電・蓄電装置も補助対象に含まれる。ただし、本補助事業においては、通信インターフェースの標準化に資する成果が期待されていること等を勘案し、適正な規模で整備を行う場合に限ることとする。

問4 本事業で整備を行う設備については、どのような施設を対象として導入することを想定しているのか。

(答)

被災地域の復旧・復興及び被災者の暮らしの再生に資する観点から、原則として、東日本大震災による被災者の居住を目的とした災害公営住宅や、震災に伴う津波等により被害を被ったために再建が必要な公共施設等を想定している。

## 【「災害に強い情報連携システム構築事業」関係】

問 1 道県が申請することも可能か。

(答)

可能である。

問 2 災害関連情報の収集や配信については既存システムを活用し、無線通信インフラのみを整備したいが補助の対象となるか。

(答)

本事業においては、災害関連情報の管理・配信システムの構築を行わず、無線通信インフラ整備のみを行うことはできない。

問 3 災害情報集約機能のみの整備でも補助の対象となるか。(例：GIS に土地所有者情報、道路幅員、住基データ、要援護者等を記載し、被災台帳とリンクさせ罹災証明発行用に使用したい。)

(答)

本事業は住民への災害関連情報の配信を目的としており、地方公共団体の内部管理業務の電子化のみでは対象とならない。

問 4 情報配信システムのサーバを設置した市役所本庁舎と、情報通信端末を設置した支庁・公共施設等や通信事業者・放送事業者等との間を結ぶ伝送路設備を補助金により整備することは可能か。また、災害関連情報の一元管理を外部事業者等の施設内に設置されたサーバを利用して行う場合はどうか。

(答)

本事業において、補助対象となる伝送路設備は以下の 2 つの類型いずれかに該当し、かつ、既存の伝送路が存在しない場合に限る。

- ① 情報配信システムのサーバを設置した庁舎等の施設と、支庁舎等の他の公共施設を結ぶ場合
- ② 情報配信システムのサーバを設置した庁舎等の施設と、本事業によって整備する鉄塔等の無線施設を結ぶ場合

ただし、上記 2 つの類型のいずれにも該当しないものであって、地域特性等により、専用伝送路の整備が必要な特段の理由がある場合は、担当課に照会すること。

問5 補助金によって整備したシステムや機器等を利用して、災害時以外における住民向け情報等の配信を行うことは可能か。

(答)

災害時に円滑に活用するために平常時から本事業において整備したシステムを使用することは、事業の目的にも合致するものであるため、交付申請時に提出する事業計画書に、想定する災害時以外での活用方法を記載すること。ただし、交付決定に際しては、災害時以外の情報配信の為のシステム等を構築するために追加で必要となる費用が過大となっていないか等を考慮した上で査定を行う。なお、補助金により整備したシステムや機器を、交付要綱所定の手続を経ずに交付決定内容以外の目的で利用することはできず、場合によっては補助金返還に至るケースもあるので、適宜、担当課への照会を行うこと。

## 【「自治体クラウド導入事業」関係】

問1 連携主体で申請することはできないのか。

(答)

申請できる。ただし、補助対象事業は、特定地方公共団体（市町村に限る。一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業に限定される。

問2 2つの特定地方公共団体が、共同で利用する自治体クラウドシステムの導入を検討しているが、申請は代表となる特定地方公共団体から行えばよいのか、それとも費用を按分した上で、それぞれの特定地方公共団体から申請を行うことが必要なのか。

(答)

どちらの方法で申請を行ってもよい。

問3 特定地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が、共同で利用する自治体クラウドの導入を検討しているが、補助に制限等はあるか。

(答)

補助対象事業は、特定地方公共団体（市町村に限る。一部事務組合及び広域連合を含む。）が行う事業に限定されるため、それ以外の地方公共団体が行う部分（当該地方公共団体が負担する経費）については補助対象外となる。

問4 自治体クラウドの導入に伴って、新規に業務システムを追加する場合、補助対象となるか。

(答)

住民に関する事務の処理に係るシステムを新規に追加する場合は補助対象となるが、本補助金の交付については、基幹系システムのクラウドサービスへの移行が優先される。

問5 自治体クラウドの導入に際して、自庁舎内にバックアップ機能を有するシステムを構築する場合、補助対象となるか。

(答)

自治体クラウドの導入と併せた取組であれば、補助対象となる。

問6 自治体クラウドの導入に際して、自庁舎のシステム全体についての最適化計画を策定する場合、補助対象となるか。

(答)

住民に関する事務の処理に係るシステムをクラウドサービスへ移行することを目的とした計画を策定する場合は補助対象となるが、自庁舎のシステム全体についての最適化計画は基本的に補助対象外となる。

## 【「復興まちづくりICT基盤整備事業」関係】

### ■総論関係

問1 交付要綱第3条第1項（8）のア～エの事業のうち、複数の事業に同時に申請することは可能か。

(答)

可能である。ただし、交付申請については、ア、ウの事業に係る交付申請書と、イ、エ、オの事業に係る交付申請書を別々に作成し、提出すること。また、ア、ウの事業と、イ、エ、オの事業を同時に申請する場合は、見積書については、それぞれの事業に係るものを作成すること。

問2 交付要綱に定める「東日本大震災からの復興に向けた街づくりを進めている特定地方公共団体等」とは、どのような団体か。

(答)

被災地域の復旧・復興や被災者の暮らしの再生のための復興街づくり事業を行っている特定地方公共団体等が該当する。例えば、復興交付金の基幹事業である防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業等を行っている特定地方公共団体等が想定される。申請を行おうとする団体が対象となるか不明な場合は、事前に総務省（総合通信局）に相談すること。なお、対象地域についてはア～オの事業ごとに個別の条件が付されている場合があるので注意すること。

### ■「ア デジタルテレビ中継局整備事業」関係

「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりICT基盤整備事業（デジタルテレビ中継局整備事業】実施マニュアル」を参照されたい。

### ■「イ 共聴施設等整備事業」関係

「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりICT基盤整備事業（共聴施設等整備事業】実施マニュアル」を参照されたい。

### ■「ウ 地上ラジオ放送受信環境整備事業」関係

問1 中波放送又は超短波放送（地上ラジオ放送）が地理的条件等により受信できない地域（山岳等の地形障害、外国波による干渉等により地上ラジオ放送の受信ができない地域）とはどのように示せば良いのか。また、地上ラジオ放送が受信できない地域であることを証する書類を提出する必要があるのか。

(答)

当然、どのような放送メディア（中波放送なのか超短波放送なのか、また、NHKなのか民放なのか等）の難聴状態であるかについては、説明資料が必要である。（難聴地域の測定結果等をつけることによって、説明を補足いただくことが可能。）

問2 どのようなラジオ放送が対象となるのか。

(答)

NHK、民放の地上ラジオ放送が対象となる。

■ 「エ ブロードバンド基盤整備事業」関係

問1 ONU等、各家庭に設置される端末は補助の対象となるか。

(答)

各家庭に設置される端末も交付対象となる。但し、整備事業者以外の所有となるものについては補助の対象とはならないので注意すること。補助対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。また、宅内端末については、制度上は補助対象として扱うが、予算の状況に応じて査定される可能性が高いことを留意すること。

問2 復興計画により流出地域にあった住宅地は商業地とされ、流出地域にあった住宅については、高台に移転することとなった。当該高台にブロードバンドを整備する場合、補助の対象となるか。

(答)

補助対象となる。本事業は、流出地域や高台等移転先地域等復興に向けた街づくりを進めている地域における超高速ブロードバンド基盤の整備が対象となる。ただし、新たに整備する居住地が、民間事業者の投資による超高速ブロードバンド基盤の整備が困難な場合に限るので注意すること。

問3 高台移転地区又は災害危険区域等の復興街づくり（土地区画整理事業等）の一環として新たに整備する商工業等地区が、民間事業者の投資によるブロードバンド基盤の整備が困難な地域の場合、居住の用に供さない建物も補助の対象となるか。

(答)

店舗、事業所等の人が常駐する建物であれば補助対象となる。

ただし、その地域が復興特区法第46条に基づく復興整備計画に位置付けられた地区である等、復興との関連が明確になっていることが必要（復興との関連を示す資料の提出を求める場合がある。）。

(更問) 災害危険区域等の復興街づくり（土地区画整理事業等）の一環として整備する商工業等地区に、再建又は立地予定の店舗、事業所等がある場合、予め必要な設備（光ファイバ芯線等）を整備しておくことは認められるか。

(答)

認められる。

ただし、「東日本大震災からの復興の基本方針（平成23年7月29日：東日本大震災復興対策本部）」の復興期間内に再建又は立地が確定している場合に限る（再建又は立地予定期が確認できる資料の提出を求める場合がある。）。

問4 情報通信利用環境整備推進交付金のように、公共アプリケーションの導入を視野に入れた基盤整備とする必要はあるか。

(答)

本事業では、公共アプリケーションの導入は要件としていない。

■ 「才 公共施設等情報通信環境整備事業」関係

問1 どのような事業が対象となるのか。

(答)

本事業は、復興交付金の基幹事業である防災集団移転促進事業、漁業集落防災機能強化事業及び土地区画整備事業等を行っている地方公共団体、福島再生加速化交付金事業と一体的に街づくりを行う特定地方公共団体等を対象とする。

また、補助事業計画は、当該地方公共団体の復興計画において明確に位置づけられた課題を情報通信技術の利活用を通じて効率的・効果的に解決するためのものを対象とし、防災目的の事業は、一般財源での施策と整理されているため、復興事業の支援対象外とする。

問2 交付要綱に定める「公共施設等」とは、どの範囲を指すのか。

(答)

地方公共団体が設けている施設設置管理条例で規定されている公共施設又はこれに準ずると認められる施設を指す。

例えば、市町村が整備する道の駅及び観光施設等については公共施設に準ずる施設として対象となり得る。

問3 どのような情報通信環境が補助対象となるのか。

(答)

被災地域の復興及び被災者の暮らしの再生に直接的に寄与するものが対象となる。具体的には、例えば高台等の移転先に新たに設置する公共施設への有線又は無線の通信ネットワークや、当該公共施設において被災者等の利用者に対して情報提供を行うための情報通信設備、被災者への支援を行うための業務用システム等が補助対象となり得る。

例えば、被災者情報のデータベースや被災者等への情報提供プラットフォームなど、裨益する対象者が明確な基盤性を有するシステム等が対象となる。このため、単に一般的な行政事務効率化を目的とした業務用システムや事務機器類の整備等は対象外となる。

なお、審査にあたっては、システム等の利用目的・運用形態について復興事業の趣旨に合致しているかがポイントとなり、構築するシステムや機器については、それに必要と認められるものに限り対象となる。

問4 補助対象となる情報通信端末に制限はあるか。

(答)

補助対象となる端末は、複数の者が利用することを念頭に補助公共施設等に設置する端末であって、補助事業又は間接補助事業により整備する情報通信システムと一体となって利用するものに限る。住民や地方公共団体職員等の個人が利用する端末は補助対象とならない。

問 5 既設のネットワークを利用したプログラム開発のみの事業を行いたいが補助の対象となるのか。

(答)

既設ネットワークを活用したプログラム開発のみの事業も補助対象と認められる。

問 6 クラウドサービスを利用した事業の実施は可能か。また、サーバ等を自前で整備する場合、設置場所は公共施設に限定されるのか。

(答)

外部のデータセンターにサーバを設置する場合を含め、クラウドサービスを利用した事業の実施は可能である。ただし、交付対象となるのは、事業の実施に必要な設備の整備に要する経費のみであり、データセンターの利用料等、クラウドサービスの利用に必要な経費は補助対象とならない。(共通問 4 及び問 28 参照)

### ■ 「カ 海岸局整備事業」関係

問 1 被災した海岸局を含めた複数の海岸局を統廃合し、新たに設置する海岸局間をネットワーク化する場合、補助対象となるか。

(答) 補助対象となる。

問 2 被災した海岸局を廃止し、被災を免れた他の海岸局を改修して被災した海岸局の通信エリアをカバーする場合、補助対象となるか。

(答) 補助対象となる。

問 3 新たに設置する海岸局と一体的に整備する事業とは具体的に何を想定しているのか。

(答)

被災地域の水産業の復興に必要な漁業指導監督に関する事項を取り扱う海岸局や福島原発事故、復興街づくり等の復興事業の影響で船舶の入出港が増加したことに伴う船舶の航行の安全を確保するための港湾管理に関する事項を取り扱う海岸局など、漁業通信に関する事項を取り扱う被災した海岸局の改修と一体的に整備する事業を想定している。

なお、一体的に整備するとは、施設・設備の一部が共用され、無線従事者を共通選任するなど、客観的事実に基づき判断することとなるため、事前に総合通信局へ相談されたい。

(例)

・漁業指導監督に関する事項を取り扱う海岸局

　海岸局設備の共用、無線従事者の共通選任等

　(漁業指導監督を所管する県から、漁業通信に関する事項を取り扱う海岸局に運用委託するもの)

・港湾管理に関する事項を取り扱う海岸局

　無線従事者の共通選任等

　(港湾管理を所管する県・市町村から、漁業通信に関する事項を取り扱う海岸局に運用委託するもの)

問 4 被災した海岸局を震災前の状態に復旧する場合も補助対象になるか。

(答) 単純な施設・設備の復旧は補助対象とはならない。

## 【「被災地域記録デジタル化推進事業」関係】

問1 「東日本大震災に関する記録・記憶」、「震災関連デジタルコンテンツ」とは何か。

(答)

「東日本大震災に関する記録・記憶」とは、東日本大震災に関する図書・出版物、写真・音声・映像（被災の様子を記録したもの等）、行政文書（災害対策本部の資料等）等を指す。

「震災関連デジタルコンテンツ」とは、①デジタル形式で保存されている東日本大震災に関する記録・記憶及び②アナログ形式で保存されている東日本大震災に関する記録・記録をデジタル化したコンテンツを指す。

なお、東日本大震災以前の記録・記憶や東日本大震災に直接関係のない郷土資料、伝統文化、イベント情報等については補助対象とならない。

問2 連携主体で申請することはできるか。

(答)

申請できる。ただし、補助対象事業は、特定地方公共団体が行う事業に限定される。また、平成27年度からは、復興交付金の基幹事業（防災集団移転促進事業や漁業集落防災機能強化事業、土地区画整理事業等）を行っている地方公共団体や、福島再生加速化交付金事業と一緒に街づくりを行う特定地方公共団体を申請主体に含むものを対象とする。

問3 特定地方公共団体とそれ以外の地方公共団体が、共同でデジタルアーカイブシステムの構築を検討しているが、補助に制限等はあるか。

(答)

補助対象事業は、特定地方公共団体が行う事業に限定されるため、それ以外の地方公共団体が行う部分（当該地方公共団体が負担する経費）については補助対象外となる。

問4 「震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステム」とは具体的にはどのようなものを想定しているのか？

(答)

「震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステム」とは、本事業においてアーカイブシステムに登録したコンテンツをインターネットを通じ、広く一般に公開するシステムを指す。

また、国立国会図書館が運営する「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」と接続し、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」を介して、コンテンツを閲覧・提供する機能を実装していることも必要である。

問5 構築するデジタルアーカイブシステムを国立国会図書館が運営する「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」へ接続しない場合は補助対象となるか。

(答)

本補助事業は、震災に関する記録・資料を収集・保存し、震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステムを構築するものであることから、「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」への連携が必要である。

問6 震災に関する記録・資料のデジタル化のみを行う場合も補助対象となるか。

(答)

本補助事業は、震災に関する記録・資料を収集・保存し、震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステムを構築するものであることから、資料のデジタル化のみを行う場合は補助対象とならない。

問7 構築するデジタルアーカイブシステムの利用を自治体職員のみに限定し、インターネット上で一般に公開しないことを前提とする場合は補助対象となるか。

(答)

本補助事業は、震災に関する記録・資料を収集・保存し、震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステムを構築するものであることから、一般に公開しないことを前提としたシステム構築は認められない。

(更問) システムに登録する震災関連デジタルコンテンツについて、その資料の性質から公開・一部公開・非公開等の設定をすることは可能か。

(答)

可能。コンテンツごとの公開・一部公開・非公開の設定の判断については、事業実施主体における判断によるものとする。

問8 震災関連デジタルコンテンツの閲覧・利用のため、公立図書館等の公共施設や仮設住宅の集会場等への端末整備は補助対象となるか。

(答)

震災関連デジタルコンテンツを閲覧・利用することのみ目的とした端末の整備は補助対象とならない。

問9 国立国会図書館が運営する「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」と連携・接続するための所要経費は補助対象として認められるか。

(答)

「国立国会図書館東日本大震災アーカイブ」との連携・接続に必要な所要経費として、システム間の連携に必要な経費はシステム構築費として認められる。また、ネットワーク機器の設定経費は構内伝送路の付帯工事費として認められる。ただし、接続回線の通信費はランニングコストとなるため補助対象外である。

問10 東日本大震災に関する記録・記憶の「活用」まで補助対象となるのか。

(答)

本補助事業は、震災に関する記録・資料を収集・保存し、震災関連デジタルコンテンツをインターネット上で提供するシステムを構築するものであることから、震災関連デジタルコンテンツを加工・組み合わせて活用する二次利用までは対象とならない。

なお、収集した東日本大震災に関する記録・記録を、デジタルアーカイブシステムで提

供するための加工（一次利用）は対象となる。

問 1 1 今後の復興過程の記録をデジタル化するため、サーバ容量等に余裕を持たせたいが認められるか。

(答)

復興過程の記録のデジタル化については、デジタル化見込みのコンテンツ数に応じて必要最小限の機器構成・容量として認められる。

なお、デジタル化見込みのコンテンツ数と容量の根拠となるデータを添付いただきたい。

## 【「被災地域テレワーク推進事業」関係】

問1 申請主体に制限はあるか。

(答)

事業の申請主体は岩手県、宮城県、福島県及びそれらの市町村（連携主体を含む）であり、復興特区法第4条第1項の特定地方公共団体よりも対象を限定しているため注意を要する。

問2 本事業において、「情報通信技術を活用した在宅等における就業」とは、具体的にはどのようなものを想定しているのか。

(答)

本事業で整備された情報通信システムを利用する地域住民（以下「テレワーカー」という。）が、自宅でテレワーク業務を行う在宅就業の他、協議会等のセンター施設に設置されたサテライトオフィス等において行われる就業を想定している。

問3 e-ラーニングシステム用の教材コンテンツ作成費は補助対象となるか。

(答)

本事業におけるe-ラーニングシステムの構築にあたって必要となる教材コンテンツの作成に係る経費であれば、補助対象となる。

問4 補助対象となるテレワーク業務用機器に制限はあるか。テレワーカーが自宅で使用するテレワーク業務用機器は補助の対象となるか。

(答)

需要調査等の結果を踏まえ、補助事業者又は間接事業者が所有してテレワーカーに貸与することを前提に、情報通信システムと一体的に利用するテレワーク業務専用の機器（スキャナ、Webカメラ、ヘッドセット、テレワーク用PC等）に限り交付対象とする。

特に、テレワーク用PCについては、テレワーク業務を実施するための端末を所有していない者に対して、端末を購入するまでの間に限り貸与を行うなど、必要最小限の台数となるよう留意する。また、当該PCは、本事業におけるテレワーク業務以外の使用を制限するための機能・設定等を有するものとする。

なお、補助対象として疑義がある場合は事前に相談されたい。

問5 業務を発注する企業は、本事業により整備されたシステムを無償で利用できるのか。それとも、利用料金を払う必要があるのか。

(答)

本事業の継続的な実施のため、テレワークシステムの維持・管理に係る運営費用等をまかなうために、整備事業者が受益者負担の観点から、本システムを利用する業務発注企業やテレワーカーから一定の負担を求めることが想定される。

## 付録 特定地方公共団体等交付要綱ひな形

※下記において、地域医療情報連携基盤構築事業、就労履歴管理システム構築事業、スマートグリッド通信インターフェース導入事業、復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（海岸局整備事業）、テレワーク推進事業を間接補助で行う場合の、特定地方公共団体等における交付要綱のひな形を示すが、これらについてはあくまで一例であり、交付要綱の作成にあたっては、各特定地方公共団体等の規定等に基づき作成すること。

なお、復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（共聴施設等整備事業に限る。）を間接補助で行う場合の、特定地方公共団体等における交付要綱のひな形は「情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）【復興街づくりＩＣＴ基盤整備事業（共聴施設等整備事業】実施マニュアル」で示すが、上記と同様に、あくまで一例であり、交付要綱の作成にあたっては、各特定地方公共団体等の規定等に基づき作成すること。

## ○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（ひな形）

平成○○年○○月○○日  
○○県（市・町・村）告示○○号

### （趣旨）

第1条 ○○県（市・町・村）は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日総国政第95号）に基づき、地域における医療情報連携基盤の構築を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための●●県地域医療情報連携基盤構築事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、●●県補助金等交付規則（●年●●県規則第●号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの（以下「協議会等」という）が、地域の中核的医療機関、診療所、薬局、介護施設等の保有する患者や住民の医療・健康情報を、安全かつ円滑に記録・蓄積・閲覧するための医療情報連携基盤を構築し、医療従事者等の関係者や本人による必要な情報の共有を可能とともに、医療機関間の遠隔相談、遠隔健康管理による健康指導等ができる仕組みを整備する事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた者をいう。

### （補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費の総額とする。

### （交付額）

第4条 ○○県知事（○○市長・○○町長・○○村長）（以下「知事（市長・町長・村長）」といふ。）は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」といふ。）は、別記様式第1号

による交付申請書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 知事（市長・町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事（市長・町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減

額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事（市長・町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに県（市・町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事（市長・町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事（市長・町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による精算（概算）払請求書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事（市長・町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事（市長・町長・村長）の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事（市長・町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産処分承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。)。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事（市長・町長・村長）

の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を知事（市長・町長・村長）に提出した場合は知事（市長・町長・村長）の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 知事（市長・町長・村長）は、前項の提出があつた場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事（市長・町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第20条 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を県（市・町・村）に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事（市長・町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1) 設備費	<p>(1) 次に掲げる設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 送受信装置</p> <p>(イ) 伝送路設備 (光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む)</p> <p>(ウ) 情報通信端末 (遠隔医療相談システム、遠隔健康管理システムを含む)</p> <p>(エ) 電源設備(予備電源設備を含む)</p> <p>(オ) A S P型電子カルテ</p> <p>(カ) その他事業を実施するために必要な経費</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
(2) 企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費(設計を含む)</p> <p>(2) 電子計算機使用料</p> <p>(3) ソフトウェア購入費(ライセンス費を含む)</p> <p>(4) その他事業を実施するために必要な経費</p>

様式第1号（第5条第1項関係）

番年月日  
号

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

申請者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
交付申請書

平成 年度○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の交付を受けたいので、○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 千円

3 補助事業の概要

別紙

4 添付資料

(1) 補助事業に要する経費の見積書

(2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表  
代表者名 印」と記載

すること。

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

## 別紙

## 補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

## 備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

## 添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 申請者に係る収支予算書（見込み）  
(※申請者が会計手続きを適切に行う体制を有していることを証明する書類)
- (3) 地域医療情報連携の全体図
- (4) その他参考となる資料

様式第2号（第6条第1項関係）

番年月日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金について、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

4 補助金の交付条件（注2）

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに要綱の規定に従わなければならない。
- 補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名」と記載する。

(注2) 要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

## 別紙

## 補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

## 備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載する。

様式第3号（第7条第2項関係）

番  
年　月　日  
号

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第7条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番 号  
年 月 日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
補助事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名　　印」と記載  
すること。

様式第5号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金補助事業を中止（廃止）  
したいので、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平  
成〇〇年〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金に係る補助事業について、  
下記の事故が発生したので、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助  
金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 補助事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金に係る補助事業の実施状  
況について、○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平  
成○○年○○○号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

## 様式第8号（第11条第1項関係）

番号  
年月日〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)		
交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

## 2 事業の実施状況（注2）

着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
設備費		
企画・開発費		
合 計		

- 4 様助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 協議会等にあっては、  
 「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第9号（第12条関係）

番年月日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の額を、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第12条第3項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

3 返還額

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と  
記載すること。

## 様式第10号（第13条第2項関係）

番年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○○号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳（注2）

（精算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額A	概算払受領額B	差引請求（返還）額 A-B
設備費				
企画・開発費				
合計				

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合計				

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

（注2）負の金額には△印を付すこと。

様式第11号（第15条第1項関係）

番 号  
年 月 日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

○○県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3-2） 円

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第17条第1項、第18条、第19条関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
承認申請  
に係る財産処分届 出書

平成 年度において、○○県（市・町・村）地域医療情報連携基盤構築事業費補助金  
により取得した設備の財産処分を行いたいので、○○県（市・町・村）地域医療情報連  
携基盤構築事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○○号） 第17条第1項  
第18条 の規定に基づき、  
申請します。  
関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）設備の名称

（2）設備の設置者（事業主体）の名称

（3）施設の所在地

（4）事業費

（ア）補助金

（イ）借入金

（ウ）自己資金

（エ）その他（具体的に）

4 処分の概要

（1）処分しようとする相手方（注2）

（2）処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## 〇〇県（北海道）（市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県（道・市・町・村）告示〇〇号

### （趣旨）

第1条 〇〇県（道・市・町・村）は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日総国政第95号）に基づき、就労履歴管理システムの構築を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、〇〇県（道・市・町・村）補助金等交付規則（〇〇年〇〇県（道・市・町・村）規則第〇〇号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの（以下「協議会等」という。）が、土木、建設等の労働者に対して個人識別情報を含む登録証を発行し、入退場や安全講習履歴、作業内容等を自動記録することを通じ、被災地の復旧・復興工事に係る安全衛生の確保や就労履歴の正確な捕捉・管理を行うシステムを構築する事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、就労履歴管理システム構築事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定通知を受けた者をいう。

### （補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費の総額とする。

### （交付額）

第4条 〇〇県（北海道）知事（〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長）（以下「知事（市長・町長・村長）」といふ。）は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」といふ。）は、別記様式第1号

による交付申請書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 知事（市長・町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事（市長・町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減

額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事（市長・町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに○○県（道・市・町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事（市長・町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事（市長・町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による精算（概算）払請求書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

- 第14条 知事（市長・町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。
- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事（市長・町長・村長）の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事（市長・町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を○○県（道・市・町・村）に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事（市長・町長・村長）

の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を知事（市長・町長・村長）に提出した場合は知事（市長・町長・村長）の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を〇〇県（道・市・町・村）に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 知事（市長・町長・村長）は、前項の提出があつた場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事（市長・町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第20条 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を〇〇県（道・市・町・村）に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徵収その他前項の納付に関し必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事（市長・町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1) 設備費	次に掲げる設備の設置等に要する経費 (1) 情報通信端末 (2) その他事業を実施するために必要な経費
(2) 企画・開発費	次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費 (1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む） (2) 電子計算機使用料 (3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む） (4) データ構築に係る費用 (5) データセンターに係る費用 (6) その他事業を実施するために必要な経費

様式第1号（第5条第1項関係）

番号  
年月日

○○県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

申請者の名称 代表者氏名 （注1） 印

平成 年度○○県（北海道）（市・町・村）就労履歴管理システム構築事業  
費補助金交付申請書

平成 年度○○県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金の交付  
を受けたいので、○○県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付  
要綱（平成○○年○○○号）第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり  
申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 千円

3 補助事業の概要

別紙

4 添付資料

(1) 補助事業に要する経費の見積書

(2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成  
する全団体を列記したもの

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表  
代表者名 印」と記載

すること。

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

## 別紙

## 補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

## 備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

## 添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) 事前の安全講習や労災等の事後救済の必要性が特に求められる就労現場が多く含まれていることを示す資料
- (3) 補助金によってまかなわれる部分以外の事業に関連する経費の負担者、負担額及び負担方法

様式第2号（第6条第1項関係）

番年月日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金について、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

4 補助金の交付条件（注2）

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに要綱の規定に従わなければならない。
- 補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。
- 補助事業者は、個人情報管理体制に関する規程を知事（市長・町長・村長）に提出し

なければならない。

○補助事業者は、当該事業の実施に当たって、個人情報の適正な管理を図ること。

○補助事業者は、当該事業の実施に当たって、土木、建設等の労働者やその雇用主にとって、過度の負担とならないよう配意すること。

(注 1) 協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と記載する。

(注 2) 要綱第 6 条第 2 項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

## 別紙

## 補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
補助事業の目的	
実施地域	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

## 備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載する。

様式第3号（第7条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第7条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業の一部を変更する必要があるので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名　　印」と記載  
すること。

様式第5号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業中止  
(廃止) 承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業を中止（廃止）したいので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 補助事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業状況  
報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

## 様式第8号（第11条第1項関係）

番号  
年月日〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)		
交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

## 2 事業の実施状況（注2）

着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
設備費		
企画・開発費		
合 計		

- 4 様助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 協議会等にあっては、  
 「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第9号（第12条関係）

番年月日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 〇〇 〇〇 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金の額を、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

3 返還額

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と  
記載すること。

## 様式第10号（第13条第2項関係）

番年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳（注2）

(精算払の場合)

(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 A	概算払受領額 B	差引請求（返還）額 A-B
設備費				
企画・開発費				
合計				

(概算払の場合)

(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合計				

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）負の金額には△印を付すこと。

様式第11号（第15条第1項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

〇〇県（道・市・町・村） 就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3-2） 円

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第17条、第18条関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金に係る財産処分届出書  
承認申請

平成 年度において、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、〇〇県（道・市・町・村）就労履歴管理システム構築事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号） 第17条第1項 第18条 の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。  
申請します。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）設備の名称

（2）設備の設置者（事業主体）の名称

（3）施設の所在地

（4）事業費

（ア）補助金

（イ）借入金

（ウ）自己資金

（エ）その他（具体的に）

4 処分の概要

（1）処分しようとする相手方（注2）

（2）処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

**〇〇県（北海道）（市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金  
交付要綱**

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県（道・市・町・村）告示〇〇号

(趣旨)

第1条 〇〇県（道・市・町・村）は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日総国政第95号）に基づき、スマートグリッドの通信インターフェースの導入を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための補助金を交付するものとし、その交付に関しては、〇〇県（道・市・町・村）補助金等交付規則（〇〇年〇〇県（道・市・町・村）規則第〇〇号）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「補助事業」とは、情報通信技術の活用により地域コミュニティ内における高度なエネルギー管理を実現するにあたり、法人又は協議会等が、当該地域コミュニティ内の電力供給側、電力需要側のそれぞれに設置される機器・設備等を通信ネットワークを介して制御するために必要な設備を整備する事業であって通信インターフェースの標準化に資する成果が期待できるものをいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付決定通知を受けた者をいう。

(補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費の総額とする。

(交付額)

第4条 〇〇県（北海道）知事（〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長）（以下「知事（市長・町長・村長）」といふ。）は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」といふ。）は、別記様式第1号

による交付申請書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 知事（市長・町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事（市長・町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減

額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した様式第5号による申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事（市長・町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに○○県（道・市・町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事（市長・町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事（市長・町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による精算（概算）払請求書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事（市長・町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事（市長・町長・村長）の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事（市長・町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない（総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を○○県（道・市・町・村）に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事（市長・町長・村長）

の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を知事（市長・町長・村長）に提出した場合は知事（市長・町長・村長）の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を〇〇県（道・市・町・村）に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 知事（市長・町長・村長）は、前項の提出があつた場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事（市長・町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第20条 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を〇〇県（道・市・町・村）に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事（市長・町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1) 設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <p>(ア) 通信機能付き電力変換装置（発電・蓄電装置含む）</p> <p>(イ) 管理測定表示装置</p> <p>(ウ) 情報通信端末</p> <p>(エ) 伝送路設備</p> <p>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む）</p> <p>(カ) 照明装置</p> <p>(キ) センター・局舎施設</p> <p>(2) 附帯工事費</p>
(2) 企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <p>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</p> <p>(2) 電子計算機使用料</p> <p>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</p> <p>(4) その他事業を実施するために必要な経費</p>

様式第1号（第5条第1項関係）

番年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

申請者の名称 代表者氏名 （注1） 印

平成 年度〇〇県（北海道）（市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業費補助金交付申請書

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金の交付を受けたいので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 千円

3 補助事業の概要

別紙1

4 添付資料

(1) 補助事業に要する経費の見積書

(2) 別紙2 工事概要書

(3) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表

代表者名 印」と記載すること。

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

## 別紙 1

## 補助事業の概要

法人又は民間企業等名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）	事業費
設備費	
企画・開発費	

備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。  
必要に応じ参考資料を添付すること。

## 別紙2

## 工事概要書

事業を行う者の名称

代表者氏名

印（注1）

1 設置場所（注2） ○○県 ○○郡 ○○町 ○○丁目 ○○番地

## 2 施設の内容（記載例）

- |              |       |                 |
|--------------|-------|-----------------|
| (1) 建物の構造等   | ○○○○造 | ○階建             |
| (2) 建築面積     | ○○○.  | ○m <sup>2</sup> |
| (3) 延べ床面積    | ○○○.  | ○m <sup>2</sup> |
| (4) 鉄塔の構造等   | ○○○○型 | 高さ（地上高） ○○m     |
| (5) 中継増幅装置の数 | ○台    |                 |

## 3 実施計画

- |               |                 |
|---------------|-----------------|
| (1) 着工（予定）年月日 | 年      月      日 |
| (2) 完了（予定）年月日 | 年      月      日 |

## 4 資金計画

(千円)

収入		支出	
財源内訳		経費区分	(事業費)
補助金	交付（予定）額	設備費	
対策事業を行う者の負担額	予算額	企画・開発費	
借入金			
自己資金			
その他（　）（注3）			
小計			
合計		合計	

## 5 添付図面

- (1) 用地付近の見取図  
(2) 設計の概要図（配置図、各階平面図及び立面図の概略）

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表

代表者名

印　　」

と記載すること。

(注2) 施設及び設備を設置する地下鉄、地下街、地下駐車場、道路又はトンネルに固有名称が有る場合は、当該名称を付記すること。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第2号（第6条第1項関係）

番号  
年月日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金については、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

4 補助金の交付条件（注2）

○補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに要綱の規定に従わなければならない。

○補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と記載する。

(注2) 要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

## 別紙

## 補助事業の概要

地方公共団体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

国庫補助金申請額（事業費×補助率）(注3)	事業費
設備費	
企画・開発費	

備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。  
必要に応じ参考資料を添付すること。

様式第3号（第7条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業費補助金交付申請取下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第7条第2項の規定により、同補助金 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第 号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業の変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業の一部を変更する必要があるので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

様式第5号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業を中止（廃止）したいので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

- (1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日  
(2) 完了予定日 年 月 日

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番年月日  
号

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金に係  
る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグ  
リッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第9条の規  
定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 補助事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A) %	差額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

## 様式第8号（第11条第1項関係）

番号  
年月日〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)		
交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

## 2 事業の実施状況（注2）

着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			
小計			

合 計			(円)
支 出			
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）	
設備費			
企画・開発費			
合 計			

4 拠助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする拠助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする拠助金の額 金 千円  
 拠助金所要額－消費税仕入控除税額＝拠助金額

#### 5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し
- (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 協議会等にあっては、  
 「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 拠助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第9号（第12条関係）

番年月日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金の額を、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第2項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

3 返還額

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と  
記載すること。

## 様式第10号（第13条第2項関係）

番年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
インターフェース導入事業費補助金精算（概算）払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇〇号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳（注2）

（精算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額	確定額 A	概算払受領額 B	差引請求（返還）額 A-B
設備費				
企画・開発費				
合計				

（概算払の場合）

（千円）

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合計				

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

（注2）負の金額には△印を付すこと。

様式第11号（第15条第1項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付  
要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3-2） 円

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第17条、第18条関係）

番号  
年月日

〇〇県（北海道）知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信  
承認申請  
インターフェース導入事業費補助金に係る財産処分届出書

平成 年度において、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、〇〇県（道・市・町・村）スマートグリッド通信インターフェース導入事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇号） 第17条第1項 の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）設備の名称

（2）設備の設置者（事業主体）の名称

（3）施設の所在地

（4）事業費

- （ア） 補助金
- （イ） 借入金
- （ウ） 自己資金
- （エ） その他（具体的に）

4 処分の概要

（1）処分しようとする相手方（注2）

（2）処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面等を添付すること。）

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## 〇〇県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要綱（ひな形）

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県（市・町・村）告示〇〇号

### （趣旨）

第1条 〇〇県（市・町・村）は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日総国政第95号）に基づき、被災地域の復興に必要な海岸局の整備を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための●●県海岸局整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、●●県補助金等交付規則（●年●●県規則第●号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの（以下「協議会等」という）が、被災地域の水産業の復興に必要な漁業通信に関する事項を取り扱う海岸局、及び、これと一体的に運用される海岸局を整備する事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた者をいう。

### （補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費の総額とする。

### （交付額）

第4条 〇〇県知事（〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長）（以下「知事（市長・町長・村長）」といふ。）は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、別記様式第1号による交付申請書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税

及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 知事（市長・町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事（市長・町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減額を除く。
- (2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

- ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合
  - イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合
  - ウ 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更である場合
- 2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事（市長・町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない。

- 2 補助事業者は、補助事業が完了せずに県（市・町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。
- 3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事（市長・町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付

の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事（市長・町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(支払)

第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による精算（概算）払請求書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第14条 知事（市長・町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事（市長・町長・村長）の处分若しくは指示に違反した場合
- (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
- (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年

10. 95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。

- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならない。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産処分承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならぬ総務大臣が別に定める財産の処分期限期間を経過した場合を除く。)。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事（市長・町長・村長）の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であつて、補

助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を知事（市長・町長・村長）に提出した場合は知事（市長・町長・村長）の承認があったものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 知事（市長・町長・村長）は、前項の提出があった場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事（市長・町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第20条 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を県（市・町・村）に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徵収その他前項の納付に関し必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事（市長・町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1) 設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 送受信装置</li> <li>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）</li> <li>(ウ) 無線アクセス装置（衛星を含む）</li> <li>(エ) 構内伝送路</li> <li>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む）</li> <li>(カ) 鉄塔</li> <li>(キ) センター・局舎施設</li> <li>(ク) 外構施設</li> <li>(ケ) 監視・観測装置</li> <li>(コ) 管理測定装置（監視機能を含む）</li> <li>(サ) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（総務大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
(2) 企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</li> <li>(2) 電子計算機使用料</li> <li>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</li> <li>(4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費</li> <li>(5) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul>

様式第1号（第5条第1項関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

申請者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付申請書

平成 年度○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金の交付を受けたいので、○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第5条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の目的

2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 千円

3 補助事業の概要

別紙

4 添付資料

(1) 補助事業に要する経費の見積書

(2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成する全団体を列記したもの

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表  
代表者名 印 」と記載

すること。

（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

## 別紙

## 補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

## 備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

(注2) 組織・要員体制、実施内容等について詳細に記載すること。必要に応じ  
参考資料を添付すること。

## 添付書類

- (1) 事業の概要図（A4版横1枚）
- (2) 補助事業に係るネットワーク構成図
- (3) 補助事業と復興との関係又は被災者の暮らしの再生との関係を明確に説明する資料
- (4) 補助事業により提供されるサービスエリア図等（運営方式（IRU方式、公設公営方式等）、サービス開始予定年月日が分かるようすること）
- (5) 補助事業により整備した設備等について、補助事業の目的に沿って継続して運営できる体制が構築されていることを示す資料（運営実施体制、資金計画）
- (6) その他参考となる資料

様式第2号（第6条第1項関係）

番号  
年月日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金について、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

4 補助金の交付条件（注2）

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに要綱の規定に従わなければならない。
- 補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

○当該事業により整備したシステム等について、補助事業の目的に沿って継続して運営

できる体制の確保に努めること。

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と記載する。

(注2) 要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載する。

様式第3号（第7条第2項関係）

番  
年　月　日  
号

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付申請取下げ  
届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金については、同交付の決定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第7条第2項の規定により、同補助金 , 千円の交付申請（平成 年 月 日付け 第号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金補助事業の変更  
承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名　　印」と記載  
すること。

様式第5号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、〇〇県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 補助事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度○○県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、○○県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

## 様式第8号（第11条第1項関係）

番号  
年月日〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)		
交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

## 2 事業の実施状況（注2）

着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（）（注3）			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
設備費		
企画・開発費		
合 計		

- 4 極助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 協議会等にあっては、  
 「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第9号（第12条関係）

番年月日

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金の額の確定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金の額を、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第3項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

3 返還額

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と記載すること。

## 様式第10号（第13条第2項関係）

番年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金精算（概算）払  
請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇県（市・町・村） 海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

## 記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳（注2）

(精算払の場合)  
(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 A	概算払受領額 B	差引請求（返還） 額 A-B
設備費				
企画・開発費				
合計				

(概算払の場合)  
(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合計				

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）負の金額には△印を付すこと。

様式第11号（第15条第1項関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3-2） 円

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第17条第1項、第18条、第19条関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金に係る財産処分  
承認申請  
届出書

平成 年度において、○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金により取得した  
設備の財産処分を行いたいので、○○県（市・町・村）海岸局整備事業費補助金交付要  
綱（平成○○年○○○号） 第17条第1項  
の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとお  
り申請します。  
り届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）設備の名称

（2）設備の設置者（事業主体）の名称

（3）施設の所在地

（4）事業費

（ア）補助金

（イ）借入金

（ウ）自己資金

（エ）その他（具体的に）

4 処分の概要

（1）処分しようとする相手方（注2）

（2）処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

## 〇〇県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金交付要綱（ひな形）

平成〇〇年〇〇月〇〇日  
〇〇県（市・町・村）告示〇〇号

### （趣旨）

第1条 〇〇県（市・町・村）は、総務省の情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付要綱（平成23年12月19日総国政第95号）に基づき、在宅等における就業支援に資する情報通信システムの構築を行う者に対し、当該事業に要する経費を助成するための●●県テレワーク推進事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、●●県補助金等交付規則（●年●●県規則第●号）に定めるほか、この要綱の定めるところによる。

### （定義）

第2条 この要綱において「補助事業」とは、法人又は民間企業等から構成される組織若しくは団体で、代表者の定め、組織及び運営についての規約の定め並びに事業実施及び会計手続きを適正に行う体制を有するもの（以下「協議会等」という）が、情報通信技術を活用した在宅等における就業（以下、「テレワーク」という。）を支援することを目的として、インターネットを介した業務開拓及び業務処理の円滑な遂行、業務の効率的な実施並びに業務実施のために必要な能力開発等に資する機能を有したシステムを一体的に整備する事業をいう。

2 この要綱において「補助事業者」とは、補助金の交付決定通知を受けた者をいう。

### （補助対象経費）

第3条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は別表に掲げる経費の総額とする。

### （交付額）

第4条 〇〇県知事（〇〇市長・〇〇町長・〇〇村長）（以下「知事（市長・町長・村長）」といふ。）は、予算の範囲内において補助金を交付する。ただし、交付決定の額は、一件あたり300万円を下限とする。

2 算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた金額とする。

### （交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」といふ。）は、別記様式第1号

による交付申請書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 申請者は、前項の補助金の交付の申請をするに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定により仕入れに係る消費税額及び地方消費税額として控除できる部分の金額に交付率を乗じて得た金額をいう。以下「消費税仕入控除税額」という。）を減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りではない。

（交付決定の通知）

第6条 知事（市長・町長・村長）は、前条の規定による交付の申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認め、かつ、総務大臣からの情報通信技術利活用事業費補助金（東日本大震災復興特別会計）交付決定通知書により通知を受けた場合には、速やかに申請者に対して、別記様式第2号による交付決定通知書により通知するものとする。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の決定に際して必要な条件を付すことができる。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、第1項による交付の決定を行うに当たっては、前条第2項により補助金に係る消費税仕入控除税額について減額して申請がなされたものについては、これを審査し、適當と認めたときは、当該消費税仕入控除税額を減額するものとする。
- 4 知事（市長・町長・村長）は、前条第2項ただし書による申請がなされたものについては、補助金に係る消費税仕入控除税額について、補助金の額の確定において減額を行うこととし、その旨の条件を付して交付決定を行うものとする。

（申請の取下げ）

第7条 補助事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、申請を取り下げることができる。

- 2 補助事業者は、前項の規定により申請を取り下げようとするときは、前条第1項の通知があった日から20日以内に、別記様式第3号による交付申請取下げ届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（変更等の承認）

第8条 補助事業者は、交付決定の通知を受けた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ別記様式第4号による変更承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

- （1）事業費の額の20パーセントを超える額を減額するとき。ただし、入札による減

額を除く。

(2) 補助事業の内容を変更するとき。ただし、次に掲げる場合を除く。

ア 補助目的達成のために相関的な事業要素相互間の弾力的な遂行を認める必要がある場合

イ 補助目的に変更をもたらすものでなく、かつ補助事業者の自由な創意により計画変更を認めることができ、より能率的な補助目的達成に資するものと考えられる場合

ウ 補助目的及び事業能率に關係のない事業計画の細部変更である場合

2 補助事業者は、補助事業を中止又は廃止しようとするときは、その理由を記載した別記様式第5号による申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その承認を受けなければならない。

(事故報告)

第9条 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれる場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに別記様式第6号による事故報告書を知事（市長・町長・村長）に提出し、その指示を受けなければならない。

(状況報告)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び収支の状況について、知事（市長・町長・村長）から要求があった場合は、速やかに別記様式第7号による状況報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

(実績報告)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了したとき（補助事業の廃止の承認を受けたときを含む。）は、その日から起算して1か月を経過した日又は交付の決定に係る会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、別記様式第8号による実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。この場合において、やむを得ない理由により期日までの提出が困難となったときは、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、補助事業が完了せずに県（市・町・村）の会計年度が終了したときは、交付の決定に係る会計年度の翌年度の4月20日までに前項の実績報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

3 補助事業者は、第1項の報告を行うに当たって、消費税仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

(額の確定等)

第12条 知事（市長・町長・村長）は、前条の報告を受けたときは、その内容の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第8条の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）及びこれに付した条件に適合すると認められた場合には、補助事業者に対して、別記様式第9号による額の確定通知書により通知するものとする。

- 2 前項において確定をしようとする補助金の額に、1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。
- 3 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の返還を命ずる。
- 4 前項の返還の期限は、当該命令のなされた日から20日以内とし、知事（市長・町長・村長）は、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

（支払）

- 第13条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に支払うものとする。ただし、必要があると認める場合には、補助金の交付決定の後に概算払をすることができる。
- 2 補助事業者は、前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、別記様式第10号による精算（概算）払請求書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

（交付決定の取消し等）

第14条 知事（市長・町長・村長）は、第8条第2項の補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次に掲げる場合には、第6条の決定の内容（第8条第1項の規定に基づく承認をした場合は、その承認した内容）の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく知事（市長・町長・村長）の处分若しくは指示に違反した場合
  - (2) 補助事業者が、補助金を補助事業以外の用途に使用した場合
  - (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢その他不適当な行為をした場合
  - (4) 交付の決定の後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合
- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する補助金が交付されているときは、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

- 3 知事（市長・町長・村長）は、前項の返還を命ずる場合は、第1項第4号に規定する場合を除き、その命令に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付を合わせて命ずるものとする。
- 4 第2項の規定に基づく補助金の返還及び前項の加算金の納付については、第12条第4項の規定を準用する。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第15条 補助事業者は、補助事業完了後に、消費税の申告により補助金に係る消費税仕入控除税額が確定した場合には、速やかに別記様式第11号による報告書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

- 2 知事（市長・町長・村長）は、前項の報告があった場合には、当該消費税仕入控除税額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。
- 3 第12条第4項の規定は、前項の返還について準用する。

(補助事業の経理)

第16条 補助事業者は、補助事業の経理について補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を会計帳簿によって明らかにしておくとともに、その会計帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬ。

(補助金交付の際付す条件)

第17条 補助事業者は、補助事業によって取得し、又は効用を増加させた財産（以下この条において「取得財産等」という。）について、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取り壊し又は廃棄しようとするときは、あらかじめ別記様式第12号による財産処分承認申請書を知事（市長・町長・村長）に提出し、知事（市長・町長・村長）の承認を受けなければならない総務大臣が別に定める財産の処分制限期間を経過した場合を除く。）。

- 2 補助事業者が取得財産等を処分することにより収入があると認める場合には、その収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付させることがある。
- 3 補助事業者は、取得財産等については、事業完了後においても善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従ってその効率的な運用を図らなければならない。
- 4 補助事業者が補助事業を遂行するために契約を締結するときは、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の規定に準ずるものとすること。

(取得財産等の処分に関する承認の特例)

第18条 前条第1項の規定による取得財産等の処分に関する知事（市長・町長・村長）

の承認については、総務大臣が別に定める基準に該当する取得財産の処分であって、補助事業者が別記様式第12号による財産処分届出書を知事（市長・町長・村長）に提出した場合は知事（市長・町長・村長）の承認があつたものとして取り扱う。ただし、当該届出書に記載事項の不備等必要な条件が具備されていない場合は、この限りでない。

(財産の処分による収入の納付等)

第19条 補助事業者は、第17条第2項の規定により、財産の処分による収入の全部又は一部を県（市・町・村）に納付する場合には、速やかに様式第12号による財産処分承認申請書又は届出書を知事（市長・町長・村長）に提出しなければならない。

2 知事（市長・町長・村長）は、前項の提出があつた場合には、当該収入の全部又は一部の納付を命ずる。

3 第1項の財産の処分による収入の納付期限は、前項の命令をした日から起算して20日以内とし、期限内に納付がない場合には、知事（市長・町長・村長）は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利5パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(収益納付)

第20条 知事（市長・町長・村長）は、補助事業者に、補助事業によって整備した設備の貸与等により相当の収益が生じたと認められる場合は、収益の一部を県（市・町・村）に納付すべき旨を命じることができる。

2 収益及び納付すべき金額の計算の方法並びに収益の状況に関する報告の徴収その他前項の納付に関し必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

(書類の提出)

第21条 この要綱に定める申請書その他の書類は、正本1通に副本1通を添えて、知事（市長・町長・村長）に提出するものとする。

(その他必要な事項)

第22条 補助金の交付に関するその他必要な事項は、知事（市長・町長・村長）が別に定める。

附則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表

経費区分	内 容
(1) 設備費	<p>(1) 次に掲げる施設・設備の設置等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(ア) 送受信装置</li> <li>(イ) 伝送路設備（光電変換装置、光成端架、中継装置及び分岐装置等を含む）</li> <li>(ウ) 無線アクセス装置（衛星を含む）</li> <li>(エ) 構内伝送路</li> <li>(オ) 電源設備（予備電源設備を含む）</li> <li>(カ) 鉄塔</li> <li>(キ) センター・局舎施設</li> <li>(ク) 外構施設</li> <li>(ケ) 管理測定装置（監視機能を含む）</li> <li>(コ) テレワーク業務用機器</li> <li>(サ) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul> <p>(2) (1) に掲げるもののほか、附帯施設（大臣が別に定める施設・設備）の設置に要する経費</p> <p>(3) (1) 及び (2) に掲げる施設・設備を設置するために必要な用地の取得及び道路の整備に要する経費（土地造成費を含む）</p> <p>(4) 附帯工事費</p>
(2) 企画・開発費	<p>次に掲げる情報通信システムの構築等に要する経費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) プログラム開発に係る役務費（設計を含む）</li> <li>(2) 電子計算機使用料</li> <li>(3) ソフトウェア購入費（ライセンス費を含む）</li> <li>(4) システムの要件定義・要求仕様書の作成等のシステム整備に伴い必要な事務に要する経費</li> <li>(5) その他事業を実施するために必要な経費</li> </ul>

様式第1号（第5条第1項関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

申請者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金交付申請書

平成 年度○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金の交付を受けたいので、  
○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第5  
条第1項の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業の目的
- 2 交付を受けようとする補助金の額（注2） 金 千円
- 3 補助事業の概要  
 別紙
- 4 添付資料
  - (1) 補助事業に要する経費の見積書
  - (2) 補助事業を協議会等が行うものについては、当該補助事業を行う協議会等を構成  
する全団体を列記したもの

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表  
代表者名 印」と記載  
すること。  
（注2）消費税仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。  
補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

別紙

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	(注2)
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

備考

(注1) 協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載すること。

(注2) 事業により整備されるシステムの概要、事業の全体計画等について詳細

に記載すること。必要に応じ参考資料を添付すること。

添付書類

- (1) 補助事業の事業計画書
- (2) その他参考となる資料

様式第2号（第6条第1項関係）

番年月日

申請者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付決定通知書

平成 年 月 日付け 第 号で申請のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金について、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号。以下「要綱」という。）第6条第1項の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知する。

記

1 補助金の交付の対象となる補助事業の内容は、

- 申請書に記載されたとおりとする。
- 一部修正の上、別紙のとおりとする。

2 補助金の交付決定額は、 金 千円とする。

3 内訳は次のとおりとする。

(千円)

経費区分	交付決定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

4 補助金の交付条件（注2）

- 補助事業者は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及び総務省所管補助金等交付規則（平成12年総理府・郵政省・自治省令第6号）並びに要綱の規定に従わなければならない。
- 補助事業の完了後に支払う補助金の額は、実績報告書を要綱等に基づき審査した上で確定させるものとする。

○当該事業により整備したシステム等について、補助事業の目的に沿って継続して運営できる体制の確保に努めること。

(注 1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と記載する。

(注 2) 要綱第6条第2項の規定に基づき、その他必要な条件を付す場合がある。

別紙

補助事業の概要

申請主体名 代表者氏名	(注1)
補助事業の内容	
開始予定日	
完了予定日	

(千円)

補助金申請額	事業費
設備費	
企画・開発費	

備考

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名」と記載する。

様式第3号（第7条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付申請取  
下げ届出書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年  
度〇〇県（市・町・村） 地域医療情報連携基盤構築事業費補助金については、同交付の決  
定内容又は交付の決定に付された条件のうち、下記の事項について不服があるので、〇〇  
県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第7条第  
2項の規定により、同補助金 ， 千円の交付申請（平成 年 月 日付け  
第 号）を取り下げます。

記

- 1 不服のある交付決定の内容又は交付の決定に付された条件
- 2 理由

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載  
すること。

様式第4号（第8条第1項関係）

番 号  
年 月 日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金補助事業の  
変更承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度  
〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金補助事業の一部を変更する必要があるので、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第1項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 変更事項及びその内容

（千円）

変更事項		変更前	変更後
内容			
経費の配分	設備費		
	企画・開発費		
	合計		

2 変更を必要とする理由

3 変更が補助事業に及ぼす影響

4 添付書類

補助事業の対象となる事業の概要（添付書類 様式第1号関係）及び当該事業に係る積算内訳を変更前及び変更後のものを対比して記載した資料

5 交付の申請時に、消費税仕入控除税額を減額して申請した場合であって、補助金交付決定の通知を受けた後において、補助事業の内容又は経費の配分を変更（軽微な場合を除く。）しようとするときは、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円

補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

(注1) 協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表　　代表者名　　印」と記載  
すること。

様式第5号（第8条第2項関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金補助事業中止（廃止）承認申請書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金補助事業を中止（廃止）したいので、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第8条第2項の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 中止（廃止）する事業内容

2 事業を中止（廃止）する理由

3 経費の支出額内訳

（千円）

経費区分	既施工等部分額	未施工等部分額	合計
設備費			
企画・開発費			
合計			

4 事業の再開の見通し（事業を中止する場合のみ）

(1) 中止期間 年 月 日～ 年 月 日

(2) 完了予定日 年 月 日

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第6号（第9条関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助事業事故報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金に係る補助事業について、下記の事故が発生したので、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第9条の規定により報告します。

記

1 事故の内容及びその原因

2 補助事業の現在の進捗状況

3 現在までに要した経費

4 事故に対してとった措置

5 補助事業の遂行及び完了の予定

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

様式第7号（第10条関係）

番号  
年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助事業状況報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金に係る補助事業の実施状況について、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第10条の規定により報告します。

記

1 交付決定額の進捗状況

（千円）

経費区分	交付決定額 (A)	実績額 (B)	進捗率 (B/A)%	差額 (A-B)	実績見込額
設備費					
企画・開発費					
合計					

2 補助事業の遂行状況

補助事業の遂行についてその進捗が確認できる資料その他関係書類

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

## 様式第8号（第11条第1項関係）

番号  
年月日〇〇県知事（市長・町長・村長）殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）

印

平成 年度〇〇県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金補助事業（年度終了）実績報告書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金に係る補助事業は、完了（廃止・完了せずに年度終了）しましたので、平成 年度における実績について、〇〇県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第11条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

## 記

## 1 補助事業の実施状況

(千円)		
交付決定年月日 補助金交付額	概算払金額 (累計)	補助金交付 実績額

## 2 事業の実施状況（注2）

着工日	
完了日	

## 3 事業収支総括表

収入			
補助金	交付決定年月日 交付決定額	概算払年月日 概算払金額	精算払年月日 精算払金額
補助事業者の負担額	予算額		実績額
事業者等の負担金			
自己資金			
その他（ ）（注3）			
小計			
合計			

(円)

支 出		
経 費 区 分	予 算 額	実績額（支出額合計）
設備費		
企画・開発費		
合 計		

- 4 極助金に係る消費税仕入控除税額が明らかな場合には、交付を受けようとする補助金の額及び次の算式を明記すること。

交付を受けようとする補助金の額 金 千円  
 補助金所要額－消費税仕入控除税額＝補助金額

5 添付書類

- (1) 経費支出に係る請求書又は同領収書の写し  
 (2) 交付決定の内容及び条件への適合が確認できる資料その他関係書類

(注1) 協議会等にあっては、  
 「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

(注2) 補助金交付申請書と内容が同一の項目については、その旨を記載し、記入を省略することができる。

(注3) 財源の内容を記入すること。

様式第9号（第12条関係）

番年月日 号

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 殿

〇〇県知事（市長・町長・村長） 〇〇〇〇 印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金の額の確定  
通知書

平成 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金の額を、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第1項の規定により、下記のとおり確定したので、同条の規定により通知する。

なお、確定額を超えて既に交付されている補助金については、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第12条第3項の規定により、平成 年 月 日までに返還を命じる。

記

1 補助金の確定額は、 金 千円とする。

2 内訳は次のとおりとする。

（千円）

経費区分	交付確定額
設備費	
企画・開発費	
合計	

3 返還額

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名」と  
記載すること。

## 様式第10号（第13条第2項関係）

番年月日

〇〇県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1）印

平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金精算（概算）  
払請求書

平成 年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知のあった平成 年度〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金の精算払（第 回概算払）を受けたいので、〇〇県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成〇〇年〇〇〇号）第13条第2項の規定により、下記のとおり請求（返還）します。

## 記

1 請求（返還）金額 金 千円也

2 内訳（注2）

(精算払の場合)  
(千円)

経費区分	交付決定額	確定額 A	概算払受領額 B	差引請求（返還） 額 A-B
設備費				
企画・開発費				
合計				

(概算払の場合)  
(千円)

経費区分	交付決定額 A	前回までの概算 払受領額B	今回請求額 C	残額 A-B-C
設備費				
企画・開発費				
合計				

（注1）協議会等にあっては、  
「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）負の金額には△印を付すこと。

様式第11号（第15条第1項関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度消費税額の額の確定に伴う報告書

○○県（市・町・村） テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号）第15条第1項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額（交付要綱第12条による額の確定額） 円

2 補助金の確定時における消費税仕入控除税額 円

3 消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税仕入控除税額 円

4 補助金返還相当額（3-2） 円

（注1）協議会等にあっては、「協議会等名（○○、○○・・・及び○○）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）別紙として積算の内訳を添付すること。

様式第12号（第17条第1項、第18条、第19条関係）

番号  
年月日

○○県知事（市長・町長・村長） 殿

補助事業者の名称 代表者氏名（注1） 印

平成 年度○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金に係る財産  
承認申請  
処分届出書

平成 年度において、○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金により取得した設備の財産処分を行いたいので、○○県（市・町・村）テレワーク推進事業費補助金交付要綱（平成○○年○○○号） 第17条第1項 第18条 の規定に基づき、関係書類を添えて下記のとおり届け出ます。

記

1 処分の内容

（取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸与、担保、取り壊し又は廃棄の別）

2 処分の理由

3 取得財産の概要

（1）設備の名称

（2）設備の設置者（事業主体）の名称

（3）施設の所在地

（4）事業費

（ア）補助金

（イ）借入金

（ウ）自己資金

（エ）その他（具体的に）

4 処分の概要

（1）処分しようとする相手方（注2）

（2）処分しようとする財産の範囲

（処分しようとする財産の範囲を特定するとともに、財産の範囲が確認できる図面

等を添付すること。)

(3) 処分の期間（注2）

(4) 処分の条件（注2）

（無償・有償の別、その他の条件を記載する。有償の場合は、利用料金、貸与に伴う経費（維持管理費を含む。）見込額を記入する。）

（注1）協議会等にあっては、

「協議会等名（〇〇、〇〇・・・及び〇〇）代表 代表者名 印」と記載すること。

（注2）取り壊し又は廃棄の場合は記入を要しない。

情報通信技術利活用事業費補助金実施マニュアル

平成26年3月19日改訂

平成26年10月1日改訂

平成27年3月20日改訂

(問い合わせ先)

総務省情報流通行政局地域通信振興課地方情報化推進室

電話/FAX 03-5253-5757/03-5253-5759